

令和3年3月25日

安曇野市教育委員会

令和3年3月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
令和 3 年 3 月 25 日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 中村 正勝

タイトル	安曇野市学校施設長寿命化計画（個別計画）の改訂について
決定を要する事項の内容	長寿命化計画の実施計画の改訂案の承認
要旨	「安曇野市学校施設長寿命化計画（個別計画）」における豊科南小学校の「改修名」の変更。
説明	1 改正の内容 安曇野市学校施設長寿命化計画（個別計画）の第 6 章「長寿命化の実施計画」の一部を次のとおり改訂する。 グループ 1 豊科南小学校の「改修名」 変更前 長寿命化 変更後 大・中規模改修 2 改正の理由 令和元年度に実施した躯体の耐力度調査結果及び令和 2 年度の設計業務において、豊科南小学校の躯体（鉄筋を含めたコンクリート）の強度が十分確保されていることが判明したため豊科南小学校の改修内容を従前の長寿命化改修工事から大・中規模改修工事に変更する。 3 変更日 令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 3 月 25 日開催

安曇野市教育委員会 3 月定例会 議案第 1 号 別冊

安曇野市学校施設長寿命化計画（個別計画）案

令和 3 年 3 月改訂

安曇野市教育委員会

安曇野市 学校施設の長寿命化計画目次

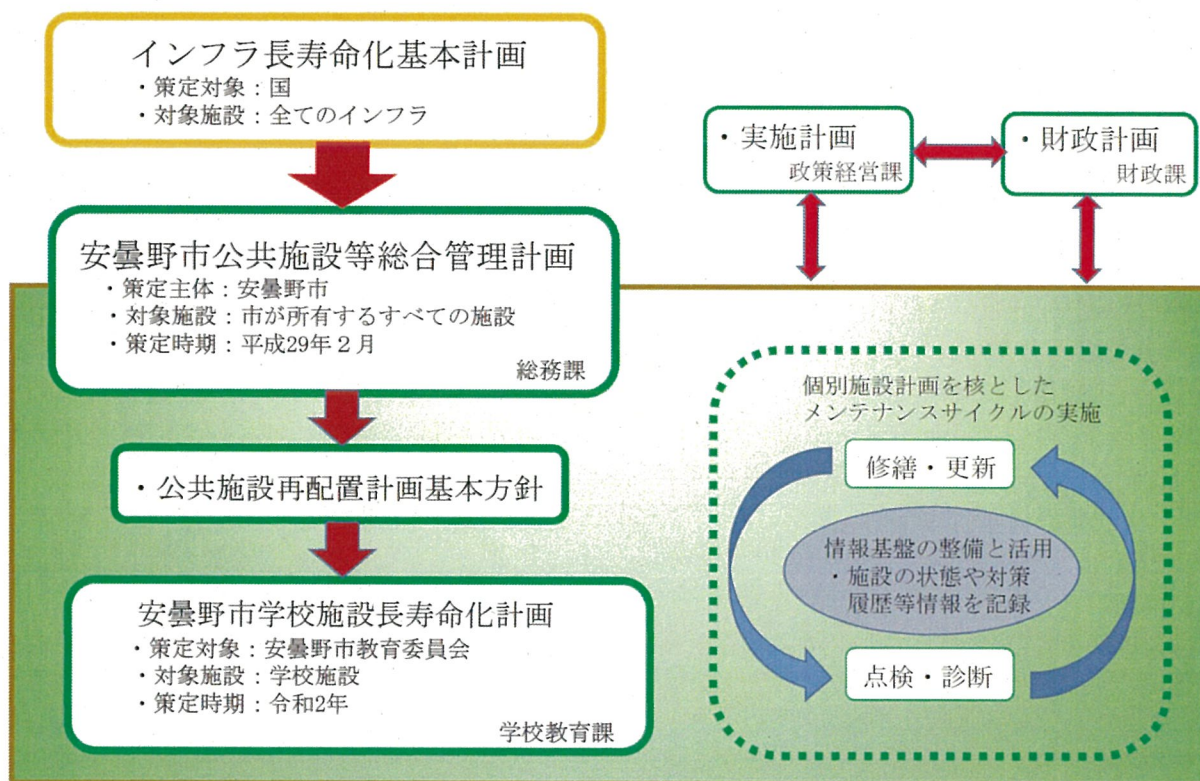
第1章 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等.....	2
1 背景.....	2
2 目的.....	2
3 計画期間.....	3
4 対象施設.....	3
第2章 学校施設の目指すべき姿.....	4
1 安全性.....	4
2 学習活動への適応性.....	4
3 地域の拠点化.....	4
第3章 学校施設の実態.....	5
1 学校施設の運営状況・活用状況等の実態.....	5
1) 対象施設一覧.....	5
2) 児童・生徒数及び学級数の変化.....	6
3) 学校施設の配置状況.....	9
4) 施設関連経費の推移.....	10
5) 学校施設の保有量.....	11
2 学校施設の老朽化状況の実態.....	12
1) 調査方法と劣化状況の評価方法.....	12
2) 学校施設の長寿命化計画のイメージ.....	16
3) 今後の維持・更新コスト（従来型）.....	17
4) 今後の維持・更新コストの把握（長寿命化型）.....	18
1 学校施設の規模・配置計画等の方針.....	19
1) 学校施設の長寿命化計画の基本方針.....	19
2) 学校施設の規模・配置計画等の方針.....	19
2 改修等の基本的な方針.....	20
1) 長寿命化の方針.....	20
2) 目標使用年数、改修周期の設定.....	20
第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等.....	23
1 改修等の整備水準.....	23
2 維持管理の項目・手法等.....	23
第6章 長寿命化の実施計画.....	24
1 改修等の優先順位付けと実施計画.....	24
2 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果～維持・更新の課題と今後の方針.....	29
第7章 長寿命化計画の継続的運用方針.....	29
1 情報基盤の整備と活用.....	29
2 推進体制等の整備.....	29
3 フォローアップ.....	29

第1章 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等

1 背景

安曇野市（以下、「本市」という。）の学校施設は、昭和40年代から昭和60年前半にかけて数多く建築され、各学校の校舎の多くは、建築後35年以上が経過しています。新耐震基準以前の基準が適応されていた校舎については、平成22年までにすべての校舎の耐震補強が完了しましたが、老朽化が進行しており、順次、大規模改修、改築が必要となっています。また、少子化により、各学校の児童・生徒数は減少傾向にあり、学校全体の規模・配置の見直しが求められています。

国において「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、本市においては、必要な施設・サービスの継続と質の向上を目指し、学校施設の長寿命化計画をたて、学校施設の機能を確保することが求められています。



2 目的

小・中学校施設の劣化状況を調査し、今後予想される改修工事の内容、事業費、スケジュールについて、施設の長寿命化計画を策定、今後の計画的整備のための基礎資料とすることを目的とします。長寿命化計画では、これまでの「事後保全」から「計画保全」へと維持管理の手法を転換し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。

3 計画期間

本計画は、計画期間を定めず児童・生徒数の変化、社会経済情勢及び国の補助制度などの動向により、柔軟に計画を見直すこととします。

4 対象施設

学校	
小学校	10 校
中学校	7 校
幼稚園	1 園

○本市が保有する小学校 10 校

- ・豊科南小学校
- ・豊科北小学校
- ・豊科東小学校
- ・穂高南小学校
- ・穂高北小学校
- ・穂高西小学校
- ・三郷小学校
- ・堀金小学校
- ・明南小学校
- ・明北小学校

○本市が保有する中学校 7 校

- ・豊科南中学校
- ・豊科北中学校
- ・穂高東中学校
- ・穂高西中学校
- ・三郷中学校
- ・堀金中学校
- ・明科中学校

○本市が保有する幼稚園

- ・穂高幼稚園

第2章 学校施設の目指すべき姿

1 安全性

学校施設は、児童・生徒の学習と生活の場であるとともに、防災拠点・指定避難所としての役割を果たす施設であるため、安全安心な施設環境を確保する必要があります。

2 学習活動への適応性

近年の教育内容・指導方法の多様化や児童・生徒の生活様式の変化、猛暑対策等を踏まえ、トイレの洋式化、エアコンの整備など、時代に即した教育環境の確保に取り組みます。

情報化の進展と普及に伴い、教育ニーズに応じた校内ネットワーク等の整備を進めていきます。

また、特別支援教育の推進にも配慮いたします。

3 地域の拠点化

学校施設は地域の拠点となる場所であることから、地域に開かれた学校づくりをすすめていくことが求められています。地域と学校が連携し、児童・生徒の育成に努めるとともに、社会的なニーズに対応できるように維持・管理を進めていきます。

第3章 学校施設の実態

1 学校施設の運営状況・活用状況等の実態

1) 対象施設一覧

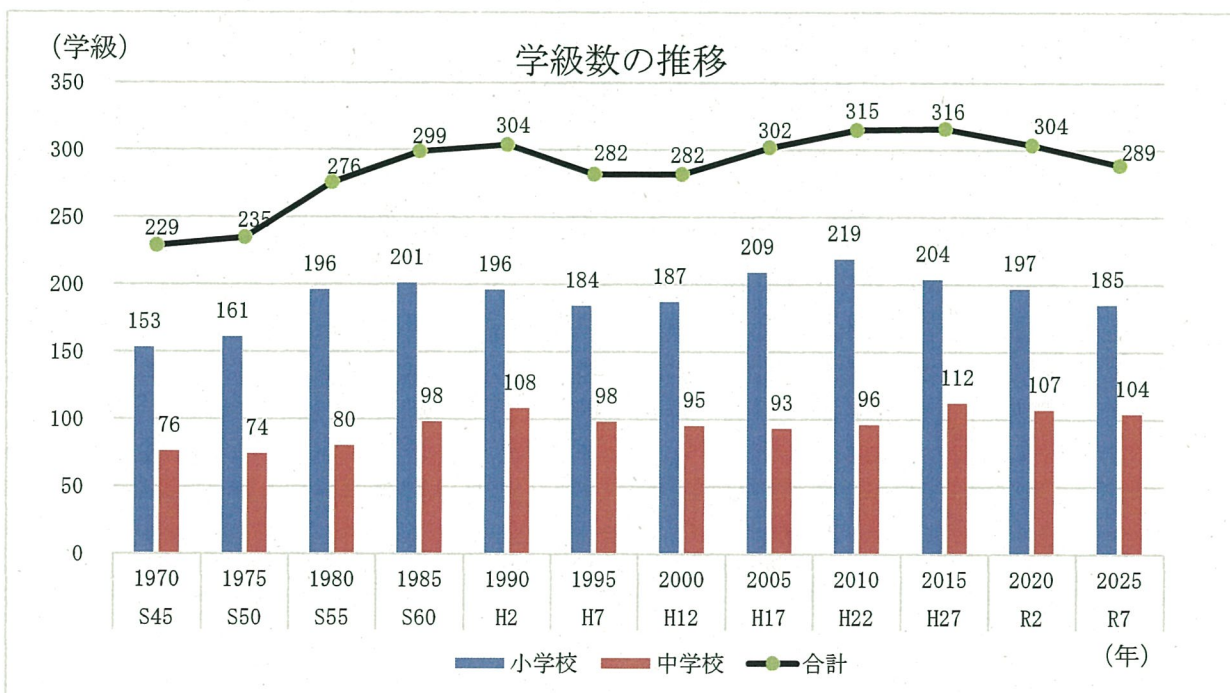
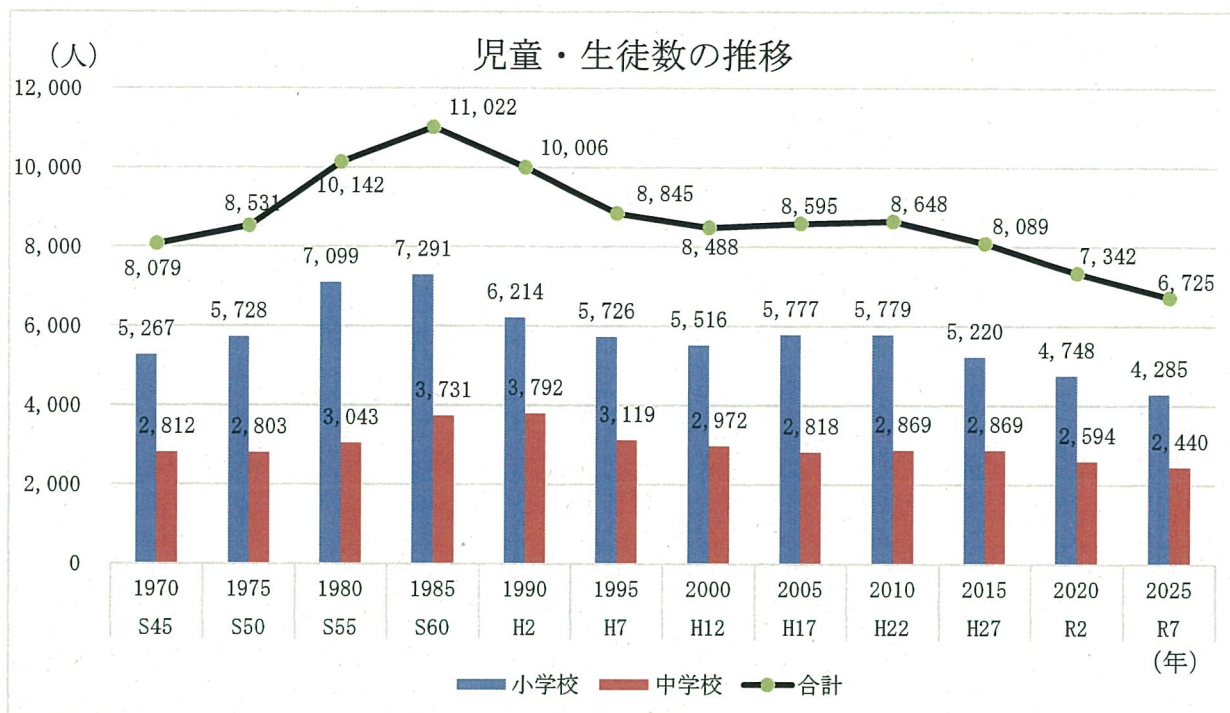
本市は、小学校10校と中学校7校の学校施設を有しており、保有面積は小学校全体で85,987㎡、中学校全体では、64,809㎡となっており、穂高幼稚園を含めた小中学校合計では152,030㎡となります。

令和元年5月1日現在

学校名	住所	当初建設年 (和暦)	経過年数 (年)	校舎保有面積 (㎡)	児童・生徒数(人)		学級数(学級)	
					通常学級	特別支援	通常学級	特別支援
豊科南小学校	豊科2723	昭和43	51	8,843	630	33	21	5
豊科北小学校	豊科南穂高2692	昭和46	48	8,278	509	29	18	5
豊科東小学校	豊科田沢5626	昭和56	39	4,979	160	16	6	3
穂高南小学校	穂高7217-1	昭和42	53	10,342	547	40	18	3
穂高北小学校	穂高有明943	昭和44	51	11,799	647	35	22	5
穂高西小学校	穂高柏原2728	昭和62	33	8,013	398	15	15	3
三郷小学校	三郷明盛4742	昭和43	51	12,369	891	50	30	7
堀金小学校	堀金烏川3000	平成17	14	11,366	485	21	17	3
明南小学校	明科中川手2694	平成2	30	5,360	205	14	8	3
明北小学校	明科東川手823	昭和47	48	4,638	103	5	6	2
小学校 計				85,987	4575	258	161	39
豊科南中学校	豊科1487	昭和60	35	7,247	314	23	10	4
豊科北中学校	豊科5558	昭和62	33	9,090	336	19	12	4
穂高東中学校	穂高5119-2	昭和57	38	13,856	449	20	15	4
穂高西中学校	穂高有明9525	平成12	19	10,908	387	22	12	4
三郷中学校	三郷明盛1885-1	昭和52	43	9,073	496	38	15	6
堀金中学校	堀金烏川2126-1	昭和59	36	7,423	278	12	9	3
明科中学校	明科中川手2666	昭和61	34	7,212	194	10	6	2
中学校 計				64,809	2454	144	79	27
穂高幼稚園	安曇野市穂高6802	昭和48	47	1,234	77	0	9	0
合計				152,030	7106	402	249	66

2) 児童・生徒数及び学級数の変化

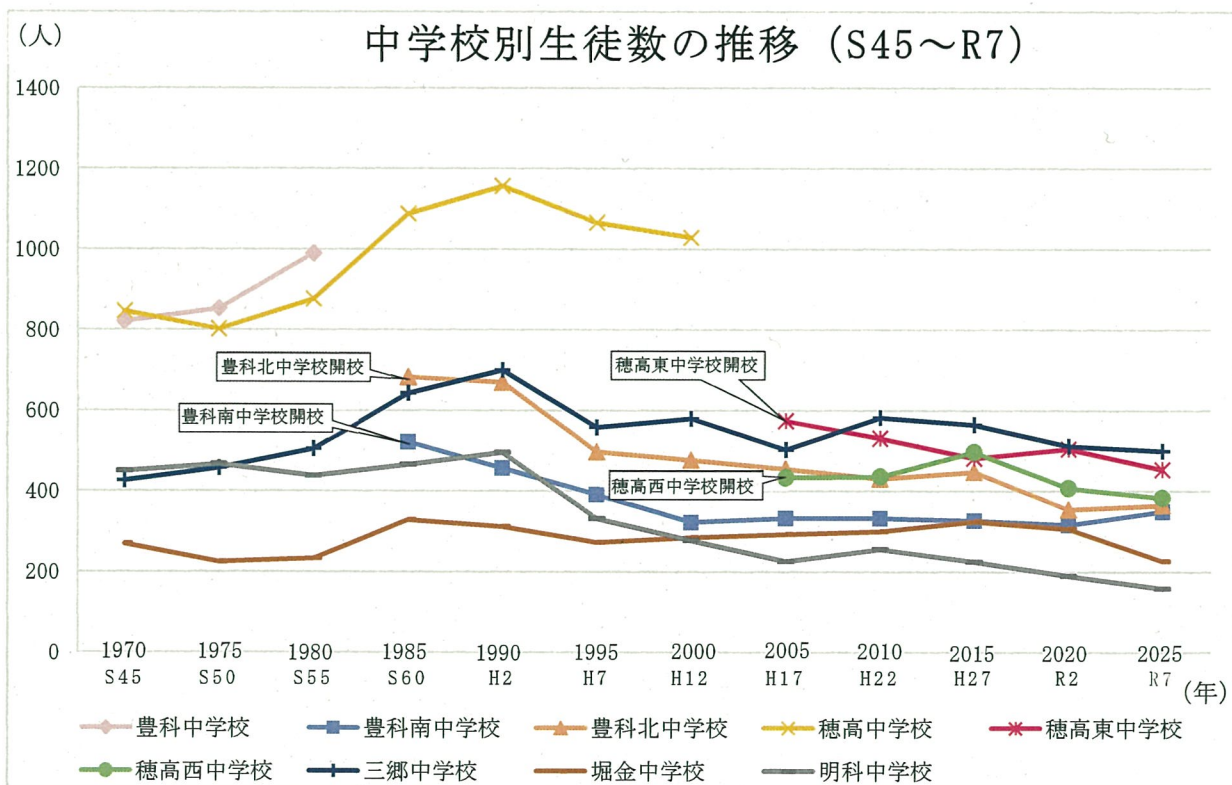
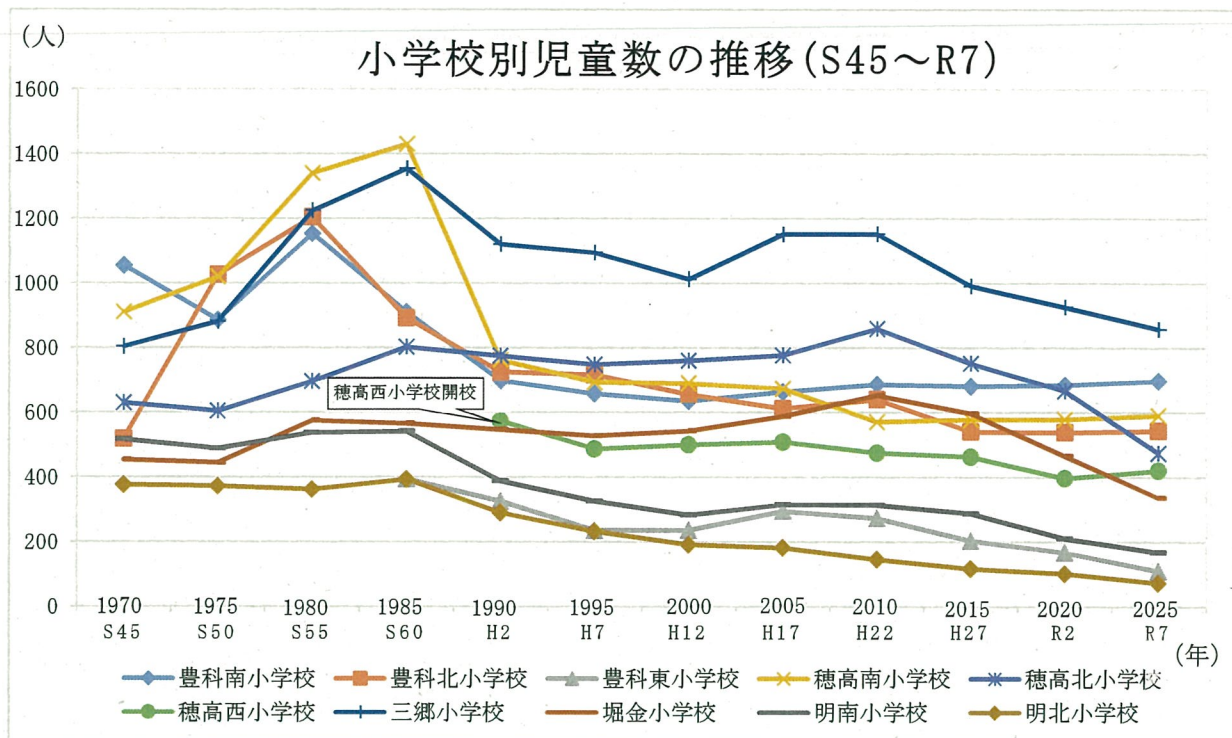
本市の令和2年度の児童・生徒数の見込みは児童数4,748人、生徒数2,594人の合計7,342人です。平成22年度と比較して▲1,306人となっており毎年減少傾向にあります。

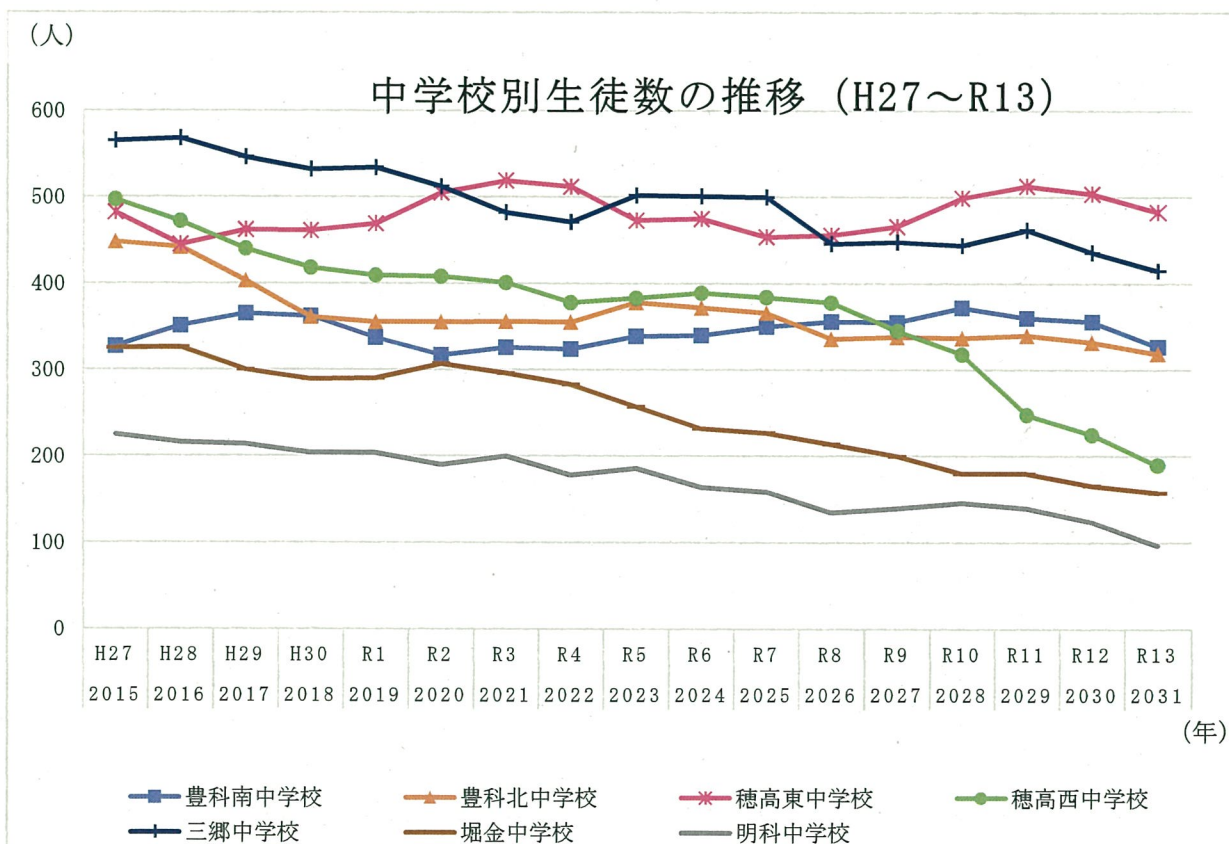
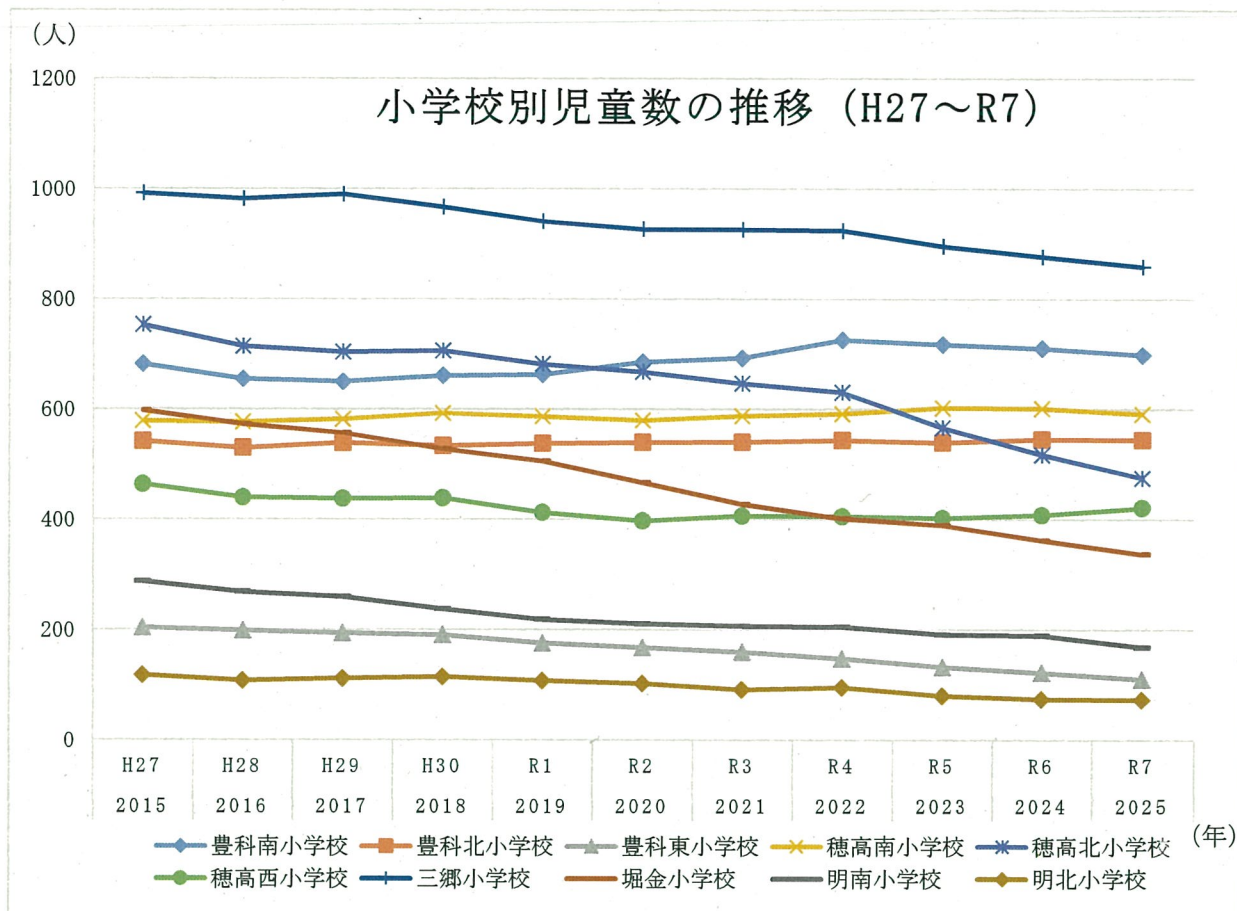


学級定員の基準

H9.4.1施行

	国基準	県基準
通常学校	小学1年 35人 他 40人	小学校 1～6年生 35人 中学校 1～3学年 35人
特別支援学級	小・中学校ともに1学級＝1人以上8人以下	小・中学校ともに1学級＝3人以上8人以下
通級指導教室（言語障害、発達障害）	文部科学省が定める数 1学級＝10人以上 ※指導時数 週＝20時間～24時間	正規対応

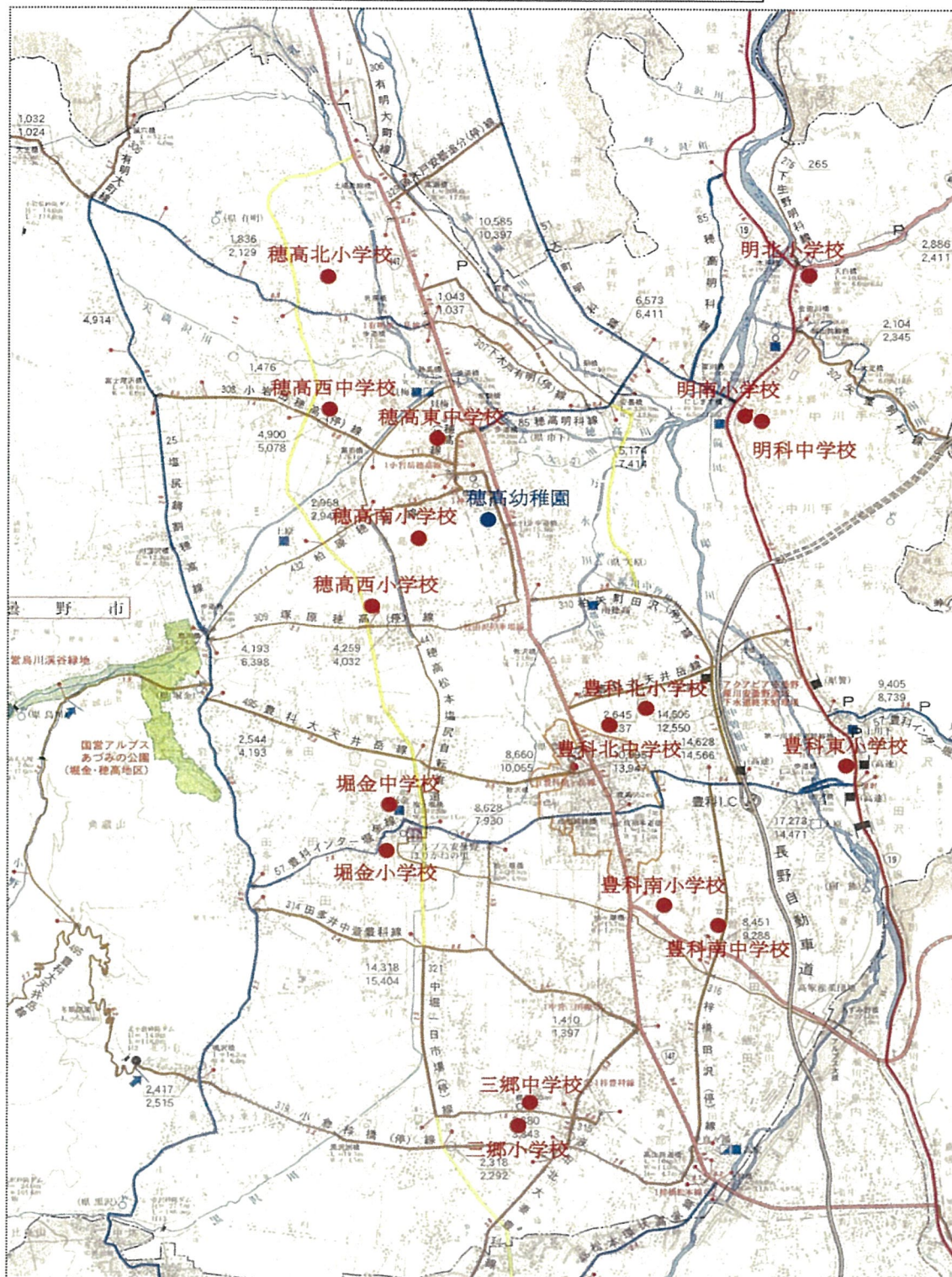




3) 学校施設の配置状況

地

安曇野市立小学校・中学校位置図



4) 施設関連経費の推移

単位 (円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間平均
施設整備費	190,612,122	425,840,649	502,338,852	416,213,295	649,593,505	436,919,685
その他施設整備費	80,174,464	123,224,498	724,716	737,731	9,060,212	42,784,324
維持修繕費	38,508,801	22,787,927	25,363,988	34,883,301	33,336,607	30,976,125
光熱水費・委託費等	145,498,478	140,764,095	132,085,125	128,342,559	118,746,419	133,087,335
施設関連経費合計	454,793,865	712,617,169	660,512,681	580,176,886	810,736,743	643,767,469

平成 26～30 年度の 5 年間の学校施設の施設関連経費の平均は約 6 億 4 千 4 百万円となっています。

過去 5 年間の主な改修履歴は以下の様になります。

耐震補強は全校実施済みですが、今後は長寿命化改修を計画的にすすめていきます。

・平成 26 年度

豊科東小学校：プール・体育館改修、穂高北小学校：講堂改修、
豊科南中学校：体育館改修、明科中学校：体育館改修、
穂高幼稚園改修（～27 年度まで）

・平成 27 年度

穂高南小学校：プール改修、三郷小学校：第二体育館改修（～28 年度まで）
穂高西小学校：講堂改修、豊科北中学校：トイレ改修、（～29 年度まで）体育館改修、
穂高東中学校：講堂改修

・平成 28 年度

穂高南小学校：講堂改修、豊科南小学校：体育館改修、穂高東中学校：体育館改修
三郷中学校：講堂改修

・平成 29 年度

三郷小学校：第一体育館改修、穂高南小学校：長寿命化工事（～令和元年度まで）、
明南小学校：体育館改修、穂高西中学校：体育館改修、堀金中学校：体育館改修

・平成 30 年度

豊科北小学校：体育館改修、穂高西小学校：体育館改修、穂高北小学校：体育館改修
豊科東小学校：トイレ改修、穂高西中学校：講堂改修

※文中の体育館改修・講堂改修とは非構造部材の耐震化工事

5) 学校施設の保有量

本市が設置する小学校 10 校と中学校 7 校、幼稚園 1 園の校舎及び附属建物の棟数の合計は 287 棟で、保有面積の合計は 152,030 m²です。

本計画では、上記施設のうち小規模な建築物（200 m²以下の建物等）を「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき、原則対象外とし、対象建物を整理しました。

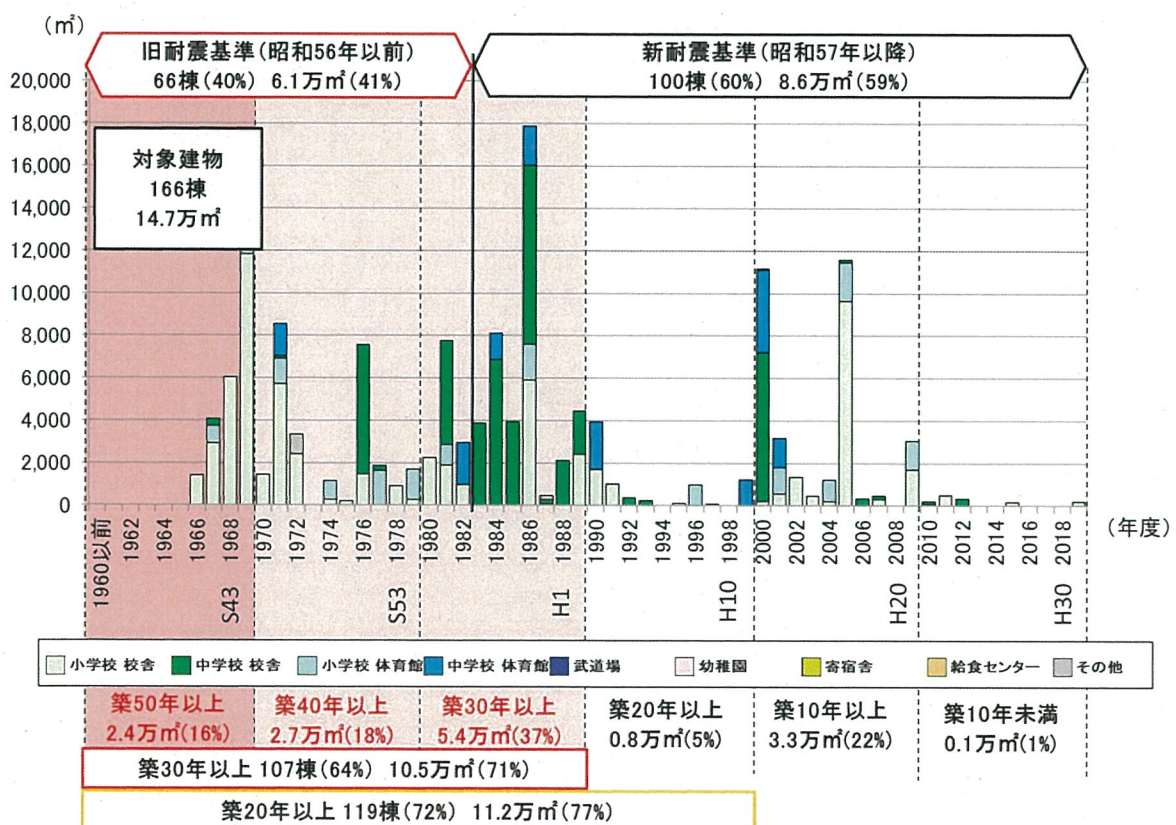
したがって本計画の対象となる校舎及び附属建物の棟数の合計は 166 棟で、保有面積の合計は 146,686 m²となります。

築年別の整備状況は旧耐震基準（昭和 56 年以前）の棟数は 66 棟で全体の 40%、保有面積では 6.1 万 m²で 41%となっています。新耐震基準（昭和 57 年以降）の棟数は 100 棟（60%）、保有面積は 8.6 万 m²で 59%となっています。

また建築後年数では 30 年以上が 107 棟（64%）、保有面積 10.5 万 m²（71%）、20 年以上では、119 棟（72%）、保有面積 11.2 万 m²（77%）となっています。

最も古い校舎は、穂高南小学校の教室棟で昭和 41 年建築、築後 52 年が経過しています。平成 2 年度、平成 5 年度、平成 17 年度に大規模改造を行い、平成 29 年度～令和元年度には長寿命化改修を行い現在に至っています。

築年別整備状況



2 学校施設の老朽化状況の実態

1) 調査方法と劣化状況の評価方法

学校施設の老朽化の調査については、令和元年7月～8月に実施した目視による劣化状況現場調査に基づき、屋根・屋上、外壁を、また内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にA、B、C、Dの4段階で評価しています。

評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

評価	基準
良好 A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
劣化 D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

経過年数による評価

【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

評価	基準
良好 A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

健全度の算定

健全度とは、各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標である。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を100点満点で算定する。なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定している。

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

(右図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

	評価		評価点		配分	
1 屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	= 204
2 外壁	D	→	10	×	17.2	= 172
3 内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	= 1,680
4 電気設備	A	→	100	×	8.0	= 800
5 機械設備	C	→	40	×	7.3	= 292
						計 3,148
						÷ 60
						健全度 52

文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」より

建物情報一覧表

建物基本情報															構造躯体の健全性										劣化状況評価										備考	
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	固定資産台帳番号	用途区分		構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度		築年数	耐震安全性			長寿命化判定		劣化状況評価																	
						学校種別	建物用途				西暦	和暦		基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度(N/mm ²)	試算上の区分	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)											
1	1	豊科南小学校	特別教室棟	1-1		小学校	校舎	RC	3	2,340	1968	S43	51	旧	済	済	H16 299	長寿命	C	B	C	C	D	46										構造計算22.5N/mm ²		
2	1	豊科南小学校	管理特別教室棟	1-2		小学校	校舎	RC	3	2,620	1969	S44	50	旧	済	済	H16 253	長寿命	C	B	C	C	D	46										構造計算22.5N/mm ²		
3	1	豊科南小学校	教室棟	2-1		小学校	校舎	RC	1	1,277	1969	S44	50	旧	済	済	H16 277	長寿命	C	B	C	C	C	50											構造計算18N/mm ²	
4	1	豊科南小学校	教室棟	2-2		小学校	校舎	S	2	636	1976	S51	43	旧	済	済	-	長寿命	D	C	C	C	C	37												
5	1	豊科南小学校	屋内運動場	14		小学校	体育館	RC	1	1,228	2001	H13	18	新	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100												
6	1	豊科南小学校	プール付属棟	15		小学校	校舎	RC	1	132	2007	H19	12	新	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100												
7	1	豊科南小学校	教室棟	16		小学校	校舎	S	2	498	2011	H23	8	新	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100												
8	2	豊科北小学校	高学年棟	1-1		小学校	校舎	RC	4	1,449	1970	S45	49	旧	-	済	H18 239	長寿命	B	A	A	A	A	98											構造計算21N/mm ²	
9	2	豊科北小学校	高学年棟	1-2		小学校	校舎	RC	3	1,237	1971	S46	48	旧	-	済	H18 266	長寿命	B	B	A	A	A	91											構造計算21N/mm ²	
10	2	豊科北小学校	特別教室棟	2-1		小学校	校舎	RC	1	640	1971	S46	48	旧	済	-	H18 269	長寿命	B	A	B	B	B	82											構造計算21N/mm ²	
11	2	豊科北小学校	廊下	2-2		小学校	校舎	S	1	301	1971	S46	48	旧	済	済	-	長寿命	A	A	A	B	A	97												
12	2	豊科北小学校	音楽室等	3-1		小学校	校舎	RC	2	640	1971	S46	48	旧	済	済	H18 237	長寿命	B	A	A	B	A	95											構造計算21N/mm ²	
13	2	豊科北小学校	管理棟	4-1		小学校	校舎	RC	1	1,133	1971	S46	48	旧	済	-	H18 237	長寿命	B	B	A	B	A	87											構造計算21N/mm ²	
14	2	豊科北小学校	低学年棟	6		小学校	校舎	RC	1	376	1971	S46	48	旧	済	-	H18 25	長寿命	B	A	A	B	B	92											構造計算21N/mm ²	
15	2	豊科北小学校	低学年棟	7-1		小学校	校舎	RC	1	369	1971	S46	48	旧	済	-	H18 29	長寿命	B	A	A	B	B	92											構造計算21N/mm ²	
16	2	豊科北小学校	体育館棟	8-1		小学校	体育館	RC	1	1,193	1971	S46	48	旧	済	済	H18 277	長寿命	B	A	A	B	A	95											構造計算21N/mm ²	
17	2	豊科北小学校	プール付属棟	20		小学校	校舎	S	1	105	1995	H7	24	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75												
18	3	豊科東小学校	普通教室及び特別教室棟	1		小学校	校舎	RC	3	1,889	1980	S55	39	旧	済	済	H14 249	長寿命	B	B	A	A	A	91												構造計算21N/mm ²
19	3	豊科東小学校	普通教室棟	2		小学校	校舎	RC	2	1,093	1981	S56	38	旧	済	済	H14 223	長寿命	B	B	A	A	A	88												構造計算21N/mm ²
20	3	豊科東小学校	管理棟	3		小学校	校舎	RC	1	796	1981	S56	38	旧	済	済	H14 242	長寿命	B	B	A	A	B	88												構造計算21N/mm ²
21	3	豊科東小学校	屋内運動場	4		小学校	体育館	RC	1	981	1981	S56	38	旧	済	済	H14 22	長寿命	C	B	A	A	B	85											構造計算21N/mm ²	
22	3	豊科東小学校	プール付属棟	8		小学校	校舎	S	1	67	1982	S57	37	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75												
23	3	豊科東小学校	多目的室	10		小学校	校舎	S	1	87	2010	H22	9	新	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98												
24	4	穂高南小学校	教室棟	1		小学校	校舎	RC	1	1,392	1966	S41	53	旧	済	済	H16 214	長寿命	A	A	A	A	A	100												構造計算18N/mm ²
25	4	穂高南小学校	管理棟	2-1		小学校	校舎	RC	1	323	1967	S42	52	旧	済	-	H16 204	長寿命	A	A	A	A	A	100												構造計算18N/mm ²
26	4	穂高南小学校	視聴覚棟	3		小学校	校舎	RC	2	776	1967	S42	52	旧	済	済	H16 206	長寿命	A	A	A	A	A	100												構造計算18N/mm ²
27	4	穂高南小学校	教室棟	4		小学校	校舎	RC	2	907	1967	S42	52	旧	済	済	H16 253	長寿命	D	C	C	C	C	37												構造計算18N/mm ²
28	4	穂高南小学校	教室棟	5		小学校	校舎	RC	2	907	1967	S42	52	旧	済	済	H16 239	長寿命	D	D	C	C	C	29												構造計算18N/mm ²
29	4	穂高南小学校	屋内運動場	7		小学校	体育館	RC	1	835	1967	S42	52	旧	済	済	H16 221	長寿命	B	A	C	A	A	98												構造計算18N/mm ²
30	4	穂高南小学校	廊下	15-1		小学校	校舎	S	1	281	1968	S43	51	旧	済	済	-	長寿命	A	A	A	A	A	100												構造計算18N/mm ²
31	4	穂高南小学校	廊下	15-2		小学校	校舎	S	1	158	1968	S43	51	旧	済	済	-	長寿命	B	A	C	C	C	60												構造計算18N/mm ²
32	4	穂高南小学校	理科教室棟	18		小学校	校舎	RC	1	256	1974	S49	45	旧	済	-	H16 264	長寿命	A	A	A	A	A	100												構造計算22.5N/mm ²
33	4	穂高南小学校	教室棟	19		小学校	校舎	RC	3	840	1976	S51	43	旧	済	-	H16 304	長寿命	D	C	C	C	C	37												構造計算22.5N/mm ²
34	4	穂高南小学校	屋内運動場	20		小学校	体育館	S	2	1,641	1977	S52	42	旧	済	済	H16 233	長寿命	A	A	A	A	A	100												構造計算21N/mm ²
35	4	穂高南小学校	教室棟	24		小学校	校舎	RC	1	276	1979	S54	40	旧	済	-	H16 222	長寿命	A	A	A	A	A	100												構造計算18N/mm ²
36	4	穂高南小学校	教室棟	25		小学校	校舎	RC	2	345	1980	S55	39	旧	済	-	H16 211	長寿命	D	C	C	C	C	37												構造計算18N/mm ²
37	4	穂高南小学校	プール棟1	41		小学校	校舎	RC	1	116	2015	H27	4	新	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98												
38	4	穂高南小学校	プール棟2	42		小学校	校舎	RC	1	58	2015	H27	4	新	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98												
39	4	穂高南小学校	渡り廊下	48		小学校	校舎	RC	1	209	2019	R元	0	新	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100												
40	5	穂高北小学校	教室棟	1-1		小学校	校舎	RC	2	1,355	1968	S43	51	旧	済	-	H18 286	長寿命	B	B	A	A	A	91												構造計算18N/mm ²
41	5	穂高北小学校	教室棟廊下	1-2		小学校	校舎	S	2	412	2009	H21	10	新	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98												
42	5	穂高北小学校	家庭科室棟	2-1		小学校	校舎	RC	1	334	1968	S43	51	旧	済	-	H18 224	長寿命	B	A	A	A	A	98												構造計算21N/mm ²
43	5	穂高北小学校	管理及び特別教室棟	4-1		小学校	校舎	RC	3	1,614	1969	S44	50	旧	済	済	H18 291	長寿命	B	D	A	A	A	72												構造計算22.5N/mm ²
44	5	穂高北小学校	昇降口棟	5-1		小学校	校舎	RC	2	708	1969	S44	50	旧	済	-	H18 21	長寿命	C	C	A	A	A	78												構造計算21N/mm ²
45	5	穂高北小学校	教室棟	6-1		小学校	校舎	RC	1	844	1969	S44	50	旧	済	-	H18 262	長寿命	C	C	A	A	A	78												構造計算22.5N/mm ²
46	5	穂高北小学校	渡り廊下	13-1		小学校	校舎	S	1	403	1969	S44	50	旧	済	-	-	長寿命	A	A	A	C	A	92												
47	5	穂高北小学校	講堂	15		小学校	体育館	RC	2	899	1974	S49	45	旧	済	-	H18 255	長寿命	C	B	A	B	A	84												

■ : 築50年以上 □ : 築30年以上 基準 2019

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上 基準 2019

14

建物情報一覧表

建物情報一覧表

築50年以上

築30年以上

基準

2019

A:概ね良好

B:部分的に劣化

C:広範囲に劣化

D:早急に対応する必要がある

建物基本情報

構造躯体の健全性

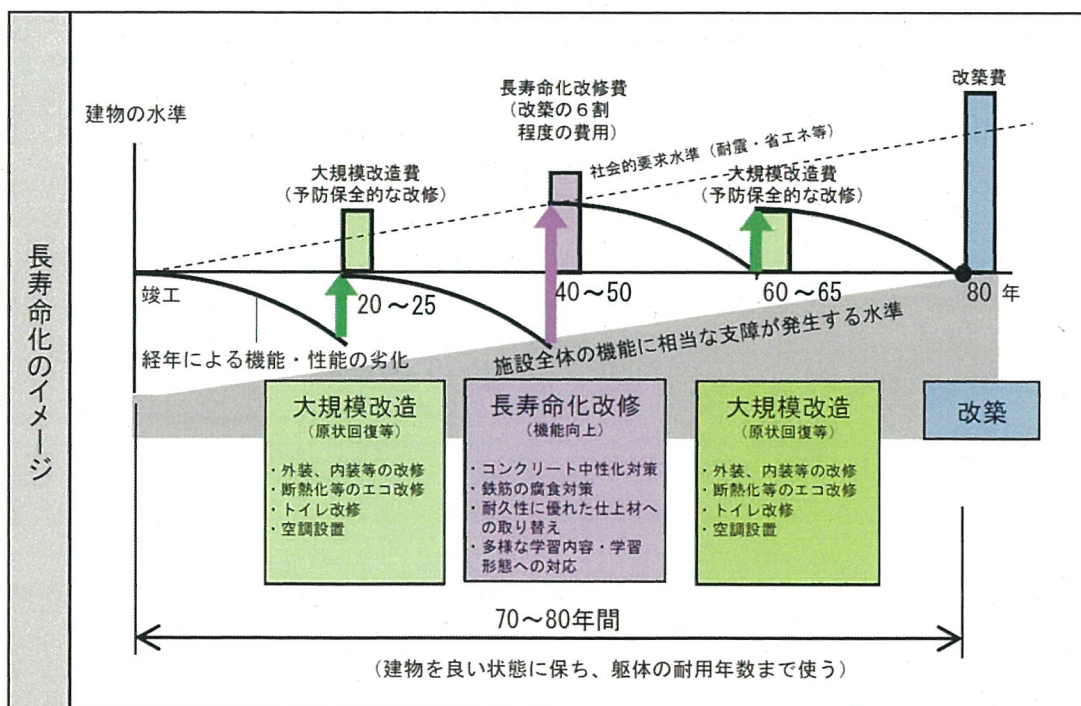
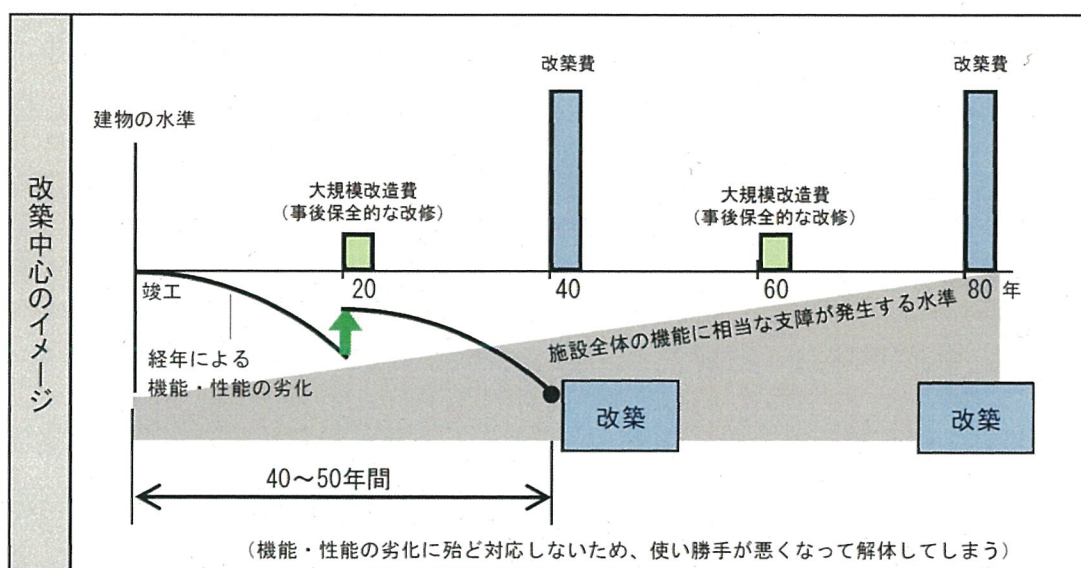
劣化状況評価

通し 番号	学校 調査 番号	施設名	建物名	棟 番号	固定 資産 台帳 番号	用途区分		構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年 数	耐震安全性			長寿命化判定		劣化状況評価						備考	
						学校種 別	建物用 途				西暦	和暦		基準	診断	補強	調査 年度	圧縮 強度 (N/㎡)	試算上 の区分	屋根・ 屋上	外壁	内部仕 上	電気設 備	機械設 備		健全度 (100点 満点)
148	15	三郷中学校	昇降口棟	13		中学校	校舎	S	1	332	2006	H18	13	新	-	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98	
149	16	堀金中学校	講堂兼屋内運動場	14-1		中学校	体育館	S	2	1,485	1971	S46	48	旧	済	済	-	-	長寿命	C	C	A	A	A	78	
150	16	堀金中学校	普通教室・特別教室棟	15-1		中学校	校舎	RC	3	2,092	1983	S58	36	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	B	B	B	72	
151	16	堀金中学校	遊り廊下	16-1		中学校	校舎	RC	2	119	1983	S58	36	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	A	B	A	84	
152	16	堀金中学校	普通教室・特別教室棟	17-1		中学校	校舎	RC	2	1,219	1983	S58	36	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	B	B	B	72	
153	16	堀金中学校	普通教室・特別教室・特別教室棟	17-2		中学校	校舎	RC	2	373	1992	H4	27	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	B	B	B	72	
154	16	堀金中学校	普通教室・特別教室棟	18-1		中学校	校舎	RC	2	1,279	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	B	B	B	72	
155	16	堀金中学校	特別教室棟	18-2		中学校	校舎	RC	1	218	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	A	A	A	88	
156	16	堀金中学校	遊り廊下	19		中学校	校舎	RC	2	138	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	D	D	A	B	A	63	
157	16	堀金中学校	プール付廊下	20		中学校	校舎	RC	1	97	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	B	B	B	62	
158	16	堀金中学校	特別支援教室	24		中学校	校舎	S	1	95	2012	H24	7	新	-	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98	
159	17	明科中学校	教室棟	13		中学校	校舎	RC	3	1,927	1985	S60	34	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	B	B	B	62	
160	17	明科中学校	管理教室棟	14		中学校	校舎	RC	2	2,012	1985	S60	34	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	B	B	B	62	
161	17	明科中学校	特別教室棟	15		中学校	校舎	RC	2	1,513	1986	S61	33	新	-	-	-	-	長寿命	B	C	B	B	B	65	
162	17	明科中学校	ランテールーム	16		中学校	校舎	RC	1	505	1986	S61	33	新	-	-	-	-	長寿命	B	C	B	B	B	65	
163	17	明科中学校	屋内運動場	18		中学校	体育館	W	2	1,206	1999	H11	20	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	B	A	B	75	
164	18	穂高幼稚園	保育棟・昇降口・管理棟	4-1		幼稚園	校舎	S	1	937	1972	S47	47	旧	済	済	-	-	長寿命	B	B	A	A	A	91	
165	18	穂高幼稚園	保育棟	4-2		幼稚園	校舎	S	1	198	1987	S62	32	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	A	A	A	91	
166	18	穂高幼稚園	厨房	8		幼稚園	校舎	S	1	70	2000	H12	19	新	-	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98	

2) 学校施設の長寿命化計画のイメージ

従来の維持管理では建物に深刻な劣化や故障などの不具合が表面化してから改修を行ってきました。このため、不具合が表面化した部分の対応にとどまり、建物の劣化を抑制できなかったことで、RC造の校舎の改築は、全国平均40年となっています。

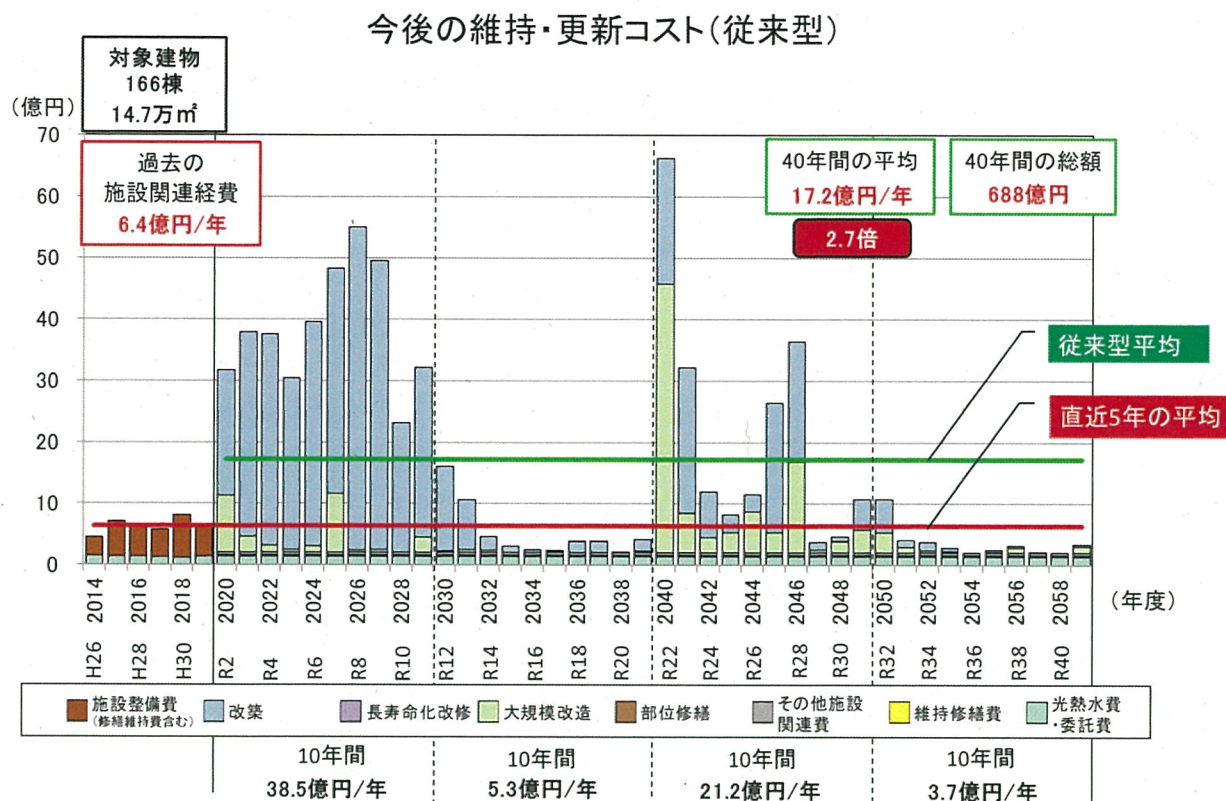
今後は下記表に示す部位別の標準耐用年数を基本として、竣工後約25年で機能回復のための大規模改造を行い、耐用年数の中間期程度となる約50年で機能向上のための長寿命化改良を行います。その後、約15年で再び大規模改造などを行い、目標耐用年数の約80年で建物の建て替えを行います。



文部科学省 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき作成

3) 今後の維持・更新コスト（従来型）

学校施設においては、文部科学省資料ではRC造の改築までの全国平均年数が40年であることから、建設後40年後の耐用年数で建て替えをした場合、今後40年間のコストは688億円（17.2億円/年）かかると試算されます。これは直近5年間の施設関連経費6.4億円/年の2.7倍になります。特に今後10年間に建て替え等集中しこの期間は38.5億円/年と試算されます。



コスト試算条件（従来型）

基準年度：2019年（試算期間：基準年の翌年度から40年間）

改 築：更新周期40年 工事期間2年

改築単価 330,000円/㎡（公共施設等更新費用試算ソフトの学校施設更新単価）

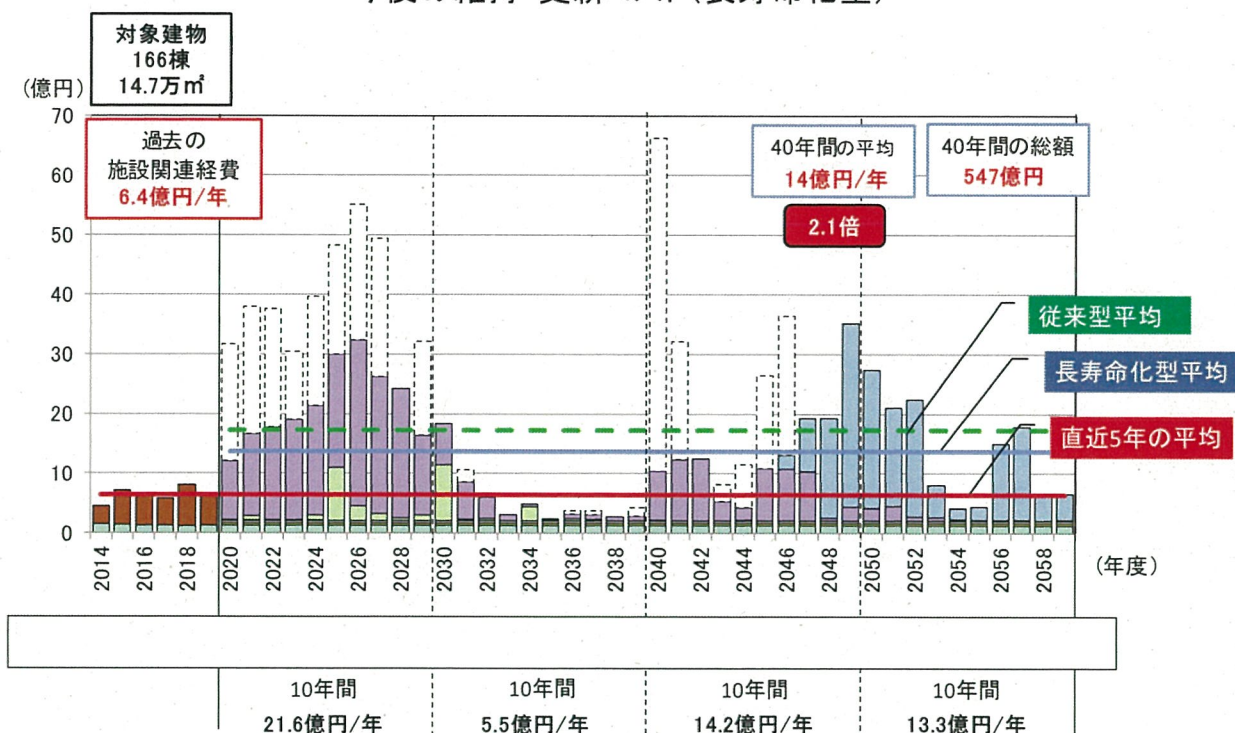
大規模改造：実施年数20年周期 工事期間2年

4) 今後の維持・更新コストの把握（長寿命化型）

今後学校施設の建て替えによる費用集中を避け、将来の費用を縮減していくため、大規模改修等により 80 年に建物を長寿命化した場合、今後 40 年間の維持・更新コストは総額約 547 億円（14 億円/年）となり、従来の建て替え中心の場合 688 億円（17.2 億円/年）より総額 141 億円（3.2 億円/年）の減額となり、約 20%の縮減と試算されます。

しかし、直近 5 年間の投資的経費 6.4 億円/年の 2.1 倍のコストが必要となるため、施設の長寿命化対策のみならず、将来の児童・生徒数を考慮した校舎数の適正化についても引き続き検討していく必要があります。

今後の維持・更新コスト(長寿命化型)



コスト試算条件（長寿命型）

基準年度：2019 年（試算期間：基準年の翌年度から 40 年間）

改 築：更新周期＜改築、要調査 50 年＞＜長寿命 80 年＞

工事期間 2 年

長寿命化改修：改修周期＜長寿命 40 年＞ 工事期間 3 年

大規模改造：実施年数 25 年周期

単価設定：改築単価 330,000 円/㎡（公共施設等更新費用試算ソフトの学校施設更新単価）

長寿命化改修は改築単価の 60%、大規模改造は改築単価の 25%

第4章 学校施設整備の基本的な方針等

1 学校施設の規模・配置計画等の方針

1) 学校施設の長寿命化計画の基本方針

公共施設等総合管理計画の施設類型別方針 【学校】	当市の課題として、公共施設の約4割を占める学校施設のうち、建築後40年以上を経過した各校舎が保有面積の約3割を占めるなど、老朽化が深刻です。また、学校施設は合併前の旧町村において、ほぼ同時期に建築されているため、更新時期が集中するという問題もあります。 このため、適切な点検と、予防的な修繕を実施することで、施設の長寿命化を図り、コストを抑えながら建て替え同等の教育環境を確保するとともに、更新時期を分散させ費用の平準化を図ります。
学校施設の長寿命化計画の基本方針	今後、長寿命化改良が可能な建物は80年の長寿命化を図ります。 児童・生徒及び職員に安全安心で質の高い教育環境を提供するとともに、持続可能な財政運営を目指すために、長寿命化改良の範囲・規模については、将来の児童・生徒数の見込みに基づき、適切な規模や仕様を検討します。

2) 学校施設の規模・配置計画等の方針

学校施設の老朽化、児童・生徒数の減少、少子高齢化及び厳しい財政状況などにより、既存の施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

1 施設1機能ではなく、余裕教室を放課後児童クラブへ転用など、子育てと親和性の高い機能との複合化を検討し、施設の有効活用を図ります。

2 改修等の基本的な方針

1) 長寿命化の方針

学校施設を常に健全な状態に保ち、安全安心で快適な教育環境を維持するためには、施設の定期的な点検の実施や老朽化や機能の低下が生じる前に予防的な修繕を行うことで従来の事後保全での整備と比較して施設を長く使用することができるため、「学校施設の長寿命化」を図るうえで「計画保全」の考え方が重要になります。

学校施設整備について、改築を中心とした従来型から、新築後 25 年程度経過後に機能回復のための大規模改修等、中間期（新築後 40～50 年）に長寿命化改修、その後も建物の部位ごとの更新周期を勘案し、築年スパンで予防保全的な改修を計画的に行うなど、計画保全による建物の長寿命化（建て替え年数 80 年）に切り替え、部位改修を併用した整備を行います。

2) 目標使用年数、改修周期の設定

目標耐用年数は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方を参考に、下表のとおり設定します。

なお、学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き（平成 27 年 4 月文部科学省）では「適正な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には 70～80 年程度、さらに技術的には 100 年以上持たせるような長寿命化も可能であるとされています。

◎構造に応じた目標耐用年数

目標耐用年数		
鉄筋コンクリート造 鉄骨・鉄筋コンクリート造	鉄骨・ブロック造	木造（小規模建物）
80 年	60 年	40 年

建築全体の望ましい目標耐用年数の級

	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
			重量鉄骨		軽量鉄骨		
	高品質の場合	普通品質の場合	高品質の場合	普通品質の場合			
学校・庁舎	Y100以上	Y 60以上	Y 100以上	Y 60以上	Y 40以上	Y 60以上	Y 60以上
住宅・事務所・病院	Y100以上	Y 60以上	Y 100以上	Y 60以上	Y 40以上	Y 60以上	Y 40以上
店舗・旅館・ホテル	Y100以上	Y 60以上	Y100以上	Y 60以上	Y 40以上	Y 60以上	Y 40以上
工場	Y40以上	Y 25以上	Y 40以上	Y 25以上	Y 25以上	Y 25以上	Y 25以上

建築物の耐久計画に関する考え方（(社)日本建築学会）より

建築全体の望ましい目標耐用年数の級

	目標耐用年数		
	代表値	範囲	下限値
Y 150	150年	120～200年	120年
Y 100	100年	80～120年	80年
Y 60	60年	50～80年	50年
Y 40	40年	30～50年	30年
Y 25	25年	20～30年	20年
Y 15	15年	12～20年	12年
Y 10	10年	8～12年	8年
Y 6	6年	5～8年	5年
Y 3	3年	2～5年	2年

建築物の耐久計画に関する考え方（(社)日本建築学会）より

☆算定式☆ 学校施設の耐用年数算定式は下記式により求められます。

(建築物の耐久計画に関する考え方 ((社) 日本建築学会) より)

$$Y = YS \times A \times B \times C \times D \times E \times F \times G \times H$$

仮定条件

$$= 60 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.5 \times 1.0 \times 0.9$$

$$= 81 \text{ 年}$$

Y: 耐用年数 YS: 標準耐用年数=60

A: コンクリート種類 (普通コンクリート=1.0 軽量コンクリート=0.95)

B: セメント種類 (ポルトランドセメント=1.0 高炉セメントA=0.85 高炉セメントB=0.8)

C: 水セメント比 (65%=1.0 60%=1.2 55%=1.5)

D: 被り厚さ (20mm=0.25 30mm=0.56 40mm=1.0 50mm=1.56)

E: 外壁仕上げ材: (無=0.5 複層塗装材=1.0 モルタル15mm以上=1.5 タイル=3.0)

※ただし15mm以上の増し打ちをしているものは打ち放しでもモルタル15mm以上塗ったものと同等扱います

F: コンクリートの施工状況 (通常の施工=1.0 入念な施工=1.5)

G: 建物維持保全の程度 (劣化後も補修しない=0.5 劣化部分を補修する=1.0)

H: 地域 (一般=1.0 凍結融解を受ける地域=0.9 海岸=0.8)

・改修周期

建物を構成する主要な部位や材質に応じた耐用年数の目安があります。建築物の長寿命化を図るため、更新周期(年数)は個別の仕様や材料により異なるため、下表に示す通り部位に応じて一定の幅を持たせる方針とします。

部位別改修周期

項目		標準耐用年数
建築	外壁	20～30年
	屋上防水	20～30年
電気	受変電設備	30年
	電灯設備	20年
機械	空調設備	20～30年
	給水設備	30年

資料: 建築物のライフサイクルコスト (一般財団法人 建築保全センター) 参照

第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

1 改修等の整備水準

文部科学省は「学校施設の長寿命化計画策定の手引」において、「改修（特に長寿命化改修）の実施にあたっては、単に数十年前の建築時の状態に戻すのではなく、構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な学習形態による活動が可能となる環境の提供など、現代の社会的な要請に応じるための改修を行うことが重要である」としています。

長寿命化改修において配慮すべき性能として、安全安心に学べる教育環境の他に、バリアフリー化、トイレの洋式化、指定避難所としての防災機能の役割が考えられ、ニーズや費用等を勘案しながら整備を進めていきます。

2 維持管理の項目・手法等

効率的、効果的な保全を行うためには、その判断材料となる点検業務を確実に行っていくことが重要です。本市の学校施設では下記表で示す点検業務を着実に実施し、活用していきます。また、施設の基礎情報や保守記録とあわせ、点検結果の情報を集積し、一元的に管理していきます。

学校施設の点検業務一覧		
項目	実施目的、事業内容	頻度
建築基準法12条点検	建築基準法第12条に基づく、建築物及び建築設備の点検	3年に1度
防火設備点検	シャッターの動作及び動作制御盤やシャッターと連動している煙感知器の保守点検	毎年
消防用設備点検	消防法に規定される設備、機器（制御盤や感知器、消火栓設備）の保守点検	毎年
昇降機保守点検	乗用エレベーターの保守点検	毎年
自家用電気工作物点検	自家用電気工作物の保安管理	毎年
プール施設点検	水泳プール循環器等の点検	毎年
高架水槽・受水槽清掃点検	学校の飲料水を清潔に保つための清掃・点検	毎年
トイレ衛生器具清掃	尿石除去作業・清掃	毎年
改修・修繕	建物および設備などの寿命を延ばすために実施する	随時

第6章 長寿命化の実施計画

1 改修等の優先順位付けと実施計画

長寿命化改修等の優先順位については、各棟の建築年度及びコンクリート圧縮強度を確認した結果から構造躯体の健全性に問題が無いことから、令和元年度に実施した劣化状況評価を基に棟ごとにグループ分けを行い総合的に判断しました。

長寿命化の実施計画として、長寿命化改修工事の計画はグループ1からグループ3までの3つに分類し整理しました。

グループ1については概ね15年以内に改修が必要な施設です。

グループ2については概ね30年以内に改修が必要な施設です。

グループ3については劣化状況を注視していく施設です。

なお、本実施計画は、学校施設の老朽化、児童・生徒数を考慮し、棟ごとに見直しを図ります。

大規模改修及び部位修繕については、経年劣化による損耗、機能低下に対する経年で整理しており、屋根、外壁及びトイレなどの水回りを集中的に改修する計画です。

なお、長寿命化改良と大規模改修の施工の年数が近い場合は、長寿命化改良を優先して実施します。

○長寿命化改良事業の対象となる建物

- ・次の条件を全て満たす建物を事業の対象とする

ア 建築後40年以上経過したもの

イ 今後30年以上使用する予定のもの

ウ 構造体の劣化状況等について調査を行い、その結果、国が定める長寿命化改修の工事内容が必要であると学校設置者が判断するもの。

エ コンクリート強度や不同沈下量、校地環境の安全性等の観点から、長期的に使う事が適切と学校設置者が判断するもの。

グループ 1														
学校名	建物名	台帳枝番	面積 (㎡)	築年数	改修名	備考	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	T00 健全度 (点満点)	健全度平均	優先順位
穂高南小学校 ※3	教室棟	4	907	52	改築	H19大規模改造	D	C	C	C	C	37	40.3	-
	教室棟	5	907	52	改築	H19大規模改造	D	D	C	C	C	29		
	廊下	15-2	158	51	部位修繕	H17大規模改造	B	A	C	C	C	60		
	教室棟	19	840	43	改築	H19大規模改造	D	C	C	C	C	37		
	教室棟	25	345	39	改築	H19大規模改造	D	C	C	C	C	37		
豊科南小学校 ※4	特別教室棟	1-1	2340	51	大・中規模改修	H16大規模改造	C	B	C	C	D	46	45.1	1
	管理特別教室棟	1-2	2620	50	大・中規模改修	H16大規模改造	C	B	C	C	D	46		
	教室棟	2-1	1277	50	大・中規模改修	H16大規模改造	C	B	C	C	C	50		
	教室棟	2-2	636	43	大・中規模改修	H16大規模改造	D	C	C	C	C	37		
明北小学校	高学年及び特別教室棟	15-1	1014	48	部位修繕	H5大規模改造	B	C	B	C	C	56	62.8	2
	高学年及び特別教室棟	15-2	1059	47	部位修繕	H6大規模改造	B	C	B	B	B	65		
	管理及び特別教室棟	16	822	47	部位修繕	H7大規模改造	B	C	B	B	B	65		
	低学年棟	17	517	47	部位修繕	H6大規模改造	B	C	B	B	B	65		
三郷小学校	普通教室棟	1	1,432	51	長寿命化	H11大規模改造	C	C	B	C	B	57	63.6	3
	音楽室	2-1	148	51	長寿命化	H11大規模改造	C	C	B	C	A	60		
	音楽室	2-2	95	50	長寿命化	H11大規模改造	C	C	B	C	A	60		
	音楽準備室	2-3	18	50	長寿命化	H11大規模改造	C	C	B	C	B	57		
	管理教室棟	3	1706	50	長寿命化	H11大規模改造	C	A	B	B	B	79		
	特別教室棟	5-1	1603	50	長寿命化	H11大規模改造	C	A	B	B	B	79		
	特別教室棟	6-1	236	50	長寿命化		B	A	C	C	B	64		
	特別教室棟	6-2	132	44	長寿命化		B	A	C	C	C	60		
	特別教室棟	6-3	84	44	長寿命化	S60大規模改造	B	A	C	C	C	60		
	普通教室棟	14-1	928	41	長寿命化	H11大規模改造	B	C	B	C	B	60		
	屋内運動場	15	1423	40	長寿命化	H28非構造部材耐震化	B	A	C	C	B	64		
	普通教室棟	16-1	921	37	長寿命化	H11大規模改造	B	C	B	C	B	60		
明科中学校	教室棟	13	1927	34	長寿命化		C	C	B	B	B	62	65.9	4
	管理教室棟	14	2012	34	長寿命化		C	C	B	B	B	62		
	特別教室棟	15	1513	33	長寿命化		B	C	B	B	B	65		
	ランチルーム	16	505	33	長寿命化		B	C	B	B	B	65		
	屋内運動場	18	1206	20	長寿命化		C	B	B	A	B	75		
明南小学校	普通教室棟	13	2110	30	大・中規模改修		A	C	B	B	B	67	66.4	5
	昇降口棟	14	290	30	大・中規模改修		A	C	B	B	B	67		
	管理特別教室棟	15	1696	29	大・中規模改修		B	C	B	B	B	65		
	管理教室棟	1-1	955	43	部位修繕	H17大規模改造	C	C	A	A	B	75		
三郷中学校	管理教室棟廊下	1-4	140	14	大・中規模改修		B	C	B	A	A	71	67.5	6
	特別教室棟	2-1	1874	43	大・中規模改修		C	C	C	C	C	40		
	普通教室棟	3-1	2385	43	部位修繕	H17大規模改造	B	D	A	A	C	65		
	特別教室棟	4-1	210	42	部位修繕	H6大規模改造	C	B	B	B	A	75		
	特別教室棟	4-2	869	43	部位修繕	H大規模改造	C	B	B	B	B	72		
	プール更衣室	7	135	48	部位修繕	H11改修工事H23配管改修	C	A	B	B	C	75		

※1 劣化状況評価の健全度平均が低い校舎を学校ごとにまとめ、優先順位を付けています。

※2 各校舎等の健全度が 80 以上の建物はグループ 3 以降に別途位置付けています。

※3 穂高南小学校の台帳枝番 4, 5, 19, 25 は、校舎の構造上利便性が悪いいため長寿命化ではなく改築としております。なお、これらの校舎の優先順位は高いものの築年数 60 年経過後に改築予定のため優先順位を付けていません。

※4 豊科南小学校は躯体の状況は健全であるため長寿命化改修は実施しませんが、屋根等の躯体以外は老朽化が進行しているため、大・中規模改修は必要であり優先順位も変更ありません。

グループ 2													
学校名	建物名	台帳枝番	面積 (㎡)	築年数	改修名	備考	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	T 0 0 点 満 点 健全度	健全度平均
穂高東中学校	相談教室	46	312	52	修繕OR解体		C	B	C	C	C	50	68.8
	特別教室棟	48	1894	31	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75	
	廊下	49	225	31	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75	
	特別教室棟	50	1946	30	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75	
堀金中学校	講堂兼屋内運動場	14-1	1485	48	部位修繕	H29非構造部材耐震化	C	C	A	A	A	78	70.1
	普通教室・特別教室棟	15-1	2092	36	部位修繕	H16大規模改修	C	B	B	B	B	72	
	普通教室・特別教室棟	17-1	1219	36	部位修繕	H16大規模改修	C	B	B	B	B	72	
	普通教室・特別教室棟	17-2	373	27	大・中規模改修		C	B	B	B	B	72	
	管理・特別教室棟	18-1	1279	35	大・中規模改修		C	B	B	B	B	72	
	渡り廊下	19	138	35	大・中規模改修		D	D	A	B	A	63	
	プール付属棟	20	97	35	部位修繕	H16大規模改修	C	C	B	B	B	62	
豊科南中学校	管理及び特別教室棟	1	1588	35	大・中規模改修		B	C	B	B	B	65	73.3
	昇降口棟	2	420	35	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75	
	特別教室棟	3	884	35	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75	
	普通教室棟	4-1	2068	35	部位修繕	H4大規模改造	B	B	B	B	B	75	
	屋内運動場	5	1027	35	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75	
	プール付属棟	16	180	35	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75	
豊科北小学校	プール付属棟	20	105	24	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75	75.0
豊科東小学校	プール付属棟	8	67	37	部位修繕	H26設備等改修	B	B	B	B	B	75	75.0
穂高西小学校	教室棟	1-1	2,060	33	部位修繕	H23大規模改造	B	B	B	B	B	75	75.0
	管理特別教室棟	2-1	3,126	33	部位修繕	H24大規模改造	B	B	B	B	B	75	
穂高北小学校	講堂	4	1,000	33	部位修繕	H27大規模改造	B	B	B	B	B	75	75.2
	管理及び特別教室棟	4-1	1,614	50	部位修繕	H21大規模改造	B	D	A	A	A	72	
	昇降口棟	5-1	708	50	部位修繕	H21大規模改造	C	C	A	A	A	78	
	教室棟	6-1	844	50	部位修繕	H21大規模改造	C	C	A	A	A	78	
	プール管理棟	32	125	28	大・中規模改修		C	A	B	B	B	79	
豊科北中学校	教室棟	34	882	28	大・中規模改修		D	B	B	B	B	70	75.5
	管理及び特別教室棟	24	1958	33	大・中規模改修	H28・29トイレ改修	B	B	B	B	A	78	
	普通教室及び特別教室棟	26	3843	33	大・中規模改修	H27・28トイレ改修	B	B	B	B	A	78	
	室内運動場	28	1639	33	部位修繕	H27防災機能強化 トイレ改修	B	B	B	B	A	78	
	クラブハウス	29	211	33	大・中規模改修		B	B	B	B	A	78	
	プール付属棟	37	200	32	大・中規模改修		B	C	B	B	B	65	

グループ3													
学校名	建物名	台帳 枝番	面積 (㎡)	築 年 数	改 修 名	備 考	屋 根・ 屋上	外 壁	内 部 仕 上	電 気 設 備	機 械 設 備	健全 点 満 点 100	健全度 平均
豊科南小学校	屋内運動場	14	1,228	18		H28非構造部材耐震化	A	A	A	A	A	100	100.0
	プール付属棟	15	132	12			A	A	A	A	A	100	
	教室棟	16	498	8			A	A	A	A	A	100	
豊科北小学校	高学年棟	1-1	1,449	49		H21大規模改造	B	A	A	A	A	98	91.9
	高学年棟	1-2	1,237	48		H21大規模改造	B	B	A	A	A	91	
	特別教室棟	2-1	640	48		H22大規模改造	B	A	B	B	B	82	
	廊下	2-2	301	48			A	A	A	B	A	97	
	音楽室等	3-1	640	48		H5大規模改造	B	A	A	B	A	95	
	管理棟	4-1	1,133	48		H23大規模改造	B	B	A	B	A	87	
	低学年棟	6	376	48		H23大規模改造	B	A	A	B	B	92	
	低学年棟	7-1	369	48		H23大規模改造	B	A	A	B	B	92	
	体育館棟	8-1	1,193	48		H30非構造部材耐震化	B	A	A	B	A	95	
豊科東小学校	普通教室及び特別教室棟	1	1,889	39			B	B	A	A	A	91	89.7
	普通教室棟	2	1,093	38		H16女子トイレ新設	B	B	A	A	B	88	
	管理棟	3	796	38			B	B	A	A	B	88	
	屋内運動場	4	981	38	部位修繕	H26非構造部材耐震化	C	B	A	A	B	85	
	多目的室	10	87	9			B	A	A	A	A	98	
穂高南小学校	教室棟	1	1,392	53		H30長寿命化	A	A	A	A	A	100	99.4
	管理棟	2-1	323	52		R1長寿命化	A	A	A	A	A	100	
	視聴覚棟	3	776	52		H5大規模改造	A	A	A	A	A	100	
	屋内運動場	7	835	52		H28非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	廊下	15-1	281	51		R1長寿命化	A	A	A	A	A	100	
	理科室棟	18	256	45		H2大規模改造	A	A	A	A	A	100	
	屋内運動場	20	1,641	42		R1非構造部材耐震化	A	A	A	A	A	100	
	教室棟	24	276	40		H30長寿命化	A	A	A	A	A	100	
	プール棟1	41	116	4			B	A	A	A	A	98	
	プール棟2	42	58	4			B	A	A	A	A	98	
	渡り廊下	48	209	0		R1長寿命化	A	A	A	A	A	100	
穂高北小学校	教室棟	1-1	1,355	51		H21大規模改造	B	B	A	A	A	91	93.6
	教室棟廊下	1-2	412	10			B	A	A	A	A	98	
	家庭科室棟	2-1	334	51		H21大規模改造	B	A	A	A	A	98	
	渡り廊下	13-1	403	50	部位修繕	H21大規模改造	A	A	A	C	A	92	
	講堂棟	15	899	45	部位修繕	H26非構造部材耐震化	C	B	A	B	A	84	
	教室棟	38	552	18			B	A	A	A	A	98	
	教室棟	39	457	16			B	A	A	A	A	98	
	便所棟	40	75	22			B	A	B	B	B	82	
	昇降口	42	89	10			A	A	A	A	A	100	
	教室棟	43	1,201	10			B	A	A	A	A	98	
	屋内運動場	44	1,340	10		H30非構造部材耐震化	B	B	A	A	A	91	
穂高西小学校	管理特別教室棟	2-2	243	14			B	A	A	A	A	98	86.9
	昇降口棟	3	710	33			B	A	B	B	A	85	
	屋内運動場	5	700	33		H30非構造部材耐震化	B	A	B	B	B	82	
	プール占用付属室	9	72	32			B	A	B	B	B	82	
三郷小学校	管理教室棟	3	1,706	50			B	A	B	B	B	82	91.6
	昇降口	4	718	50		H11大規模改造	A	A	B	B	A	87	
	屋内運動場	7	745	50	部位修繕	H29非構造部材耐震化	B	A	B	C	A	81	
	プール占用付属棟	13-1	210	19			B	A	A	A	A	98	
	普通教室棟	14-3	1,131	17			B	A	A	A	A	98	
	普通教室棟	14-4	210	15			B	A	A	A	A	98	
	特別教室棟	16-2	86	17			B	A	A	A	A	98	
	特別教室棟	16-3	82	17	部位修繕		C	A	A	A	A	95	
	特別教室棟	16-4	45	17	部位修繕		C	B	A	A	A	88	

堀金小学校	管理棟	32	2,355	14	部位修繕		C	A	A	A	A	95	95.9
	普通教室棟	33	4,077	14		H19内部整備工事	B	A	A	A	A	98	
	特別教室棟	34	1,291	14			B	A	A	A	A	98	
	図書室棟	35	459	14		H19内部整備工事	A	A	A	A	A	100	
	地域交流センター棟	36	287	14			B	A	A	A	A	98	
	共同調理場渡り廊下棟	37	325	14			B	A	A	A	A	98	
	昇降口棟	38	331	14	部位修繕		C	B	A	A	A	88	
	屋内運動場	41	1,816	14		R1非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
明南小学校	プール付属棟	42	174	14		H19内部整備工事	B	B	A	A	A	91	96.9
	屋内運動場	20	1,000	15		H29非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	プール付属棟	21	89	14			B	A	A	A	B	95	
明北小学校	特別支援学級	22	67	12			B	A	A	A	A	98	91.7
	屋内運動場	21	980	23		R1非構造部材耐震化	B	A	B	A	B	86	
	プール付属棟	22	86	12			B	A	A	A	A	98	
豊科南中学校	クラブハウス	6	200	35			B	A	B	B	B	82	88.4
	ミーティングルーム	20	245	26			B	A	B	B	A	85	
	コンピューター棟	23	180	12			B	A	A	A	A	98	
豊科北中学校	昇降口棟	25	599	33			A	A	B	B	B	84	91.2
	特別教室棟	40	235	7			B	A	A	A	A	98	
穂高東中学校	管理棟	33	2,342	38		H24大規模改造	B	A	A	A	A	98	89.3
	教室棟	34-1	2,238	38		H25大規模改造	B	A	A	A	A	98	
	昇降口棟	35	299	38		H24大規模改造	B	A	A	A	A	98	
	体育館棟	37	1,969	37		H28非構造部材耐震化	B	A	B	B	B	82	
	更衣室	52	91	30			B	A	B	B	B	82	
	講堂	54	1,595	29		H27非構造部材耐震化	B	A	B	A	B	86	
	講堂	55-1	300	29			B	A	B	B	B	82	
	講堂	55-2	350	29		H27非構造部材耐震化	B	A	B	A	A	89	
穂高西中学校	校舎棟	1	6,825	19			B	B	A	A	A	91	95.9
	講堂	2	1,269	19		H30非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	体育館棟	3-1	1,923	19		H29非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	体育館棟	3-2	486	19		H29非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	体育館棟	3-3	226	19			B	A	A	A	A	98	
	プール更衣室	4	154	19			A	B	A	A	A	93	
三郷中学校	普通教室棟	3-2	450	36	部位修繕	H17大規模改造	B	C	A	A	A	81	93.6
	特別教室棟	4-4	129	9			B	A	A	A	A	98	
	講堂	12	1,397	18		H28非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	昇降口棟	13	332	13			B	A	A	A	A	98	
堀金中学校	渡り廊下	16-1	119	36	部位修繕	H16大規模改修	C	B	A	B	A	84	90.0
	特別教室棟	18-2	218	35	部位修繕	H16大規模改修	C	B	A	A	A	88	
	特別支援教室	24	95	7			B	A	A	A	A	98	
穂高幼稚園	保育棟・昇降口・管理棟	4-1	937	47			B	B	A	A	A	91	93.1
	保育棟	4-2	198	32			B	B	A	A	A	91	
	厨房	8	70	19			B	A	A	A	A	98	

2 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果～維持・更新の課題と今後の方針

改築から長寿命化に転換した場合でも年平均 14 億円の事業費が必要となることから、中長期的な財政負担や整備費用の平準化を考慮し、下記の通り今後 15 年間の長寿命化や改築等のコストについて整理・検討しました。

<整理・検討事項>

- ・原則改築を行わず長寿命化改修で対応し、それまでの間は大規模改造・部位修繕にて対応。
- ・今回調査で劣化度が D・C 判定となった屋上防水や外壁の部位修繕を優先的に実施。
- ・各学校の長寿命化改修の実施時期が重複しないように検討。
- ・長寿命化改修が 10 年以内に予定されている場合、大規模改造は実施しない。

第 7 章 長寿命化計画の継続的運用方針

1 情報基盤の整備と活用

事業の推進に当たり、学校施設を適切に管理していくため、過去の改修・修繕履歴など各施設の状態を情報として蓄積し、適宜更新していくことが重要となります。常に最新の情報を一元管理するように運営します。

2 推進体制等の整備

学校施設長寿命化計画を継続的に運用していくために、各関係担当と連携し、全庁的な体制で取り組んでいくものとします。

また、学校施設の維持管理については、教職員による日常点検や管理用務委託による各種点検報告書を活用して、不具合箇所の早期把握と修繕対応を実施します。

3 フォローアップ

本計画に掲げる各事業の実施時期・内容については、補助事業の採択等財源や社会情勢の変化等の事情をふまえ、随時見直しを行い可能なものから実施を図るものとします。

また、事業の進捗状況、劣化調査などの結果を反映しながら定期的な見直しを行うとともに、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で適宜必要な見直しを行うものとします。

改訂履歷

[illegible]

議案第 2 号	教育部 学校教育課
令和 3 年 3 月 25 日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 櫻井 義之

タイトル	G I G Aスクール用パソコンの利用に関するルールについて
決定を要する事項の内容	G I G Aスクール構想に関連したルール 4 種の承認
要旨	G I G Aスクール用パソコン (端末) を利用する上で、使用者 (先生、児童生徒、保護者) が守っていただくことが必要なルールについて、安曇野市 I C T教育推進委員会で作成致しました。
説明	令和 3 年度から、G I G Aスクール構想による 1 人 1 台のパソコン利用が本格的に始まります。今後のパソコンの利活用については、本来の目的である学習活動に限定され、不正使用やネットトラブル、端末の破損等が無いように、しっかりとしたルールに基づいて行われる必要があります。 本年度、教職員からなる I C T教育推進委員会 (事務局：学校教育課) において、教職員と児童・生徒、保護者のそれぞれの立場に沿った形でのルールづくり (運用規定の作成) の協議を重ねてきました。 このほど、原案がまとまりましたので協議致します。 (資料) ・ G I G Aスクール用パソコンの取扱いについて (教職員用) (案) ・・・別紙 1 ・ 安曇野市パソコン利用のルールについて (小学生用) (案) ・・・別紙 2 ・ 安曇野市パソコン利用のルールについて (中学生用) (案) ・・・別紙 3 ・ 安曇野市パソコン使用に関するお願い (保護者向け) (案) ・・・別紙 4

GIGA スクール用パソコンの取り扱いについて(教職員用) (案)

令和3年4月
安曇野市教育委員会

1 目的

GIGA スクール用パソコンは、学習活動や学校活動のために使うことが目的です。それ以外のことには使わないようお願いいたします。

2 保管

- ・使わないときは、各教室や廊下に設置した充電保管庫に保管してください。
- ・保管庫には鍵がかけられるようになっています。一日の最後には必ず保管庫を施錠してください。なお、パソコンの盗難防止のために教室を施錠する必要はありません。
- ・教室等の南側に保管庫を設置している場合は、遮熱のため、カーテン等で太陽光が直接当たらないよう注意してください。
- ・一日の最後には、保管したパソコンに電源プラグが挿さっているか確認してください。

※電力消費を均等化するため、輪番充電の設定をしています(保管庫内部の色分けごとに50分間隔で充電)。そのため、保管庫の電源に挿しても充電されないタイミングがあるため、ご注意ください。

パソコンは、バッテリー駆動で1日の利用に耐えうるものになっています。

3 使用について

- ・児童生徒がChromebookにログインする際は、別途お伝えするログインガイドを参考にしてください。
- ・通常のパソコンやタブレットと比べると丈夫なパソコンを選定しておりますが、落したり、ぶつけたりしないように注意してください。
- ・インターネットに接続する際は、フィルタリングによる制限をかけていますが、危険なサイトや不適切なサイトにつながる可能性がありますので、ご注意ください。また、学習に必要なサイトも制限がかかってしまう場合がありますので、その場合は、学校教育係までご連絡をお願いいたします。
- ・Google ドライブには、個人情報などの機密情報が含まれたデータは保存しないでください。
- ・児童生徒のGmailについては、教育委員会で発行したGoogle アカウント(〇〇@azumino-school.ed.jp)同士でのみ送受信ができます。
- ・先生用のChromebookはご用意しておりません。Chromebookをお使いになりたい場合は、各学校に配備する児童生徒用予備機を使ってください。

- ・Chromebook 本体の保存容量は 15GB ほどしかありません。写真や、動画など本体に保存したデータは Google ドライブに移し、本体のデータを削除してください。
- ・各学校に予備機を配備しますが、全市共有での利用を考えております。予備機が足りない学校が出てきましたら、他の学校から予備機をまわすこともありますので、ご了承ください。
- ・Wi-Fi 機器が設置されていない教室では、持ち運びの Wi-Fi 機器を使ってください。使い方については、別に示します。
- ・児童生徒がパスワードを忘れた場合は、学校でパスワードの初期化をお願いいたします。方法については、別に示します。なお、教育委員会での初期化も可能ですので、その際は連絡してください。
- ・先生がパスワードを忘れた場合も学校でパスワードの初期化をお願いいたします。方法については、別途お示しします。なお、教育委員会での初期化も可能ですので、その際は連絡してください。
- ・Wi-Fi に接続できない、パソコンが起動しない等の不具合が発生しましたら、学校教育係まで連絡してください。

4 Google Workspace for Education について

- ・クラウドを使うにあたり、様々なデータが 1 人 1 人のアカウントに紐づくことになります。各個人のパスワード管理が非常に重要になってきますので、「パスワードは大切なものであり、自分以外の人には誰にも教えてはいけない」といったことを児童生徒に伝えてください。
- ・通常の Google アカウントと異なり、Google Workspace for Education の Google アカウントは、学校教育係で利用制限をかけている部分があります。利用にあたり、支障が出てくることがありましたら、学校教育係へ相談してください。

5 先生、児童生徒の転入時について

- ・転入した方の Google アカウントを作成しますので、転入した方の情報(氏名、学年)を学校教育係へ連絡をお願いします。アカウント作成後、ID、パスワードの情報をお伝えします。

6 市外の学校へ転出した先生・児童生徒及び、卒業生のアカウントについて

- ・転出した方の情報(氏名、学年)を学校教育係へご連絡をお願いします。Google アカウントは、転出してから 3 カ月経った後、削除します。必要なデータについては、その間に取り出していただくよう伝えてください。
※取り出し方法は別途お知らせします。

7 故障・破損時の対応について

- ・故障、破損した場合は、速やかに学校教育係へご連絡をお願いします。
- ・故障、破損した場合は、各学校に配備する予備機をそのまま使ってください。初期設定はしてありますので、そのまま使用できます。なお、データや設定は、クラウドに保存されますので、予備のパソコンでも同じように扱うことができます。
- ・修理費用は学校教育課で負担いたしますが、状況によっては、保護者負担等の相談をさせていただきます。

8 持ち帰りについて

- ・持ち帰る場合は、児童生徒が何番の管理番号の端末を持ち帰ったのかを管理してください。
- ・ランドセルやカバンに入れての持ち帰りをお願いします。（専用ケースやバッグは教育委員会ではご用意いたしません。）
- ・持ち帰る場合は、必ず家庭で充電をしてきてください。
- ・家庭で使う場合も、学校で使う時と同様のフィルタリング制限がかかります。
- ・持ち帰り時に問題（破損やウィルス感染等）があった場合は、学校を通して、学校教育係に速やかに連絡してください。

9 卒業・進級に関わるパソコンの管理について

- ・下記の例を参考に、パソコンの管理方法を各校でご検討ください。
- (例 1) 1 人 1 人に特定のパソコンを貸与し、進級時にはパソコンも一緒に持ち上げる。卒業生の分は新 1 年生に割り当てる。
- (例 2) 1 人 1 人に特定のパソコンを貸与するが、進級時には教室に置いていき、進級先の教室のパソコンを使う。（1 年ごと 1 人 1 人特定のパソコンが変わる）
- (例 3) 特定のパソコンは貸与せず、教室にあるパソコンを全て共用として使う。

安曇野市教育委員会事務局
教育部 学校教育課 学校教育係
TEL:0263-71-2460(直通)

安曇野市 パソコン利用のルールについて(小学生用)(案)

令和3年4月
安曇野市教育委員会

1 パソコン利用の目的

- ・学校で貸し出すパソコンは、みなさんの学習のために使うことが目的です。自分の学習がよくなるように使いましょう。

2 パソコンの扱い方

- ① 先生の指示をよく聞き、学校のルールに沿って使います。
- ② 落としたり、ぬらしたり、壊したりしないように十分に気を付けて大切に使います。もし壊れてしまったら、先生にすぐ伝えます。
- ③ パスワードは自分だけが使うものです。お家の人以外には話さないようにします。
- ④ パソコン本体に保存したデータは Google ドライブに移し、本体のデータは消します。
- ⑤ インターネットであやしいサイトに入ってしまったときは、すぐに先生に知らせます。
- ⑥ 30 分に 1 度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。
- ⑦ パソコンの上に物を置かないようにします。
- ⑧ 登下校中は、カバンやランドセルから出さないようにします。
- ⑨ パソコンには USB や SD カードを挿さないようにします。

3 マナー

- ① 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ② 自分や他の人の個人情報(名前、住所、電話番号など)はインターネットに出しません。
- ③ カメラで誰かを撮影するときは、必ず相手に許可を取ってから撮影します。

4 家庭での使用

- ① 学校の許可がある時のみ家に持ち帰り、学習のために使います。
- ② パソコン利用のルールについて、家の人と確認してから使います。
- ③ 使う時間や場所は家の人とよく話し合い、長時間使用はせず休憩しながら使います。
- ④ 家庭で Wi-Fi につながるときは、お家の人がいるときだけにします。
- ⑤ 寝る 1 時間前には使うのをやめるようにします。
- ⑥ 家庭に持ち帰ったときは、家庭で十分に充電します。
- ⑦ 家庭で保管するときは、家の人目の届くところに置いておきます。

5 制限

- 「パソコン利用のルール」が守れないときは、パソコンを使うことができなくなります。

安曇野市 パソコン利用のルールについて(中学生用)(案)

令和3年4月
安曇野市教育委員会

1 パソコン利用の目的

- ・学校で貸し出すパソコンは、みなさんの学習活動の一層の充実を目的としたものです。自分自身の学習をよりよいものとしていくために活用していきましょう。

2 パソコンの扱い方

- ① 先生の指示をよく聞き、学校のルールに沿って使いましょう。
- ② 落したり、ぬらしたり、壊したりしないように十分に気を付けて大切に使います。もし壊れてしまったら、先生にすぐ伝えましょう。
- ③ パスワードは自分だけが覚えるものです。他の人には話さないようにしましょう。
- ④ パソコン本体に保存したデータは Google ドライブに移し、本体のデータは削除しましょう。
- ⑤ インターネットであやしいサイトに入ってしまったときは、すぐに先生に知らせましょう。
- ⑥ 30 分に 1 度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませましょう。
- ⑦ パソコンの上に物を置かないようにしましょう。
- ⑧ 登下校中は、カバンから出さないようにしましょう。
- ⑨ パソコンには、USB や SD カードを挿さないようにしましょう。

3 マナー

- ① 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ② 自分や他の人の個人情報(名前、住所、電話番号など)はインターネットに出しません。
- ③ カメラで誰かを撮影するときは、必ず相手に許可を取ってから撮影しましょう。

4 家庭での使用

- ① 学校の許可がある時のみ家に持ち帰り、学習のために使いましょう。
- ② パソコン利用のルールについて、家の人と確認してから使いましょう。
- ③ 使う時間や場所は家の人とよく話し合い、長時間使用はせず休憩しながら使いましょう。
- ④ 寝る 1 時間前には使うのをやめるようにしましょう。
- ⑤ 家庭に持ち帰ったときは、家庭で十分に充電しましょう。
- ⑥ 家庭で保管するときは、家の人目の届くところに置いておきましょう。

5 制限

「パソコン利用のルール」が守れないときは、パソコンを使うことができなくなります。

安曇野市 パソコン使用に関するお願い(保護者向け) (案)

令和3年4月
安曇野市教育委員会

1 目的

学校で貸し出すパソコンは、学習のために使うことを目的としております。学習以外の目的での使用はおやめください。

2 家庭での使用上の注意

- ① パソコンの使用方法については、学校において確認しますが、ご家庭でもお子様と一緒に「安曇野市パソコン利用のルール」をご確認いただき、ルールに沿って使用してください。
- ② パソコンを持ち帰った際は、ご家庭で充電していただくよう、ご協力をお願いいたします。
- ③ ご家庭で保管する際は、保護者様の目の届くところで保管をお願いいたします。
- ④ 破損・紛失した場合は、学校にご連絡ください。なお、状況によっては、費用負担等についてご相談をさせていただく場合があります。
- ⑤ パソコンには USB や SD カードを挿さないようお願いいたします。
- ⑥ Wi-Fi が必要となった場合には、ご家庭で接続方法の確認及び、接続についてご対応をお願いいたします。

3 使用制限について

- ① インターネットに接続する際は、フィルタリングによる制限をかけております。しかし、危険なサイトや不適切なサイトにつながる可能性があります。ご家庭での使用のマナーやルールへの重ねてのご指導をお願いいたします。
- ② 教育委員会から発行されたアカウントでないとパソコンにログインできません。

4 返却について

安曇野市からの貸与となりますので、卒業時には本体及び充電用アダプターを学校へご返却いただきます。

議案第 3 号	教育部 学校教育課
令和 3 年 3 月 25 日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 太田 雅史

タイトル	安曇野市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について
決定を要する事項の内容	安曇野市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定
要旨	申請者の手続負担を軽減するため、安曇野市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を制定する
説明	1. 改正の要旨 申請者の手続負担を軽減し、より効率的でスムーズな市民サービスの提供を図ることを目的に、各手続きにおける押印を不要とするよう見直すもの。 内容については、「安曇野市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」の例による。 2. 規則の名称 安曇野市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則 3. 施行日 令和 3 年 4 月 1 日

安曇野市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和３年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

安曇野市教育委員会規則で定める申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるものの押印の特例に関し必要な事項については、安曇野市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和３年安曇野市規則第●号）の例による。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

安曇野市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

安曇野市長

安曇野市規則第 号

安曇野市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民等の利便性の向上を図るとともに、行政手続の簡素化及び効率化に資するため、安曇野市規則で定める申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの(以下「申請書等」という。)の押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の特例)

第2条 安曇野市規則で定める申請書等のうち、市長が別に定めるものについては、当該安曇野市規則の規定にかかわらず、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第4号	教育部 学校教育課
令和3年3月25日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 太田 雅史

タイトル	安曇野市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定について
決定を要する事項の内容	安曇野市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定
要旨	申請者の手続負担を軽減するため、安曇野市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を制定する。
説明	1. 制定の要旨 申請者の手続負担を軽減し、より効率的でスムーズな市民サービスの提供を図ることを目的に、各手続きにおける押印を不要とするよう見直すもの。 内容については、「安曇野市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱」の例による。 2. 要綱の名称 安曇野市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱 3. 施行日 令和3年4月1日

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を次のように定める

令和3年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱

安曇野市教育委員会告示で定める申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるものの押印の特例に関し必要な事項については、安曇野市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱（令和3年安曇野市告示第●号）の例による。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

安曇野市告示第 号

安曇野市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を次のように定める

令和3年 月 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等の利便性の向上を図るとともに、行政手続の簡素化及び効率化に資するため、安曇野市告示で定める申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの(以下「申請書等」という。)の押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の特例)

第2条 安曇野市告示で定める申請書等のうち、市長が別に定めるものについては、当該安曇野市告示の規定にかかわらず、押印を省略することができる。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 5 号	教育部 生涯学習課
令和 3 年 3 月 25 日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 白井 直美

タイトル	安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正
要旨	公民館事業等について、教育委員会から市民生活部長及び各地域課への補助執行を廃止するため、安曇野市教育委員会事務局組織規則を一部改正する。
説明	1. 改正の要旨 ① 事務局の組織の第 2 条第 2 項第 2 号の生涯学習課に、地域公民館の係（豊科生涯学習係、穂高生涯学習係、三郷生涯学習係、堀金生涯学習係、明科生涯学習係）を追加する。 ② 補助執行の廃止後も、支所地域課と連携して地域づくりを推進するため、第 8 条の生涯学習課の事務分掌に「地域づくり事業等の支援に関すること」を追加する。 2. 規則の名称 安曇野市教育委員会事務局組織規則 3. 施行日 令和 3 年 4 月 1 日

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「教育担当」の次に「、豊科生涯学習係、穂高生涯学習係、三郷生涯学習係、堀金生涯学習係、明科生涯学習係」を加える。

第8条第1項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 地域づくり事業等の支援に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部改正

改正後	改正前
(事務局の組織) 第2条 (略) 2 教育部に次に掲げる課及び係等を置く。 (1) (略) (2) 生涯学習課 社会教育担当、豊科生涯学習係、穂高生涯学習係、三郷生涯学習係、堀金生涯学習係、明科生涯学習係及びスポーツ推進担当 (3) (略) (生涯学習課) 第8条 生涯学習課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)～(17) (略) (18) <u>地域づくり事業等の支援に関すること。</u> (19) (略) 2 (略)	(事務局の組織) 第2条 (略) 2 教育部に次に掲げる課及び係等を置く。 (1) (略) (2) 生涯学習課 社会教育担当及びスポーツ推進担当 (3) (略) (生涯学習課) 第8条 生涯学習課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)～(17) (略) (18) (略) 2 (略)

議案第 6 号	教育部 生涯学習課
令和 3 年 3 月 25 日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 白井 直美

タイトル	安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正
要旨	公民館事業等について、教育委員会から市民生活部長及び各地域課への補助執行を廃止するため、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を一部改正する。
説明	1. 改正の要旨 第2条別表に掲げる補助執行事務のうち、市民生活部長及び各地域課へ補助執行している地域公民館に関する業務を削除する。 2. 規程の名称 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程 3. 施行日 令和3年4月1日

安曇野市教育委員会訓令第 号

安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成20年安曇野市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也

別表中「

家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関すること。	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員
安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）に規定する分館（安曇野市豊科公民館を除く。以下「公民館」という。）に係る維持管理、利用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。	市民生活部長 市民生活部穂高地域課の職員 市民生活部三郷地域課の職員 市民生活部堀金地域課の職員 市民生活部明科地域課の職員
公民館に係る予算執行に関すること（教育委員会の所管に係るものを除く。）	
講座、講演会その他公民館主催事業の開催に関すること。	
地域のスポーツ大会及び文化祭等の開催及び支援に関すること。	
安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設の利用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。	
安曇野市学校施設使用条例（平成17年	

安曇野市条例第225号) に規定する学校施設の使用許可並びに使用料の徴収及び減免に関する事。	
安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号) 第2条に規定する地区公民館並びに地域の社会教育団体及び社会体育団体に対する活動支援に関する事。	

」を「

家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関する事。	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員
----------------------------------	--------------------

」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成20年安曇野市教育委員会訓令第4号）の一部を改正する訓令

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員
(略)		(略)	
家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関すること。	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員	家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関すること。	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員
安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）に規定する分館（安曇野市豊科公民館を除く。以下「公民館」という。）に係る維持管理、利用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。		安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）に規定する分館（安曇野市豊科公民館を除く。以下「公民館」という。）に係る維持管理、利用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。	
公民館に係る予算執行に関すること（教育委員会の所管に係るものを除く。）		公民館に係る予算執行に関すること（教育委員会の所管に係るものを除く。）	
講座、講演会その他公民館主催事業の開催に関すること。		講座、講演会その他公民館主催事業の開催に関すること。	市民生活部長 市民生活部穂高地域課の職員 市民生活部三郷地域課の職員 市民生活部堀金地域課の職員 市民生活部明科地域課の職員
地域のスポーツ大会及び文化祭等の開催及び支援に関すること。		地域のスポーツ大会及び文化祭等の開催及び支援に関すること。	
安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設の利用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。		安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設の利用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。	
安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）に規定する学校施設の使用許可並びに使用料の徴収及び減免		安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）に規定する学校施設の使用許可並びに使用料の徴収及び減免	

改正後	改正前	
	に關すること。	安曇野市地区公民館活動補助金交付規則 (平成27年安曇野市規則第23号) 第2条 に規定する地区公民館並びに地域の社会 教育団体及び社会体育団体に対する活動 支援に關すること。

議案第 7 号	教育部 文化課
令和 3 年 3 月 25 日提出	(課長) 山下 泰永 (担当) 財津 達弥

タイトル	安曇野市誌編さん専門調査会調査員の選任について
決定を要する事項の内容	地域資料調査部会調査員の選任について
要旨	安曇野市誌編さん専門調査会設置要綱に基づき、地域資料の調査・研究等を進めるため、地域資料調査部会の調査員を選任するものです。
説明	1 要綱の名称 安曇野市誌編さん専門調査会設置要綱 2 任務 安曇野市誌編さんに必要な地域資料の収集、整理及び調査を行う。 3 組織 調査会を構成する部会は専門調査員 3 人以上で構成される。安曇野市誌編さん計画に沿って学識経験者の中から委嘱又は任命する。 4 任期 委嘱又は任命の 4 月 1 日から 2 年間 5 地域資料調査部会調査員名簿 (案) 別紙のとおり

安曇野市編さん専門調査会（地域資料調査部会）調査員名簿（案）

氏 名	所 属 等
赤羽 健司	穂高古文書勉強会、下鳥羽の古文書を読む会
赤堀 健一	三郷郷土研究会
飯島 啓子	穂高古文書勉強会
伊藤 信一	穂高古文書勉強会、長野県立歴史館資料調査員、元安曇野市教育委員会文化課非常勤職員（平成 21 年度～平成 26 年度）、安曇野市文書館業務検討委員会委員（平成 29 年度）
大沢 千尋	穂高古文書勉強会
帯刀 睦民	穂高古文書勉強会
椎名 正昭	元穂高古文書勉強会会員
鈴木 寿紀	穂高古文書勉強会
西沢 洋明	下鳥羽の古文書を読む会、穂高古文書勉強会
丸山 岩水	穂高古文書勉強会、三郷郷土研究会
渡辺 晃	穂高古文書勉強会
佐々木 重昭	臼井吉見文学館友の会
細萱 美嗣	臼井吉見文学館友の会
山口 良夫	臼井吉見文学館友の会

安曇野市誌編さん専門調査会設置要綱

(設置)

第1条 安曇野市誌編さんに関する調査・執筆等の実務を的確かつ効率的に行うため、専門調査員で構成する安曇野市誌編さん専門調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(専門調査員)

第2条 前条に規定する調査会の専門調査員は、安曇野市市誌編さん計画に沿って学識経験者の中から安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

(任期)

第3条 専門調査員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

(部会)

第4条 調査会に専門調査員3人以上で構成する次に掲げる部会を安曇野市市誌編さん計画に沿って置く。

- (1) 民俗部会
- (2) 考古部会
- (3) 自然部会
- (4) 近現代部会
- (5) 中近世部会
- (6) 地域資料調査部会

2 部会に実務、会議等を主宰するための部会長を置く。

3 部会長は、各部会で互選する。

(部会会議等の開催)

第5条 調査会の部会会議は、部会長が文化課長と協議をして招集し、議長となる。

2 調査会の全体会議は、必要に応じて文化課長が招集し、議長となる。

(庶務)

第6条 調査会の庶務は、安曇野市教育委員会教育部文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。

安曇野市教育長 橋渡 勝也

議案第 8 号	教育部 文化課
令和 3 年 3 月 25 日提出	(課長) 山下 泰永 (担当係長) 財津 達弥

タイトル	安曇野市文書館運営審議会委員の委嘱について
決定を要する事項の内容	安曇野市文書館運営審議会 委員の選出
要旨	安曇野市文書館運営審議会第 2 期委員の委嘱を行いたい。 任期：令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
説明	1 審議会の名称 安曇野市文書館運営審議会 2 組織 安曇野市文書館条例第 15 条～第 18 条に基づき、文書館及び文書管理に関して優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。委員は 5 人以内。 3 所掌事務 安曇野市文書館条例第 15 条及び安曇野市文書館条例施行規則第 16 条第 1 項に基づき以下の事項の審議を行う。 …資料 1 のとおり (1) 文書館において収集する公文書等の選定及び廃棄に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、文書館の運営管理に関すること。 4 任期 2 年 令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 5 交付日 令和 3 年 4 月 1 日 6 審議会委員名簿（案）・・・資料 2 のとおり

資料 1

安曇野市文書館条例及び安曇野市文書館条例施行規則 抜粋

○安曇野市文書館条例

平成30年3月23日条例第18号

(運営審議会の設置)

第15条 教育委員会は、次に掲げる事項を審議するため安曇野市文書館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置することができる。

- (1) 文書館において収集する公文書等の選定及び廃棄に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、文書館の運営管理に関すること。
- 2 運営審議会の委員は、5人以内とし、公文書等に関する学識を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 運営審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営審議会に会長を置き、委員が互選する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第16条 運営審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第17条 運営審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

○安曇野市文書館条例施行規則

平成30年3月28日教育委員会規則第2号

(重要文書等の廃棄)

第16条 文書館が保存している重要文書等のうち、教育委員会が保存する必要がないと認めたものについては、焼却、溶解その他の適当な措置を講じた上で廃棄するものとする。この場合において、条例第15条の運営審議会を設置したときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴くものとする。

資料 2

安曇野市文書館運営審議会 委員名簿(案)

氏名	性別	所属及び役職	推薦理由
小宮山 敏和	男性	国立公文書館公文書 上席専門官	再任 国立公文書館公文書評価選別担当の上席専門官 認証アーキビスト（令和3年1月1日～） 「内閣府公文書監察室が行う各府省実地調査への 国立公文書館職員の派遣について」（国立公文書館 『アーカイブズ』第73号、令和元年）
小松 芳郎	男性	松本市文書館 特別専門員	再任 松本市文書館長（平成10年度～平成25年度） 松本市文書館特別専門員（平成26年度～） 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会参与 安曇野市文書館業務検討委員会座長 安曇野市誌編さん委員会委員長
瀬畑 源	男性	龍谷大学法学部 准教授	再任 大学教員、現代史研究者、公文書管理制度研究者 著書『公文書をつかうー公文書管理制度と歴史研 究』（青弓社、平成23年） 安曇野市文書館業務検討委員会委員 長野県公文書審議会委員
高原 正文	男性		再任 元市職員（庁舎建設推進担当（公文書整理室）） 信濃史学会会員 安曇野市博物館協議会委員 安曇野市誌編さん委員会委員
曾根原 孝和	男性		再任 三郷郷土史研究会、三郷村誌編纂に携わる 安曇野市文書館業務検討委員会委員

議案第 9 号	教育部 各課
令和 3 年 3 月 25 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 共催 1 件 後援 1 件 生涯学習課 後援 1 件 文化課 後援 2 件 (詳細 別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第 1 項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）	

学校教育課 共催・後援台帳(令和2年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R元	H30	H29	所管課意見
15	R3.3.1	学校教育	『子どもの潜在能力を引き出す脳科学』講座	一般財団法人日本リーダース育成推進協会 井上 顕滋	一般財団法人日本リーダース育成推進協会	後援	講座への周知を目的としたチラシへの名義使用の為。	2月18日	令和3年6月23日(水)～27日(日)	-	-	-	-	オンライン講座	企業のリーダーである経営者・幹部、または教育現場の指導者である教員・保育士、そして家庭でのリーダーである保護者にとって価値のあるプログラムを提供することを中心とした社会教育活動を行い、日本の発展に寄与・貢献すること。	最新の心理学・脳科学に基づき、新型コロナウイルスの影響による安曇野市の保護者の負担増に対する向き合い方をはじめ、子どものセルフイメージを高めるポイントについてお伝えすること、安曇野市の子どもの明るい未来を創造する一助とする。	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可
16	R3.3.17	学校教育	長野県新5カ年計画「しあわせ信州創造プラン20」困難を抱える子どもへの動物介在による支援事業 子どもサポーターセミナー 発達心理とコミュニケーション講座	NPO法人長野県子どもサポーター 飯田 俊徳	長野県・NPO法人長野県子どもサポーターセンター	共催	より多くの方に子ども達の成長発達について知ってもらうため。	3月16日	令和3年4/25(日)・5/16(日)・6/27(日)・7/25(日)・8/22(日)・9/12(日)・10/17(日)・11/21(日)・12/19(日) 令和4年1/16(日)・2/20(日)・3/27(日)	-	-	-	-	NPO長野県子どもサポーターセンター等	動物介在活動を通じ、不登校など心に問題を抱える子どもを支援する事業を動物愛護センターを拠点に全県へ展開。	・子どもとの関わり方を学ぼう・発達心理とコミュニケーション講座・動物ふれあい体験・フリースペース・何でも話る会・個別相談	○	○	○	基準第3条第2項により可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(令和2年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H 30	H 29	所管課 意見
31	R3.3.15	社会教育担当	全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「映む(えむ)」上映会	映画「映む」 中信地区上映会 実行委員会 委員長 松原 武	社会福祉法人長野県聴覚障害者協会 映画「映む」中信地区上映会 実行委員会	後援	上映会を通して聴覚障害者についての知識を児童生徒に周知する	3月15日	令和3年3月29日 (月) 10:30~ 14:00~ 18:30~	-	-	-	月 日	松本市中央公民館 6階ホール	全日本ろうあ連盟創立70周年を記念して制作された映画「映む(えむ)」の上映会を通して、一般市民に聴覚障害者について周知する	全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「映む(えむ)」の上映会 入場料 高校生以上1,200円 小中学生500円	-	-	-	基準 第3 条第 2項 により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和2年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H30	H29	所管課意見
34	R3.2.15	文化	梯剛之ピアノコン チェルトin北アルプ ス	梯剛之ピアノコ ンチェルト実行 委員会	実行委員 長 相模一 男	申請者と同じ	地元の方が参加される合 唱団を組織し共演する曲 がありますので、多くの住 民の皆様にご覧いただきたい ため	2月15日	令和3年9月4日(土) ※開演時間調整中	大町市文化 会館大ホール	ピアニストの梯剛之氏のピアノ協 奏曲に合わせて地元の大合唱団 による歌声で地域の皆様を元氣 にしたい。	出演:梯剛之(Pf) ベートーヴェン生誕250周年記念合唱 団(地元合唱団) 全席指定:S席4,000円(100席限定)、 一般3,000円、子供(小~高校)2,000 円	-	-	-	基準第3条第2項に より可
37	R3.3.1	文化	中信美術会四部 (工芸)ワークショップ	中信美術会 四 部(工芸)	松村 栄美	申請者と同じ	地域芸術文化向上に寄与 するため	2月25日	令和3年6月26日 (土)9:00~17:00	礪山公園研 成ホール体験 学習施設(研 修室I,II)	・過去2回は松本市美術館で開催 したがR3年度美術館改修工事で 使用不可のため、新たな場所での 安曇野、大北地域等の広域の皆 さん呼びかけ、共に創作活動 をしたい。	・染め=スカーフの藍染め ・織り=段ボール・卓上織り機で手織 ・陶芸=紐づくり(キャンドルホルダー づくり) 参加料:一般2,000円、学生・中信美術 会員1,500円	-	-	-	基準第3条第2項に より可

報告第1号	教育部 学校教育課
令和3年3月25日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 小笠原 正明

タイトル	令和3年度安曇野市学校給食費会計歳入歳出予算の報告について
決定を要する事項の内容	
要旨	令和2年度第5回安曇野市学校給食センター運営委員会で承認された令和3年度安曇野市学校給食費会計歳入歳出予算の内容について報告する。
説明	令和3年度学校給食費会計歳入歳出予算の概要 1 歳入合計額 467,273,000 円 2 歳出合計額 467,273,000 円 3 差引残額 0 円 4 各給食センター給食費歳入歳出予算（詳細：別紙会計予算書）

令和3年度学校給食費会計歳入歳出予算書

【歳入の部】

(単位:千円)

		北部学校給食 センター	堀金学校給食 センター	中部学校給食 センター	南部学校給食 センター	合 計
給食費	現年度	161,265	48,490	126,480	131,026	467,261
	滞納分	1	1	1	1	4
給食費計		161,266	48,491	126,481	131,027	467,265
雑収入		1	1	1	1	4
繰越金		1	1	1	1	4
歳入合計		161,268	48,493	126,483	131,029	467,273

【歳出の部】

(単位:千円)

		北部学校給食 センター	堀金学校給食 センター	中部学校給食 センター	南部学校給食 センター	合 計
主食費	米飯	11,715	3,087	8,274	8,692	31,768
	パン	3,597	1,142	2,358	3,145	10,242
	麺	2,700	850	2,450	2,358	8,358
	牛乳	30,135	8,881	23,661	23,585	86,262
	計	48,147	13,960	36,743	37,780	136,630
副食費		107,661	33,171	86,120	89,482	316,434
還付金		5,460	1,362	3,620	3,767	14,209
歳出合計		161,268	48,493	126,483	131,029	467,273

歳	入	467,273,000	円
歳	出	467,273,000	円
差引	残額	0	円

報告第2号	教育部 学校教育課
令和3年3月25日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 小笠原 正明

タイトル	学校給食への特別栽培米の使用について
決定を要する事項の内容	学校給食への特別栽培米の使用について報告するもの
要旨	市内の特別栽培米生産者等から依頼があった学校給食への特別栽培米の使用について、課題を検証し、第5回学校給食センター運営委員会で承認された内容を報告する。
説明	1 第4回学校給食センター運営委員会で出された意見 ・提供される特別栽培米の栽培履歴（トレーサビリティ）を確認することが必要である。 ・精米するにあたり、米専用であり、かつ金属探知機、黒くなった米を取り除く装置、他の種なども取り除く装置が付いている精米機でなければならない。 ・現在取引をしている業者（JA）も低農薬米など安全な米を扱っている。特別栽培米の学校給食への提供は、慎重に取り組むべきである。 2 検証結果 ・生産者から提供していただいた特別栽培米玄米1kgを、JAが販売する米の残留農薬分析を委託している「一般社団法人長野県農村工業研究所」に依頼して残留農薬分析を行い、186項目の農薬について全て不検出であるとの報告を得た。（資料：分析結果報告書を参照） ・生産者から給食に使用する特別栽培米の精米を提供いただき、給食センター所長、栄養士で精米状態を検証したところ、給食に使用しても良い状態であることを確認できた。 3 第5回学校給食センター運営委員会での協議結果 ・上記検証結果の説明と試食を行い、この特別栽培米を学校給食へ使用することを運営委員会で承認した。 ・ただし、学校給食に使用したことを、この特別栽培米の販売の宣伝には使用しないことを生産者に了承させるようにとの意見があった。

分析結果報告書

安曇野市役所学校教育課中部学校給食センター 様

〒 399-8201

長野県安曇野市豊科南穂高2661番地1

一般社団法人 長野県農村工業研究所

〒382-0084

長野県須坂市大字須坂787番地1

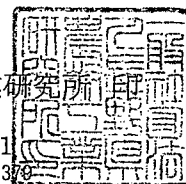
TEL 026-248-0875 Fax 026-245-1370

ISO/IEC17025:2017 認定分析機関

計量証明事業登録番号 環境第77号

環境計量士 中村 昌子

登録番号708号



- | | |
|---------|----------------------|
| 1.検体番号 | 20A-116 |
| 2.検査試料名 | 品目名: 玄米
品種名: 有機玄米 |
| 3.試料受領日 | 2021/02/16 |
| 4.生産者名 | |
| 5.検査結果 | |

紙面裏の項目につき全て不検出

<備考>

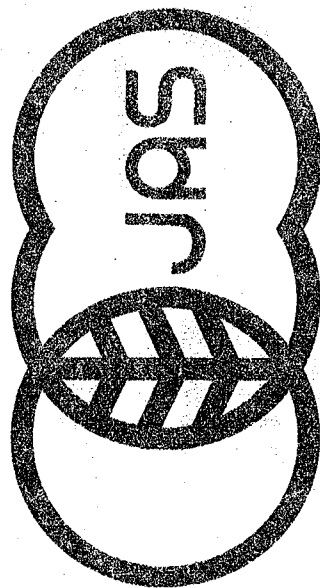
農工研残留農薬分析成分一覧表(米)

【改訂:2018年8月24日】

1	2-(1-ナフチル)アセタミド	51	トルクロホスメチル	101	ホスチアゼート	151	チオジカルブ
2	EPN	52	トルフェンピラド	102	マラソン	152	チフルザミド
3	アクリナトリン	53	パクロブトラゾール	103	ミクロブタニル	153	テトラクロルビンホス(Z)
4	アトラジン	54	ビテルタノール	104	メタラキシル	154	テブチウロン
5	アラクロール	55	ビフェントリン	105	メチダチオン(DMTP)	155	テブフェノジド
6	イソプロチオラン	56	ピラクロホス	106	メミノストロビン	156	テフルベンズロン
7	イプロベンホス(IBP)	57	ピラフルフェンエチル	107	メトラクロール	157	トリシクラゾール
8	ウニコナゾール-P	58	ピリダベン	108	メフェナセツ	158	ナプロアニリド
9	エスプロカルブ	59	ピリブチカルブ	109	メプロニル	159	ノバルロン
10	エディフェンホス(EDDP)	60	ピリミカルブ	110	レナシル	160	ピラクロストロビン
11	エトキサゾール	61	ピリミジフェン	111	アセタミブリド	161	ピラゾリネート
12	エトフェンプロックス	62	ピリミノバックメチル	112	アセフェート	162	ピリフタリド
13	オキサジキシル	63	ピリミホスメチル	113	アゾキシストロビン	163	ピリプロキシフェン
14	カズサホス	64	ピロキロン	114	アニロホス	164	フェンアミドン
15	カフェンストロール	65	フィプロニル	115	イソキサチオン	165	フェリムゾン
16	キノクラミン(ACN)	66	フェナリモル	116	イプロジオン	166	フェンピロキシメート
17	クレソキシムメチル	67	フェントロチオン(MEP)	117	イミダクロプリド	167	ブタフェナシル
18	クロルピリホス	68	フェノキサニル	118	インダノファン	168	フラメトビル
19	クロルピリホスメチル	69	フェノブカルブ(BPMC)	119	インドキサカルブ	169	フルフェノクスロン
20	クロルフェナピル	70	フェンチオン(MPP)	120	オキサジクロメホン	170	フルベンジアミド
21	クロルプロファム(IPC)	71	フェントエート(PAP)	121	オキサミル	171	ヘキサジノン
22	シアノホス(CYAP)	72	フェンバレレート	122	オリザリン	172	ヘキサフルムロン
23	ジエトフェンカルブ	73	フェンブコナゾール	123	カルバリル	173	ヘキシチアゾクス
24	ジクロシメット	74	フェンプロパトリン	124	カルプロバミド	174	ペンシクロン
25	ジクロフェンチオン	75	フサライド	125	クミルロン	175	ベンゾフェナップ
26	シハロトリン	76	ブタクロール	126	クロチアニジン	176	ベンダイオカルブ
27	シハロホップブチル	77	ブタミホス	127	クロフェンテジン	177	ベントキサゾン
28	ジフェノコナゾール	78	ブプロフェジン	128	クロマフェノジド	178	ボスカリド
29	シフルトリン	79	フルアクリピリム	129	クロメプロップ	179	ミルベメクチン
30	ジフルフェニカン	80	フルジオキシニル	130	クロラントラニリプロール	180	メソミル
31	シペルメトリン	81	フルシトリネート	131	クロリダゾン	181	メタミドホス
32	ジメタメトリン	82	フルトラニル	132	シアゾファミド	182	メキシフェノジド
33	ジメチピン	83	フルバリネート	133	シアナジン	183	メパニピリム
34	ジメチルビンホス	84	ブレチラクロール	134	ジウロン	184	リニユロン
35	ジメテナミド	85	プロシミドン	135	シクロプロトリン	185	ルフェヌロン
36	ジメトエート	86	プロチオホス	136	ジスルホトン	186	アイオキシニル
37	シメトリン	87	プロバニル	137	シフルフェナミド	単位:ppm=mg/kg	定量限界:各 0.01ppm
38	ターバシル	88	プロパルギット(BPPS)	138	ジフルベンズロン		
39	ダイアジノン	89	プロピコナゾール	139	シプロコナゾール		
40	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	90	プロピザミド	140	シプロジニル	残留基準値:厚生労働省告示参照	抽出方法:QuEChERS法
41	テトラコナゾール	91	プロヒドロジャスモン	141	シマジン(CAT)		
42	テトラジホン	92	プロフェノホス	142	シメコナゾール		
43	テニルクロール	93	プロマシル	143	ジメチリモール	GC/MS/MS 110成分	LC/MS/MS 76成分
44	テブコナゾール	94	プロメトリン	144	ジメトモルフ		
45	テブフェンピラド	95	プロモブチド	145	シラフルオフエン		
46	テフルトリン	96	ヘキサコナゾール	146	スピノサド	合計	186成分
47	トラロメトリン	97	ペルメトリン	147	ダイムロン		
48	トリアジメホン	98	ペンディメタリン	148	チアクロプリド		
49	トリフルラリン	99	ベンフレセート	149	チアベンダゾール		
50	トリフロキシストロビン	100	ホサロン	150	チアメトキサム		

本試験は依頼主より受け取った検査品目に限定したものととなります。リンゴ/アセタミブリドの分析に関して、PJLAよりISO/IEC17025試験所認定を取得しています。

有機食品の検査認証制度について



平成 3 0 年 3 月

農林水産省食料産業局

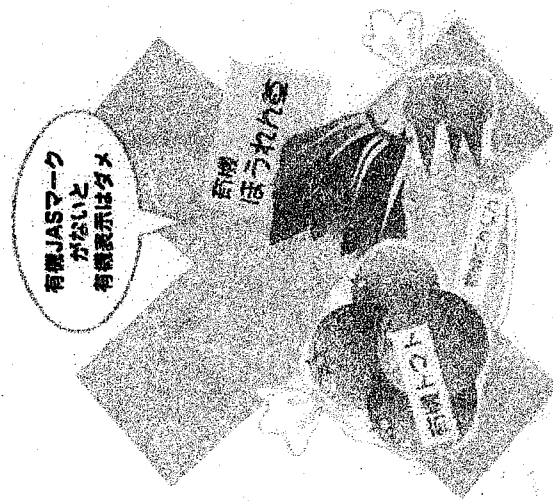
I 有機農産物等に係る検査認証制度の創設

1 「有機」、「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じていたことから、平成4年に表示ガイドラインを制定し表示の適正化を図ってきたところである。しかしながら、ガイドラインには強制力がないことから、有機農産物についての不適切な表示が行われたり生産基準の不統一が見られる等混乱している状況にあった。

2 一方、国際的には、平成3年からコーデックス委員会（FAO/WHO 合同食品規格委員会）において、有機食品に係るガイドライン作成についての検討作業が開始され、平成11年には、「有機生産食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」が採択された。

3 このような状況を踏まえ、平成11年に改正されたJAS法に基づき、有機農産物やその加工食品に関する日本農林規格が制定され、表示の適正化が図られたところである（その後、有機畜産物等に関する日本農林規格についても制定。）。

4 なお、有機食品に関する日本農林規格は、コーデックスガイドラインに準拠して定められたものであり、米、欧、豪、等の諸外国においても、我が国と同様にコーデックスガイドラインに準拠した制度である。



【表示の規制】

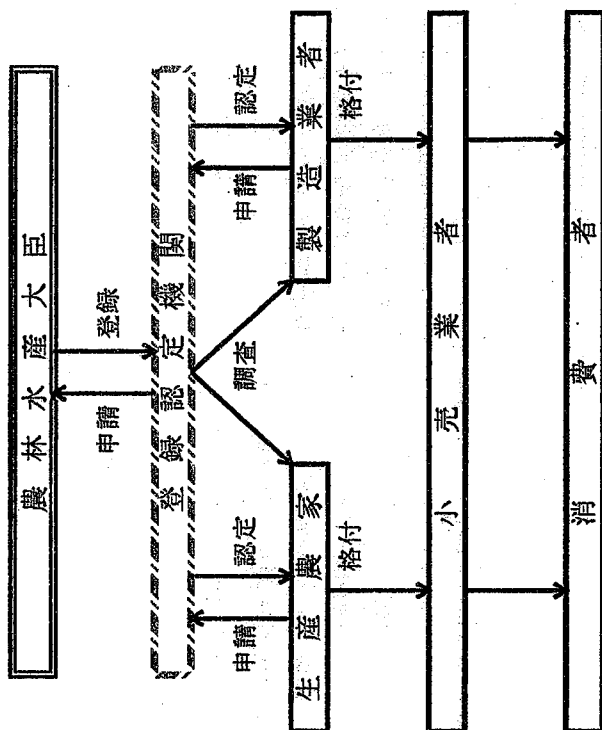
有機農産物や有機農産物加工食品については、名称の表示の混乱が見られ、一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要である物資として政令指定。

これにより、有機JAS規格を満たすものとして、認定事業者により格付の表示（有機JASマーク）が付されたものでなければ、「有機」、「オーガニック」又はこれと紛らわしい表示は不可（平成13年4月1日施行）。

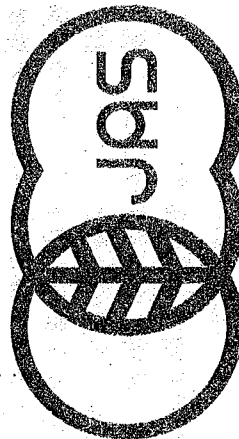
Ⅱ 有機食品の検査認証制度について

【検査認証制度の仕組み】

- 1 登録認定機関の登録
農林水産大臣は、認定機関からの申請を受け、JAS法に定められた基準に基づいて審査を行い、登録認定機関として登録する。
- 2 認定事業者の認定
登録認定機関は、有機農産物の生産農家や加工食品の製造業者からの認定の申請を受け、認定の技術的基準に基づいて審査を行い、認定する。
この認定は書類審査及び実地検査により、
(7) ほ場又は加工場が有機の生産基準（有機JAS規格）を満たしていること
(1) 当該規格に則して生産できるよう生産管理や生産管理記録の作成が適切に行うことが出来ることを確認することにより行う。
- 3 認定事業者の調査
登録認定機関は、認定を行った生産農家や製造業者が認定後も有機JAS規格に基づいて生産を行っていることを確認するため、最低1年に1回、調査を行う。
- 4 認定事業者による格付
認定を受けた有機農産物の生産農家や加工食品の製造業者は、生産・製造過程の記録等に基づいて自ら生産・製造した食品を格付し、有機JASマークを貼付して市場に供給する。



○ 有機JASマーク



Ⅲ 有機食品の日本農林規格

1 有機農産物の日本農林規格

(1) 制定の経緯

有機農産物の日本農林規格は、コーデックス総会で平成11年に採択された「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」に準拠して定められたものであり、農林物資規格調査会における審議を経て、平成12年1月に農林水産大臣により告示された。

(2) 内容

有機農産物の日本農林規格は、有機農産物の生産の原則(右上参照)をうたうとともに、生産の方法の基準及び名称の表示方法を規定している。

ア 生産の方法の基準(ポイントは右のとおり)

- ・ ほ場、栽培場、採取場
- ・ ほ場に使用する種子又は苗等、種菌、スプラウト類の栽培施設に使用する種子
- ・ ほ場における肥培管理
- ・ ほ場又は栽培場における栽培管理
- ・ ほ場又は栽培場における有害動植物の防除
- ・ 一般管理、育苗管理
- ・ 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理

イ 名称の表示方法

「有機農産物」、「有機栽培農産物」、「有機〇〇」、「オーガニック〇〇」等と表示することを規定している。

(「〇〇」には、その一般的な農産物の名称を記載する。)

○有機農産物の生産の原則

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力(きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあつては種子に由来する生産力を含む。)を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。

○有機農産物の生産方法の基準(ポイント)

- ・ 堆肥等による土作りを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培中に(多年生作物の場合は収穫前3年以上)、原則として化学的肥料及び農薬は使用しないこと
- ・ 遺伝子組換え種苗は使用しないこと

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

制定 平成 4年10月 1日 4食流第 3889号
 改正 平成 8年12月26日 8食流第 4567号
 改正 平成 9年12月25日 9食流第 4194号
 改正 平成13年 4月 1日12総合第 1331号
 改正 平成15年 5月26日15総合第 950号
 改正 平成19年 3月23日18消安第14413号
 (総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知)

第1 適用の範囲

このガイドラインは、農産物（野菜及び果実（加工したものを除く。）並びに穀類、豆類、茶等で乾燥調製したものをいう。）であって、不特定多数の消費者に販売されるものに適用するものとする。

第2 生産の原則

第1の範囲内において、このガイドラインに基づく表示を行う農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。

第3 定義

このガイドラインにおいて、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
特別栽培農産物	第2の生産の原則に基づくとともに、次の1及び2の要件を満たす栽培方法により生産された農産物をいう。 1 当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、慣行レベルの5割以下であること。 2 当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が、慣行レベルの5割以下であること。
特 別 栽 培 米	特別栽培農産物のうち、米（とう精されたものを含む。）をいう。
生 産 過 程 等	当該農産物の生産過程（当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。以下同じ。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。
栽 培 期 間 中	特別栽培農産物の生産過程等の期間をいう。
慣 行 レ ベ ル	1 農薬については、農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている生産過程等における

	節減対象農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）をいう。 2 肥料については、農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に使用される生産過程等における化学肥料の窒素成分量をいう。
節 減 割 合	1 農薬については、現に使用した節減対象農薬の使用回数が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。 2 肥料については、現に使用した化学肥料の窒素成分量が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。
化 学 合 成	化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。
農 薬	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。なお、同条第2項に規定する天敵及び第2条第1項に規定する特定農薬を含まない。
化学合成農薬	農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。
節減対象農薬	化学合成農薬のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬を除くものをいう。 なお、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。
肥 料	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定する肥料をいう。
化 学 肥 料	肥料のうち化学合成されたものをいう。
容 器 包 装 類	農産物を入れ、若しくは包んでいる物で農産物を受け渡しする場合そのまま渡すもの又は農産物を結束するためのテープ若しくは農産物に貼付するシール等をいう。
表 示 票	農産物に関する情報を伝えるため、当該農産物に添付する票片をいう。
栽 培 責 任 者	ほ場における栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者をいう。
確 認 責 任 者	栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者であって、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行うものをいう。
精 米 責 任 者	原料である玄米をとう精等する者をいう。
精 米 確 認 者	とう精の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者によるとう精等について必要に応じ指導を行

報告第3号	教育部 各課
令和3年3月25日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	学校教育課 1件 生涯学習課 2件 文化課 5件 (詳細別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第1項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)	

学校教育課 共催・後援台帳(令和2年度3月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R元	H30	H29	所管課意見
14	R3.2.22	学校教育	信州社会科教育研究会第67回研究大会「安曇野大会」	信州社会科教育研究会 常任委員 志村 昌之	信州社会科教育研究会	後援	指導力向上、学力向上等、社会科学習の振興に寄与するため。	2月16日	令和3年11月12日(金)	専決	過去承認	○	2月25日	堀金小学校・堀金中学校・堀金公民館・堀金総合体育館	社会科授業研究、研究協議を通して、社会科学習にかかわる教員の指導力の向上、児童生徒の学力向上に資する。	社会科授業研究、および研究協議 ※H18後援あり	—	—	—	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和3年度3月定例会専決報告事項)

No.	受付 日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H 30	H 29	所管課 意見
28	R3.3.11	スポーツ推進担当	第71回中部日本 6人制ハレー ボール総合男女 選手権大会長野 県予選会(高等 学校の部)	安曇野・東筑 ハレーボー ル協会	安曇野・東筑 ハレーボー ル協会 会長 望月 雄 内	一般財団 法人長野一 鳥ハレーボ ール協会 会(主管) 安曇野・ 東筑ハレー ボール協会)	ハレーボール を広く若年層 に普及し、バ レーボールの 振興を図るた め	3 月 11 日	令和3年 4月18日 (日)	○	過去 承認		3 月 15 日	穂高東中学 校体育館、 校講堂	・中部日本9県制覇を目指 す6人制高等学校の部の長 野県予選会 ・長野県のハレーボール界 の発展と普及に寄与するこ とを旨とし開催するもので す。	競技方法:トーナメント方式 で、3セットマッチとし、3位決 定戦は行わない。 参加料:1チーム8,000円 長野県の男女の各代表が 決まります。(大会の男女各 1位チームを、令和3年度本 大会に推薦)	-	○	○	基準 第3 条第 2項 及び 第4 条第 2号に より 可
29	R3.3.3	社会教 育担当	CoderDojo安曇 野	CoderDojo安 曇野	CoderDojo 安曇野 o安曇野	後援	広域地域の児 童や教育関係 者にこの活動 を広く認知し ていただくた め	3 月 3 日	令和3年 4月1日 ～令和4 年3月31 日までの 毎月第3 土曜日	○	過去 承認		3 月 12 日	安曇野コ ワーキング スペース	プログラミング的 思考力や創造性、問題解決 能力を育む。IT人材の不足 を補うため等の育成をはじ め関係者との交流をはか る。	子どものためのプログラミング道場	○	○	-	基準 第3 条第 2項 及び 第4 条第 2号に より 可

教育部 文化課 後援台帳(令和2年度3月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H30	H29	所管課意見
35	R3.2.18	文化	歴史講演会	あづみ学校	岩隈久	申請者と 同じ	より多くの市民に 知っていただくた め	2月18日	令和3年4 月11日 (日)	過去承認	2月22日	堀金公民館 講堂	郷土の安曇族の歴史を学ぶ	信大名普教院・故坂本博氏の著書の 解説(第4巻) 入場料(1人)1,000円	○	-	-	取扱基準第3条第2 項及び第4条第2号 により可	
36	R3.2.25	文化	安曇野歴史サ ロン	安曇誕生の系 譜を語る会	会長 丸山 祐之	申請者と 同じ	会員だけでなくよ り広範な市民の 参加を求めたい	2月25日	令和3年4 月23日 (金) 時間:14時 ~15時30 分	過去承認	3月1日	明科公民館 講堂	①広く市民に安曇野を中心とする 歴史への興味を喚起する。 ②新会員の加入を促進する。	毎回安曇野の歴史に関するテーマを 設け、講演会を行います。隔月開催 の全6回を予定。入場料1人500円(資 料代)	○	-	-	取扱基準第3条第2 項及び第4条第2号 により可	
37	R3.3.1	文化	2021年度ピ アノピアノノス テップ松本地区	一般社団法人 全日本ピアノ指 導者協会	福田成康	申請者と 同じ	ピアノ学習を生 涯にわたり継続する ことをご賛同いた だきたい。	3月1日	令和3年7 月25日 (日)	過去承認	3月5日	松本市音楽 文化ホール	ピアノ学習者とその個性及び環 境に応じた学習方法によりピアノ 学習を生涯にわたり継続すること を目的とする。	ピアノ演奏能力を導入から展開へと 全23ステップに段階構成し公開ス テージでの演奏に対し、専門家がアド バイスをします。成績評価合格判定 を行い、段階的な演奏能力の向上を 促します。 入場料:無料 平均参加料:7,500円	○	○	-	取扱基準第3条第2 項及び第4条第2号 により可	
39	R3.3.8	文化	菊作り講習会	あづみ野秋香 会	会長 塩野 貞夫	申請者と 同じ	菊愛好者の増加 と菊栽培の普及、 並びに情操教育 の発展のため	3月8日	令和3年3 月27日 (土)~10 月16日 (土) 月1回開催	過去承認	3月9日	穂高神社	菊栽培の技術向上と菊愛好者の 増加を目指す。菊栽培の普及と地 域の教育・文化の発展に寄与す る。	大菊3本仕立て、スプレー菊、盆栽の 3種類の鉢植えを育成するため、実演 を兼ねて講習を行う。講習会は2年に 1度、初心者を対象に開催している。	-	○	○	取扱基準第3条第2 項及び第4条第2号 により可	
40	R3.3.12	文化	第59回日本現 代工芸美術展 長野巡回展 第40回 記念日本現代 工芸美術展 会	現代工芸美術 家協会長野会	会長 木下 五郎	(一社)現 代工芸 美術家 協会、現 代工芸 美術家 協会 長野会	芸術文化振興に 貢献する展覧会 を市内はもとより 県内の方々に周 知するため	3月12日	令和3年7 月3日(土) ~13日 (火) 9時~17時	過去承認	3月12日	安曇野市豊科 近代美術館・ 豊科交流学習 センターきぼう	工芸美術を通して人々と交流を深 め、芸術文化振興に貢献すること を目的とする。	令和3年4月東京都美術館で開催さ れる全国公募展「第59回日本現代工 芸美術展」巡回展基本作品と出品し た長野会会員作品を合わせて約143 点を展示する。 入館料は安曇野市豊科近代美術館 の入館料による	○	-	-	取扱基準第3条第2 項及び第4条第2号 により可	

共催・後援イベントの中止状況(文化課)

文書記 号No.	定例会 台帳No.	変更 受付日	件名	申請者・主催者	種別	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容
2文 2420	22	R3.2.18	安曇野さんぽ市	安曇野さんぽ市 実行委員会	共催	令和3年 5月21日(金) ～23日(日)	穂高交流学習セン ター「みらい」	様々なジャンルの作家と一般市民 が、手づくり品の展示・販売・ワー クショップを通じて交流を深める	家具・木のおもちゃ・陶器・ガラス・ス テンドグラス・とんぼ玉・手縫い草・染 色作品・織物・絵画・書・植物・服・他 の展示販売、チャリティ人形劇上演、 文化課とタイアップした企画「読み聞 かせ」

報告第4号

令和2年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
就学時健診業務	○令和3年度就学時健康診断（園事前健診）の日程調整	○各園へ来年度実施日程通知
教職員健康推進事業	○カウンセリングルーム実施 ・3/21（日）穂高会館	
就学援助事務	○就学援助費と特別支援教育就学奨励費（後期分） 支給日 就学奨励費 2/24（水） 就学援助費 3/10（水） ○新入学生用品費事前支給 支給日 3/24（水）	○新年度向け広報と案内作成
GIGA スクール構想	○機器整備 ・残り1/3の端末（2400台）購入の契約 ・2/3の台数の端末の納品 ・ネットワーク整備の完了 ・Webカメラの納品 ○活用支援 ・GIGAスクールサポーターによる研修の実施 ・Google社が行う研修（KickstartProgram）の実施 ○ICT教育推進委員会（第2回・第3回開催） ・運用規定・ガイドラインの作成	○機器整備 ・残り1/3の端末（2400台）の納品に向けた調整（～5月） ○活用支援 ・GIGAスクールサポーターを活用した研修の開催、活用に向けた支援等
通学路交通安全部会	○通学路合同点検 3/2、3/3、3/5 ・市内25箇所の点検を実施。	
中学校教師用教科書等の購入事業	○購入数確定・契約締結 ・令和3年度使用の中学校教師用教科書・指導書・指導用資料の購入数確定 → 契約締結	○納品 ○納品検査 3/31 予定

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育指導員	3月2日（火）第4回社会教育指導員連絡会議 ・本年度の反省について ・来年度の事業計画等について	4月上旬 第1回
社会教育委員	3月24日（水）第3回社会教育委員の会議 ・令和3年度事業計画について ・中央公民館の位置づけについて 他	

生涯学習講座推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
日本語教室	3月3日（水）日本語教室ボランティア講習会 「コロナ禍での日本語の教え方について」 参加者数：14人	

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
人権教育推進委員・人権教育指導員	2月16日（火）第2回人権教育推進委員会小委員会【書面開催】 2月25日（木）第2回人権教育推進委員及び指導員合同会議【書面開催】 ・令和3年度人権教育推進基本方針 ・令和2年度事業報告 他	4月中旬～下旬 5地域人権教育推進協議会

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館運営審議会	3月22日（月）第3回公民館運営審議会 ・令和3年度事業計画について ・中央公民館の位置づけについて 他	
公民館長会	3月8日（月）第12回公民館長会 ・第15回市公民館大会要領（案）について ・令和3年度市民運動会の開催日程について ・ICT関連講座の開催について 他	4月12日（月）第1回
公民館担当者会議	2月25日（木）第10回公民館担当者会議 ・組織改編に伴う令和3年度からの体制について ・中央公民館の位置づけについて ・令和3年度ICT関連講座の実施について 他 3月19日（金）支所地域課との打合せ	4月12日（月）第1回
公民館報	2月18日（木）公民館報企画会議 ・令和3年度公民館報について ・館報第60号の内容について ・館報第59号の最終確認について 他	
総合芸術展	第9回・第10回合同安曇野市総合芸術展 ・展示期間 3月10日（水）～19日（金） ・展示場所 豊科交流学习センター「きぼう」 ・展示作品 123点（絵画・書道・写真・工芸・彫塑・水墨画の展示、映像作品上映）	
公民館大会		3月26日（金） 地区公民館報表彰審査会

作成者：社会教育担当 2021/03/19

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	3月末まで 堀金児童クラブの5年生までの 対象拡大準備 豊科南小、三郷小通年定員拡大の 検討 児童館利用者アンケートの実施	3月18日（木）～4月5日（月） 春期休業中児童クラブ開設

穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	3月18日（木）耳塚区説明会 3月23日（火）造成工事入札	

青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども会育成会支援	3月1日（月）松本地方子ども会育成連絡会 3月4日（木）子ども会育成会連合会常任委員会 均等割補助金実績報告受付 活性化補助金実績報告受付	4月 5地域子ども会育成連絡協議 会 4月19日（月）市子ども会育成会 連合会総会
青少年センター	3月19日（金）街頭巡回	4月27日（火）第1回運営委員会
子ども学芸クラブ	3月5日（金）次年度募集締切り	4月3日（土） 入会式

放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
放課後子ども教室	2月24日（水）再開 三郷小、堀金小 3月3日（水）再開 豊科南小、豊科北小、豊 科東小、穂高南小、穂高 北小、穂高西小、明南小、 明北小 3月3日（水）終了 豊科南小、豊科北小、豊 科東小、穂高西小、三郷 小、堀金小、明南小、明 北小 3月10日（水）終了 穂高南小、穂高北小	4月 令和3年度募集

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館講座「コロナの時代を健康に過ごすために」	3月2日（火） 豊科公民館大会議室 参加者 20名	
第58回童謡祭り	3月9日（火） 童謡祭り実行委員会	
令和3年度豊科公民館関係者会議	3月16日（火） 次年度の体育行事についての検討会 参集範囲 公民館サポート委員、スポーツ推進委員、代表地区公民館長	
地区公民館役員研修会		4月10日（土） 豊科公民館大大ホール 地区公民館役員を対象に公民館活動の意義、補助制度、事業計画等の説明とともに、講師を招いて地域づくりに向けた講演会も行う。

豊科公民館施設管理運営事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
高濃度PCB廃棄物処理業務委託	2月10日（水） 処理完了	
豊科公民館大ホール設備保守点検	3月4日（木） ホール音響設備点検 3月8日（月） 空調設備保守点検	3月26日・27日 ホール舞台照明機器保守点検 3月末 特殊建築物定期点検

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
東京 2020 オリンピック聖火リレー		コロナ感染症対策を講じながら、安全・安心な聖火リレーの実施に努める。 ○4月2日（金） 17時10分：ミニセレブレーション開始 17時20分：豊科近代美術館出発 17時50分：中堀交差点から東に250m付近到着 ○4月1日（木）プレイベント 18時ころから：豊科近代美術館にてスカイランタン実施

スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等	○スポーツ指導者講習会 3月2日（火）参加者：40名 会場：市役所大会議室 ○安曇野子ども駅伝大会 3月21日（日）開催予定 参加者：約130名 会場：豊科南部総合公園	

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
体育施設管理	2月3日（水） 県民豊科運動広場防球ネット追加設置工事契約の締結 2月24日（水） 県民豊科運動広場防球ネット追加設置工事監理業務契約の締結 3月1日（月） 豊科水辺マレットゴルフ場橋付替え工事契約の締結	契約日～3月30日（工期） 県民豊科運動広場防球ネット追加設置工事実施 契約日～3月30日（工期） 豊科水辺マレットゴルフ場橋付替え工事実施

新総合体育館建設事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科南部総合公園管理運営	3月17日（水） 安曇野市議会3月定例会において議決され「ミズノ・安曇野市体協・A&Sグループ」が指定管理者に決定	令和3年10月からの開館準備業務及び令和4年1月の指定管理開始に向けて指定管理者と協議する



OLYMPIC TORCH RELAY
TOKYO 2020

東京2020オリンピック
聖火リレー開催

2021年4月2日(金)



Hope Lights Our Way

希望の道を、つなごう。

安曇野市ミニセレブレーションおよび沿道 演出・運営計画

2021/3/23

東京2020オリンピック聖火リレー安曇野市実行委員会

事務局

昨年度、実施を予定していた聖火リレーは、主要拠点および沿道での盛り上げ施策を計画し、

市民の皆様にもご協力をいただき準備を進めてまいりました。

2021年4月2日（金）に安曇野市を通過する「新たな聖火リレー」は

新型コロナウイルス感染症への対策に関する政府発表を受けて、

オリンピック組織委員会も各市町村で実施する各種盛り上げ施策、沿道応援に関して

人混みや不特定多数が滞留することが無いよう方針を示しています。

東京2020オリンピック聖火リレー安曇野市実行委員会としては、

聖火リレーを観覧にきた安曇野市民が、万が一、新型コロナウイルスに罹患することのないよう、

当初計画していた実施内容を大幅に縮小し、

安曇野市を通過する聖火を無事に繋ぎ、受け渡すことに絞った展開として実施します。

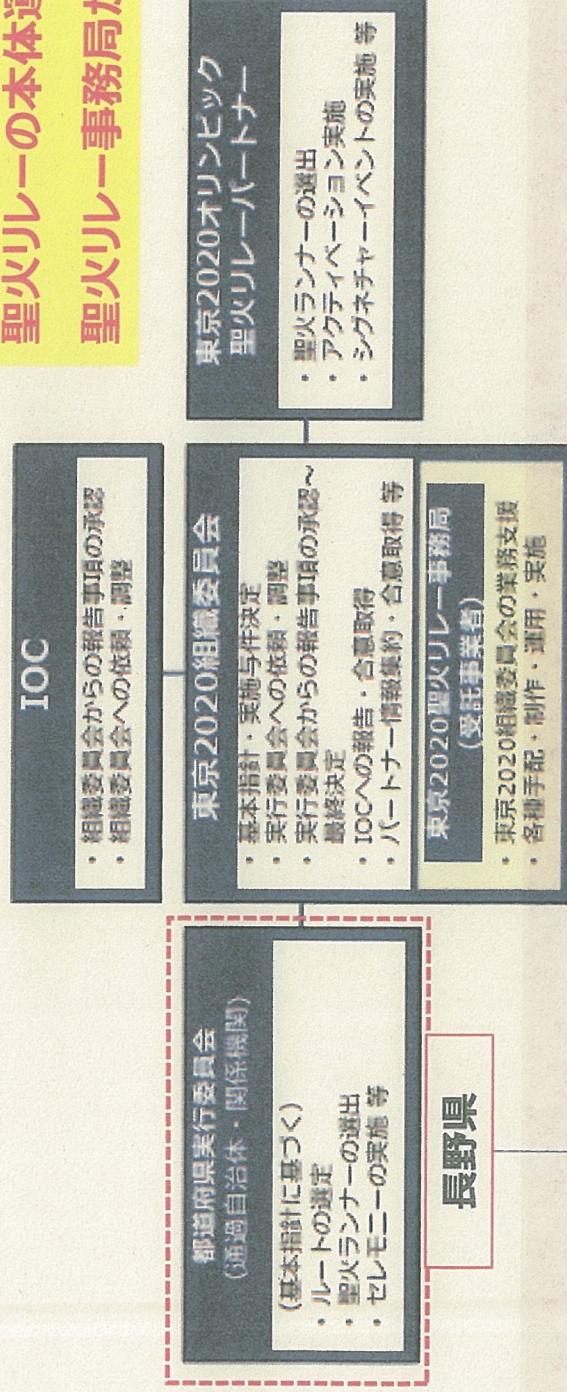
何卒ご理解いただきますよう、お願いいたします。



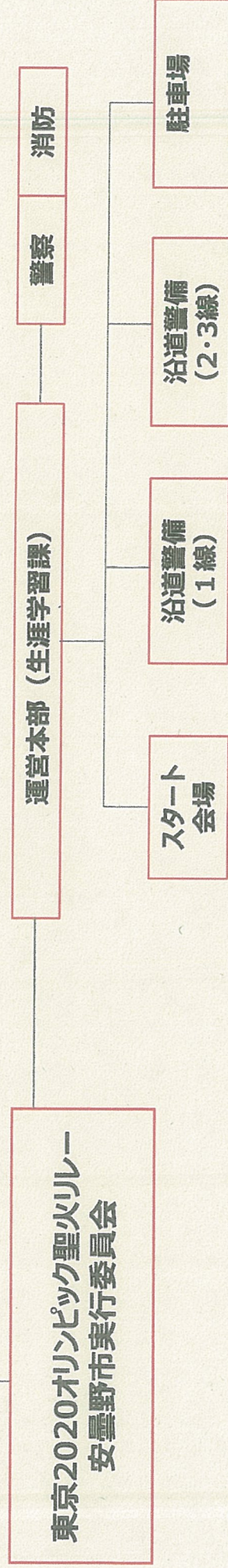
実施体制

実施体制および役割分担

聖火リレーの本体運行に関しては、組織委員会の
聖火リレー事務局が主導となります。



長野県



東京2020オリンピック聖火リレー安曇野市実行委員会 所属・構成団体

安曇野市、安曇野市議会、安曇野市体育協会、安曇野市商工会、安曇野市観光協会、安曇野工業会、安曇野市校長会、安曇野市内高等学校校長会、安曇野市PTA連合会、安曇野市認定こども園保護者会連絡協議会、安曇野市子ども会育成会連合会、安曇野市社会福祉協議会、安曇野市民生児童委員協議会、安曇野市老人クラブ連合会、安曇野市スポーツ少年団、安曇野市陸上競技協会、安曇野建設事務所、安曇野警察署、松本広域消防局、安曇野市医師会、安曇野交通安全協会、安曇野支部、安曇野市身体障害者福祉協会、あづみ農業協同組合、安曇野市消防団、安曇野市消防組合、安曇野市建設業組合、安曇野市公民館長会、松本ハイランド農業協同組合、安曇野市タクシー運営協議会、豊科商店連合会、安曇野商店会



要 概 体 全



代表取締役社長
取締役会長
取締役副会長
取締役専任執行役員
取締役非常勤執行役員
取締役監査等委員
取締役監査等委員

代表取締役社長
取締役会長
取締役副会長
取締役専任執行役員
取締役非常勤執行役員
取締役監査等委員
取締役監査等委員

代表取締役社長
取締役会長
取締役副会長
取締役専任執行役員
取締役非常勤執行役員
取締役監査等委員
取締役監査等委員

オリンピック聖火リレーとは

ギリシャ・オリンピアの太陽光で採火された炎を、ギリシャ国内と開催国内でリレーによって開会式までつなげるものです。オリンピックのシンボルである聖火を掲げることにより、平和・団結・友愛といったオリンピックの理想を体現し、開催国全体にオリンピックを広め、きたるオリンピックへの関心と期待を呼び起こす役目を持っています。

近代オリンピックでは、パリ1924大会まで聖火はありませんでした。アムステルダム1928大会の際、スタジアムの外に塔を設置し、そこに火を灯し続けるという案

が採用されたことが契機となり、現在のような聖火が誕生しました。

聖火は大会の数ヶ月前に古代オリンピックの聖地であるオリンピアの遺跡であるヘラ神殿前で採火されます。

その後、多くの人によって開催地まで運ばれ、開会式当日に、最終ランナーによってメインスタジアムの聖火台に点火され、大会が終わるまで灯し続けられます。

新型コロナウイルス感染症対策について

観覧客・聖火ランナー・運営スタッフをはじめとする聖火リレー関係者と地域住民双方の感染防止に努め、安全・安心な東京2020オリンピック聖火リレーを実施します。

東京2020オリンピック聖火リレーコンセプト

Hope Lights Our Way

希望の道を、つなごう。

東京2020聖火リレーのコンセプトは、Hope Lights Our Way（英語） / 希望の道を、つなごう。（日本語）です。支えあい、認めあい、高めあう心でつなぐ聖火の光が、新しい時代の日の出となり、人々に希望の道を照らしだします。



東京2020オリンピック聖火リレースケジュール

2021年3月25日から全121日間の行程で始まる東京2020オリンピック聖火リレーでは、約1万人の聖火ランナーが47都道府県を巡ります。

長野県**安曇野市**は、2021年**4月2日 金曜日**の長野県2日目に聖火リレーが市内を巡ります。

聖火リレースケジュール

[illegible]

全体概要

聖火リレー基本隊列

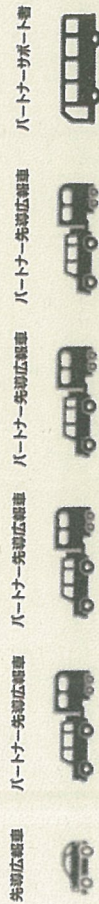
「聖火ランナー」だけでなく、パートナー車（東京2020聖火リレーのスポンサー）や、警察、消防など関係車両を隊列となります。

ブロック①…聖火リレー走行予告と沿道盛り上げを行う隊列ブロック

ブロック②…聖火ランナーが走るブロックの前を走行する隊列ブロック

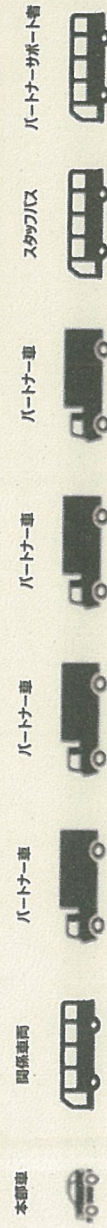
ブロック③…聖火ランナーが走行している隊列ブロック

ブロック① 隊列全長：約400m（車両約8台）



※パートナー先導広報車については各社判断で実施しない場合もあり

ブロック② 隊列全長：約270m（車両約12台）



ブロック③との間隔は20m程度

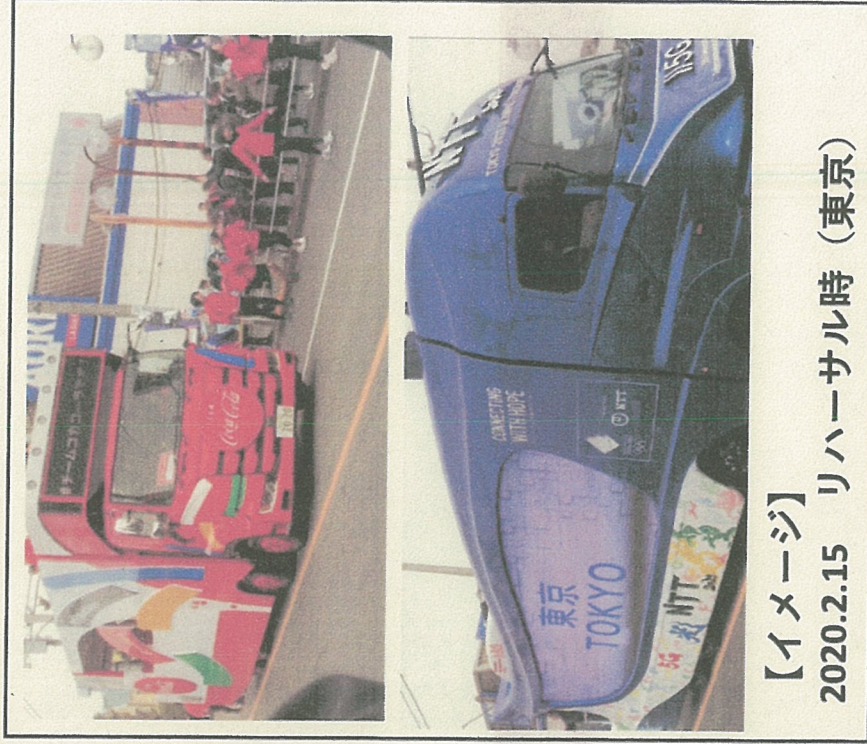
ブロック③ 隊列全長：約130m（車両約6台）



※隊列はイメージです

※警察消防車両が各ブロックに配置される予定です。

ブロック③は、トーチキスの時間（約30秒）は停車する
聖火ランナーと撮影・記録車両との距離は約6m程度を想定



【イメージ】

2020.2.15 リハーサル時（東京）



長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

長野県区間および安曇野市区間の概要

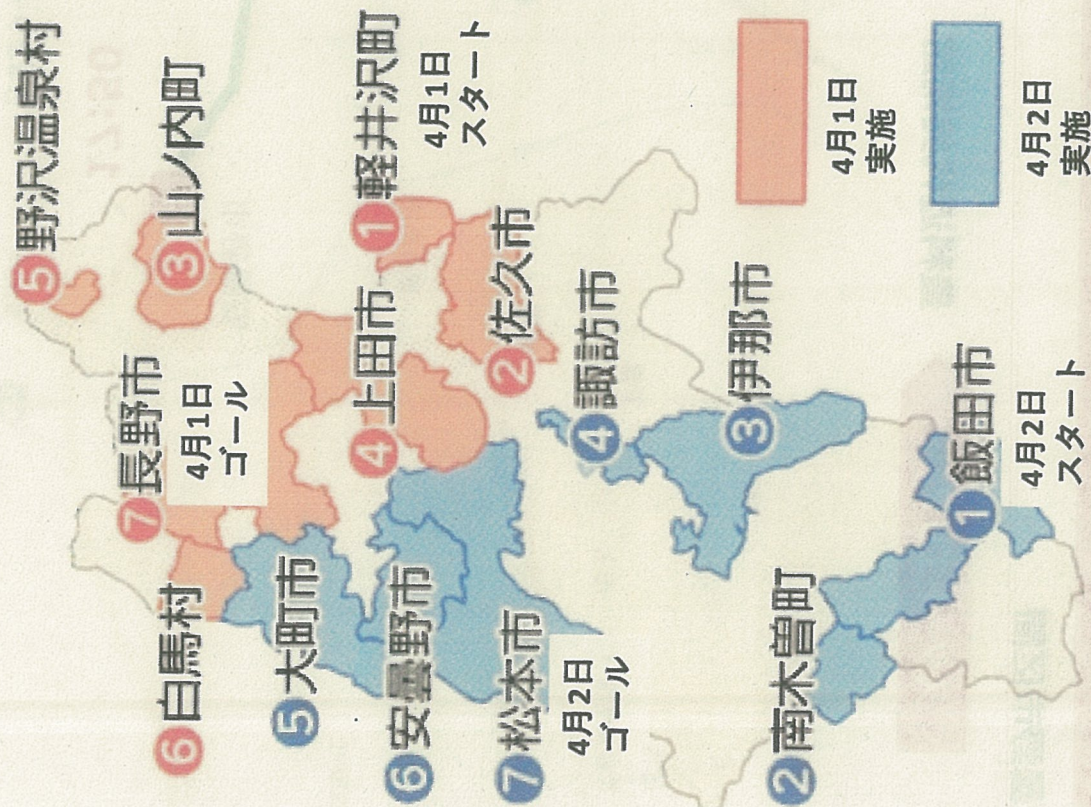
(京東) 新大寺八丁 21.5.0505

[ローXN]

長野県区間の概要

長野県区間

2021年4月1日～4月2日の2日間、長野県の14市町村を聖火ランナーが駆け抜けます。



DAY-1
2021年4月1日

①軽井沢町

②佐久市

③山ノ内町

④上田市

⑤野沢温泉村

⑥白馬村

⑦長野市

DAY-2

2021年4月2日

①飯田市

②南木曽町

③伊那市

④諏訪市

⑤大町市

⑥安曇野市

⑦松本市



安順市區圖

豐科近代美術館

17:20 第1走者スタート

—タイン野曇安道県—
点差線上交金堀

17:50 最終走者フィニッシュ



スタートエリア

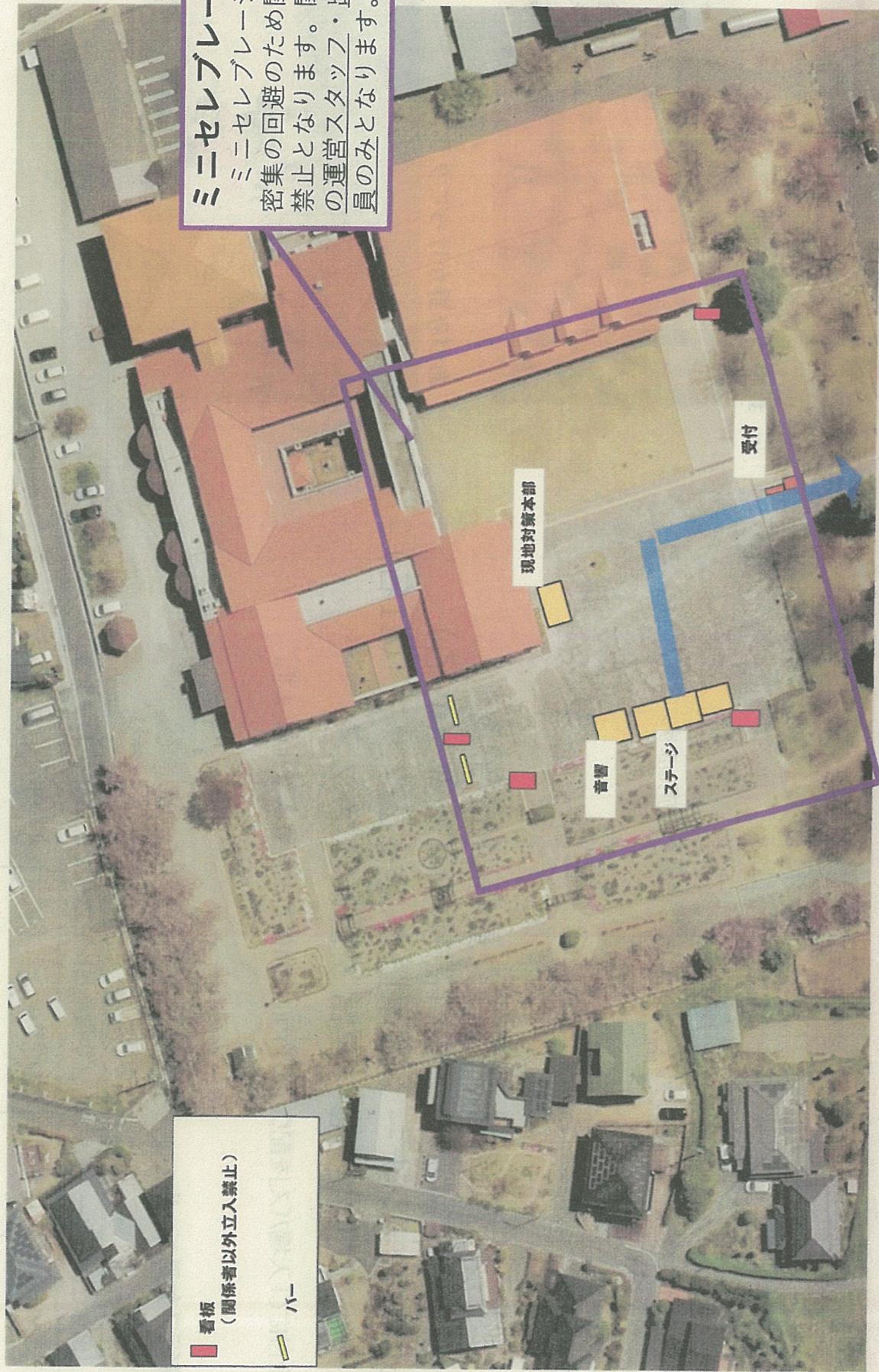
(都市計画) 環境計画資料集

豊科近代美術館（屋外広場）



豊科近代美術館（屋外広場）

ミニセブレーション会場 入場制限 レイアウト



スタートエリア

ミニセレブレーション

密を避けて、運営・警備スタッフを除き、100人程度で実施します。

出演者等

関係者：実行委員等（33名）
演奏者：豊科高校吹奏楽部（45名）
サポートランナー：安曇野かけっこクラブ（21名）
（その他：運営・警備スタッフ）

受付にて「入場パス」を配り、エリア内には関係者以外立入禁止とします。

進行スケジュール

出発セレモニー（出発式）／中継地セレモニー（ミニセレブレーション） 進行プログラム ※10分以内			
TIME(時間)	LAP(分)	プログラム	展開内容
17:10	1'	聖火ランナー入場	司会の紹介を受けて、聖火ランナーがステージ登場。
17:11	2'	代表挨拶	安曇野市長の挨拶
17:13	4'	演奏	豊科高校の吹奏楽部の演奏
17:17	2'	聖火点火	聖火ランナーのトーチへ組織委員会スタッフが点火棒にて聖火の点火
17:19	1'	聖火ランナー出発	聖火ランナー 走行開始（出発 17:20）

豊科高校吹奏楽部



あづみ野かけっこクラブ



ホストタウンPRブース

内 容

- (1) ホストタウン事業「オーストリア共和国・カヌー・スラロームチーム」の紹介展示
- (2) カヌー・スラロームのVR体験

※参加者・来場者にはノベルティ（ピンバッチ）を配布（先着 200 個）



浴道



当初予定していた沿道の盛り上げ施策は中止とし、応援自体は「自主的な参加」によるものとします。

また、咳や発熱のある方の来場については、来場を控えるよう広報していきます。

聖火リレーを安心して御観覧頂くために

体調がすぐれない方は観覧をお控えください

- 体調が悪い場合や感染が疑われる場合
(発熱(37.5℃以上)、咳、のどの痛みなどの風邪の症状、
だるさ(けんたい感)、息苦しさ(呼吸困難)、味覚や嗅覚の異常 等)



聖火リレーの様子は、NHKの聖火リレーライブストリーミング
特設サイトにて観覧いただけます【<https://nhk.jp/torch>】

観覧現場では感染予防にご協力をお願いします

※ 沿道、セレモニー会場

- マスクを着用してください
- 一定の距離を確保するため、警備員の指示に従ってください
- 大声を出さずに、拍手で応援してください
- 検温、手指消毒、入場者把握への協力を！
(セレモニー会場)
- 接触確認アプリのインストールを！(COCOA)



【Google Play用】【App Store用】

その他、感染拡大防止にご協力をお願いします

- 観覧前後の会食は、密な室内で大人数・長時間と
ならなれないように！
(徳州版「新たな会食」のすゝめ)の遵守：
https://www.pref.nagano.lg.jp/service/documents/kaisyokunosusume_2.pdf
- 観覧後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場
合は、感染拡大防止のため、**県実行委員会に速やかに連絡して**
ください【連絡先：sports-ka@pref.nagano.lg.jp】
- お住いに近い場所で観覧し、特に他道府県での観覧は控え
てください
- 過度な密集が発生した場合、観覧が困難となる場合があります



長野県実行委員会(教育委員会事務局スポーツ課) 026-235-7447 sports-ka@pref.nagano.lg.jp

長野県実行委員会でも

『聖火リレーを安心して御観覧頂くために』広報を実施します。

また、当日の運営時には

「マスクの着用」や「一定距離の確保」など

感染予防を呼びかけます。

「笑顔でつながろう！聖火の道」掲出

市民の皆さんの笑顔の写真を掲出、聖火ランナーを応援します。



前日まで本庁舎1階東側エントランスに掲示します。

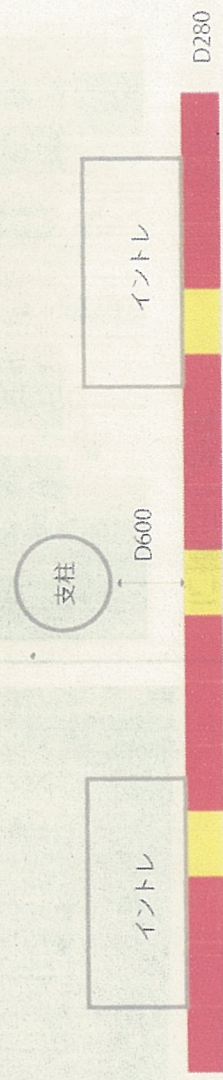
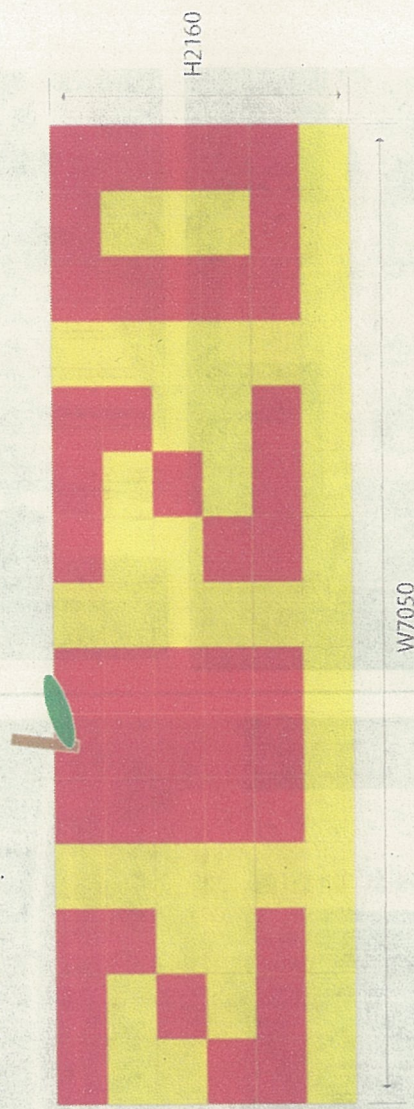


成相交差点 セブンイレブン

農政課：トマトコンテナによる沿道装飾



コンテナサイズ
W470*H360*D280



横断幕

事前告知を含め、聖火リレーの公式デザインを用いた資材を作成し、沿道沿いに掲出します。



W3600*H900 2枚

Hope Lights Our Way 希望の光をつなごう。



W5400*H900 2枚

Hope Lights Our Way 希望の光をつなごう。



のぼり旗

聖火リレーの公式デザインを用いた資材で
治道を中心に掲出します。

※ホストタウンPRののぼり旗も適宜掲出します。



W600*H1800

2種×各50枚

東京2020オリンピック
聖火リレー開催
愛媛県

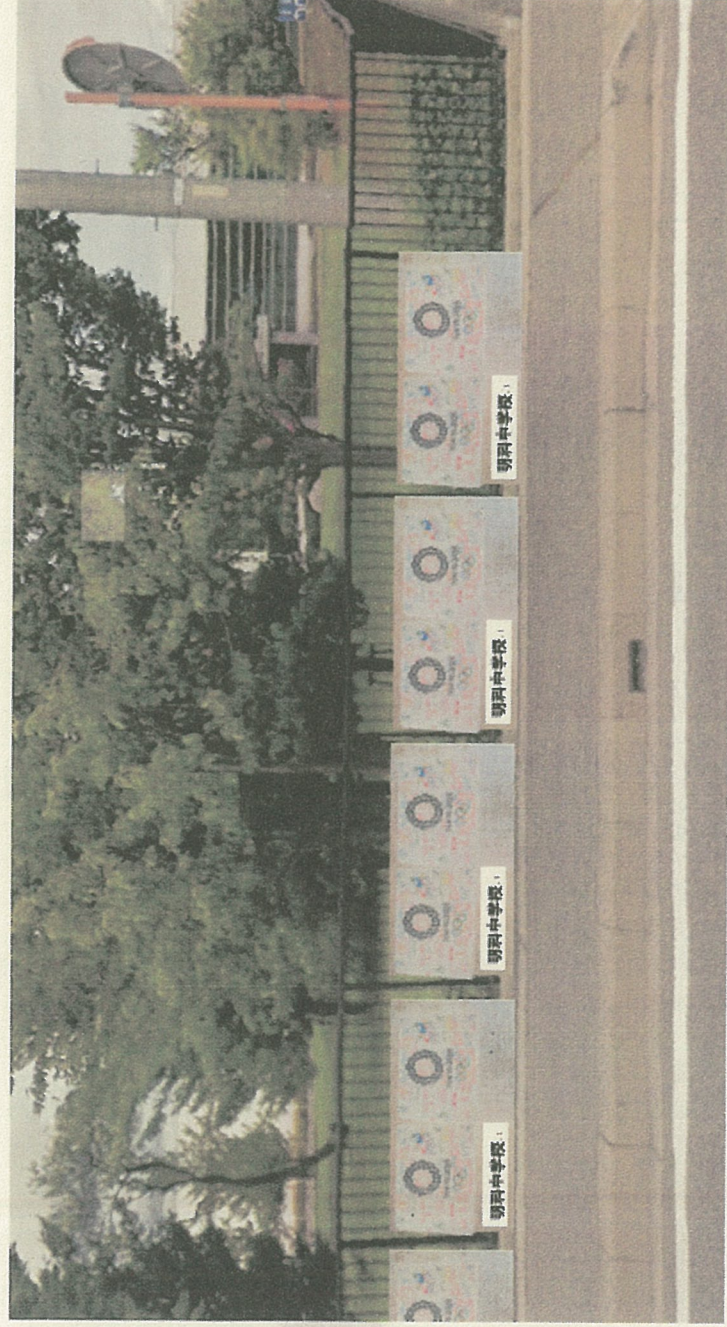
Hope Lights
Our Way

OLYMPIC TORCH RELAY
TOKYO 2020



応援幕の掲出

市内小中学生が書いた応援メッセージが書かれている応援幕をゴール付近の王子コンテナー株式会社のフェンスに掲出する。



昨年度、市内小中学生により
応援幕・応援手旗の作成



前日イベント（プレイベント）

岡山県中津市、美作市、
瀬戸市、高梁市、赤松市、

岡山県中津市、美作市、瀬戸市、高梁市、赤松市、

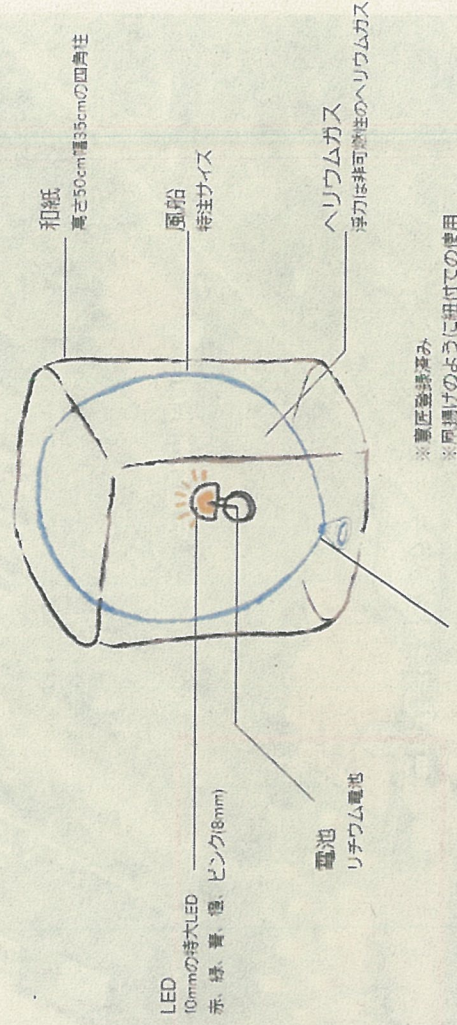
岡山県中津市

前日イベント (プレイベント)

豊科近代美術館 (屋外広場)

スカイランタン

前日、豊科近代美術館 (屋外広場) にて夜空にスカイランタン50基を掲揚します。



四角柱の紙の中に特殊使用の風船が入っており、さらにその中にLEDが入っています。風船に充填されたヘリウムガスで浮かびます。

注意) LEDスカイランタンは上記イメージ写真のように完全リリースを行わず、ランタンの糸は地面に固定取付します。

豊科近代美術館 (屋外広場)



前日イベント (プレイベント)

豊科近代美術館 (屋外広場)

スカイランタン

18:00 - 20:30 まで掲揚予定

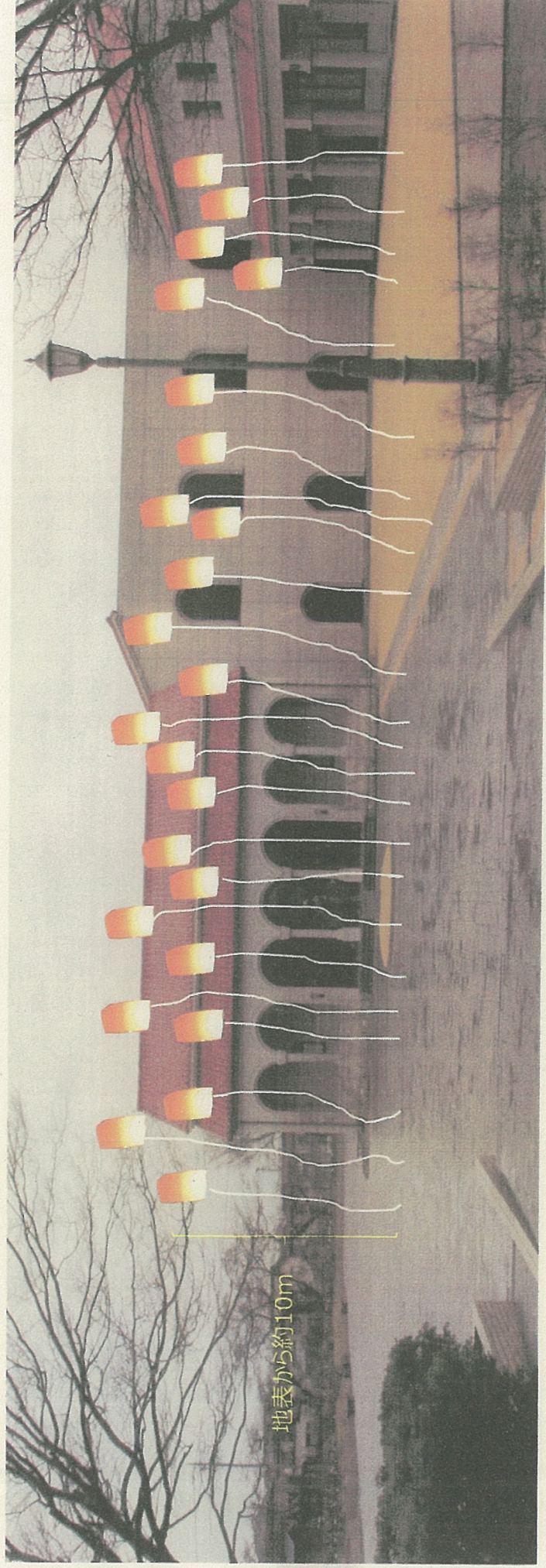
- ・スタート会場の豊科近代美術館前広場に掲揚します。
- ・送電線まで距離があります。
- ・コンーンやバーで立入禁止箇所を設けて打ち上げます。



前日イベント (プレイベント)

豊科近代美術館 (屋外広場)

スカイランタン



- 強風 (風速10m超) の場合は、掲揚せず地表付近での設置となります。
- 少雨決行。ランタンの和紙が水分を吸い重くなったり破れたりするほどの降雨の場合は地表付近での設置となります。
- 万が一強風でウェイトが外れ、送電線・配電線に接触しても通電する素材は使用していません。(和紙、ゴム風船、凧紐)
- 天候によっては、中止となる場合がございます。



- 2015年10月1日施行
- 2015年10月1日施行
- 2015年10月1日施行
- 2015年10月1日施行

交通規制・駐車場

資料用紙（用紙）

東京2020オリンピック聖火リレー

交通規制のお知らせならびにご協力をお願い

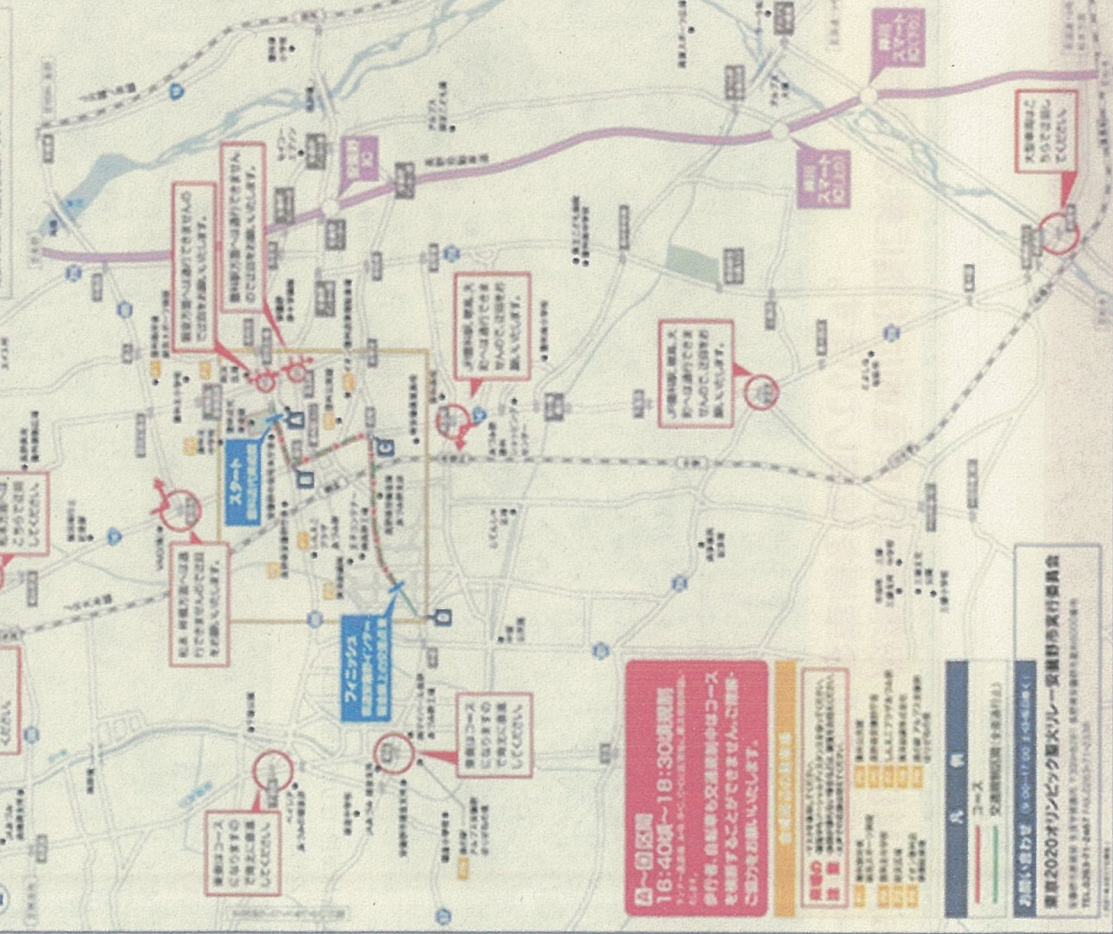
2021年 4/2(金)17:20スタート

16:40～18:30頃まで

規制時間

交通規制について

2021年4月2日(金)17:20スタート(聖火リレー)の開催に際し、以下の通り交通規制を実施します。関係機関の皆様へご協力をお願いします。



聖火リレー当日は、下記のとおり交通規制が実施されます。

規制時間

A-D区間 16:40～18:30

規制時間中は、「車両」だけでなく、「歩行者」「自転車」も、コースを横断することが出来ません。ご理解・ご協力をお願いします。

規制区間

豊科近代美術館～中堀交差点

規制解除

- ①A-B区間
- ②B-C区間
- ③C-D区間

隊列通過後、安全確認の後
区間毎に順次解除します。



駐車場計画

一般来場者駐車場

市民をはじめ、一般来場者が自主的に応援に来ることも想定し
一般来場者用の駐車場を確保しています。



広 報 計 画 面

令和2年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
あづみのジュニア クラシック音楽会	3月20日(土) 会場:みらい 対象:小中学生 11組(14人) ホール内への来場は、保護者・関係者等のみに制限 演奏の様子を収録し、あづみのテレビにて放送予定	

美術館博物館連携事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
美術館・博物館パス ポート	年間スケジュールの作成ができないため、児童・生徒に付き 添う保護者1名の利用を無料とするパスポートとして作成。 1月の利用者数 28人、2月の利用者数 16人(累計400人)	
美術館職員等研修 会	2月26日(金) (リモートにて実施) 豊田市美術館 都筑正敏学芸員 内容:「コロナ禍での豊田市美術館の状況と教育普及活動」 「対話型鑑賞とボランティア」 参加者数 24人(近隣市町村美術館学芸員・信大学生含む)	
実行委員会	第3回実行委員会 3月18日(木)	

文化団体補助事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野文化刊行事 業	第38号 2月26日(金)刊行	

文化振興総務費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野風土記Ⅳ 安曇野の美術	市内美術館学芸員・文化課職員が協力し調査、編集	3月26日(金)刊行予 定(2,000部)
第3回博物館協議 会	3月16日(火) 令和3年度事業について	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
企画展	安曇野市制施行 15 周年記念・春季企画展「安曇野の外来動植物さんぽ～身近な自然から学ぶ～」 会期：3 月 20 日(土)～5 月 23 日(日) 場所：博物館	
講座等	こたつ講座(全 6 回) 第 6 回：3 月 6 日(土) 場所：博物館	「外来植物を楽しむスワッグづくり」 第 2 回：4 月 17 日(土) 場所：博物館
	「外来植物を楽しむスワッグづくり」(全 2 回) 第 1 回：3 月 27 日(土) 場所：博物館	特別講演会「自然への扉を開き、つながりを深める～インタープリテーションの役割～」 期日：4 月 24 日(土) 場所：きぼう
職員派遣等	環境課の自然環境保護を目的とする業務への職員派遣 期間：～3 月 31 日(水)	
	国営アルプスあづみの公園のフィールド調査及びイベントへの職員派遣 期間：～3 月 31 日(水)	

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市バーチャルミュージアム新設	市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」と Facebook ページ「安曇野市教育委員会文化課」公開 期日：3 月 1 日(月)～	
コンパクト展示	「安曇野の春の訪れⅡ～桜の世界～」 会期：2 月 26 日(金)～4 月 30 日(金) 場所：ほりで一ゆ～	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館 穂高鐘の鳴る丘集会所	県宝の縄文土器のほか、鐘の鳴る丘集会所紹介コーナー、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
企画展示等	「第 18 回三郷美術会新春小品展」 会期:3 月 9 日 (火) ~3 月 28 日 (日)	
講座等		基礎講座「貞享騒動を知る」 期日:4 月 25 日 (日) 場所:義民館
その他	長野銀行からの寄付贈呈式 期日:3 月 23 日 (火)	

文書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
企画展	「明科の宝」刊行記念展示 会期:1 月 10 日 (日) ~3 月 31 日 (水)	
講座等	臼井吉見文学館講演会 期日:3 月 21 日 (日) 場所:堀金公民館	
第 4 回市誌編さん専門調査会 (民俗部会)	期日:3 月 15 日 (月) 場所:文書館	
重要文書等収集・整理	公開資料点数 69,967 点 (2 月末現在) (2 月新規点数/なし)	

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
『明科の宝』の頒布等	市内 10 施設で無料頒布終了。市ホームページを通じて PDF 版と Webbook 版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	
『穂高の宝』の発行	穂高地区の文化財等を調査・執筆し冊子を令和 2 年度中に刊行予定。	

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財防災設備保守関係、等への補助事業事務	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	県史跡多田加助宅跡の枯損松伐採に係る現状変更枝・幹は撤去済み、切り株が残っており、ブルーシートで土塁を保護している	3月9日に切り株の撤去を行う
	県宝「光久寺薬師堂」の防災設備設置について、清水地区・明科消防署・市による協議を実施	設置設備・施工方法について協議中。来年度以降に設置する
いわれの地標柱等設置業務	いわれの地標柱の設置工事の実施(明科:新規設置1本、堀金:更新1本)	3月中に設置工事を実施する
第2回 文化財保護審議会	3月26日(金) 会議室301 地区の祭り実施状況報告について 令和2年度事業報告 文化財の保存修理・現状変更等について 明科遺跡群古殿屋敷第3次発掘調査について ほか	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に対しての協議及び工事立会の実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会	随時対応
法第93・94条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
令和2年度以降公共事業協議	令和2年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する	継続

明科廃寺出土 遺物整理作業	平成 30 年度に調査を行い、出土した明科廃寺出土遺物の 整理作業の実施(本年度分国庫補助作業終了:11月30日)	次年度以降も引き続き整 理作業を実施予定
埋蔵文化財 報告書作成作業	『平成 31 年度分試掘・立会報告』『穂高古墳群 E13 号墳』 『三枚橋遺跡(1995)』発掘調査報告書刊行に向けての作業 (入稿 →校正 →刊行)	『平成 31 年度分試掘・立 会報告』『三枚橋遺跡 (1995)』は印刷済 『穂高古墳群 E13 号墳』は 3 月末刊行予定

図書館係

図書館事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央図書館 映画上映会	『ハルをさがして』 期日:3月12日(金) 場所:みらい	
第3回安曇野市図書 館協議会	期日:3月12日(金) 場所:みらい 内容:令和3年度安曇野市図書館事業計画(案)等	
中央図書館 春休み映画上映会	『ピーターパンの冒険』 期日:3月25日(木) 場所:みらい	
堀金図書館 わくわく講座	「紙コップで糸電話を作ろう!」 期日:3月25日(木) 場所:堀金公民館	

第1回安曇野市誌編さん専門調査会（民俗部会） 会議概要

1	会議名	第1回安曇野市誌編さん専門調査会（民俗部会）
2	日 時	令和2年11月10日（火） 午後2時から午後4時まで
3	会 場	安曇野市役所本庁舎 4階 大会議室西
4	出席者	倉石忠彦専門調査員、多田井幸視専門調査員、梅干野成央専門調査員、福澤昭司専門調査員、巻山圭一専門調査員、三石稔専門調査員、宮本尚子専門調査員、白井ひろみ専門調査員、市東真一専門調査員、小原稔専門調査員、倉石あつ子専門調査員、松田貴子専門調査員
5	欠席者	なし
6	市側出席者	山下文化課長、財津博物館係長、逸見博物館係主査、平沢文書館長、那須野博物館係員、青木博物館係主査
7	公開・非公開の別	公開
8	傍聴人	1人 記者 1人
9	会議概要作成年月日	令和2年11月16日

会 議 事 項 等

○会議の概要

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 専門調査員の委嘱・任命
- 4 経過説明
 - (1) 安曇野市誌編さん構想について
 - (2) 安曇野市誌編さん専門調査会設置要綱について
- 5 協議
 - (1) 民俗部会部会長の選任
 - ・調査員の互選により多田井専門調査員が部会長に選出される。
 - ・多田井部会長の指名により福澤専門調査員が部会長職務代理者に選出される。
 - (2) 安曇野市誌民俗編の構想（案）について

事務局・別紙3 民俗編の構想について説明

調査員

- ・構成案は素案である。構成案の作成には、安曇野市をどうとらえるか、安曇野市のアイデンティティとは何か、またその中にある地域差を意識させながら、ひとつの安曇野市を考えることを意識した。生活を立体的に映し出す自治体誌が他自治体では作成されている。安曇野市誌も同様に構成されることが望ましい。「昔から」とは、まず現在をとらえて、その前の世代はどうだったのかと遡れる「昔」と考えている。調査員が何を書きたいかを集めて、構成を練り直してほしい。子ども版は学校現場での活用を意識しながら構成されるのが良いと考えている。
- ・古老からの聞き取りを特記してあるが、年齢的な意味や新型コロナウイルスの影響を考慮して書いたもので、各世代からの聞き取りを行っていきたいと考えている。

調査員

- ・監修の立場から調査以前に念頭においていただきことを申し上げる。①安曇野市域とは南安曇郡域と東筑摩郡域の一部が含まれている。市誌というより郡誌のイメージでとらえていただきたい。旧町村域ではなく、より広域で共通する地域性を見出していただきたい。単なる旧町村域の民俗を寄せ集めて安曇野市域の民俗とするのは難しい。今までにはない総合的・俯瞰的なとらえ方をしていただきたい。②旧町村誌からは一世代経っている時期での編纂となる。現在の何をとらえるかによって遡っていく事象が異なる。まずは各調査員が現在の何をとらえるか明確にいただきたい。話者から何をの得るのか。なぜ古老を話者とするのか、それは話者の語りから歴史を再構成できるからである。そこに若年の方の話を加えることでより長い期間を対象とできる。それを踏まえて若年の方から何を聞きたいかを考えてほしい。今までと違う視点で考えていただきたい。何を民俗編の対象とするかよく検討していただきたい。③安曇野市全域を念頭においた生活の変化、現在から遡って変化をみるとき、どういう「安曇野像」を提示するか。それが市民の方々に市を見直すための契機となるものを作りたい。様々な困難があると思うが、楽しく調査し面白く話し合い新しい世界を見出していき

い。

- ・子ども版の内容は大変難しい。学校現場の副読本や、漫画を使用するなど、安易に内容を考えても本当に子どもに求められるものになるのか。今後しっかりと検討していきたい。

部会長

- ・安曇野市誌編さん事業は「民俗編」から始まることになっているが、今年（令和2年度後半）と来年（令和3年度）の1年半で調査完了となっている。実際に1年半～2年半の調査で執筆まで可能かどうか。聞き取り調査は民俗調査の根幹を成すものであるが、新型コロナウイルスの影響下でどのような調査ができるのか。自分の分担を考えながら御意見を出していただきたい。

調査員

- ・事業計画では民俗編が上下2段になっているが、どういう意味か。

事務局

- ・上下は年度の上半期・下半期という意味で分けてある。令和4年度の後半には原稿執筆に取り掛かっていただきたい。調査員の動き、事務局の事務分担を表としたため分かりにくい部分があり御容赦いただきたい。また、市誌はPDF版の作成をもって刊行としたいが、市誌編さん委員会ではPDF版なのだからページ数に制限は設けなくて良いといった意見も出されている。執筆料との兼ね合いを見て検討していきたい。

調査員

- ・令和6年度以降のスケジュールについて確認したい。

事務局

- ・本編は令和6年度に公開し、資料編と子ども版は令和8年度の刊行を目指し、原稿を執筆していきたい。資料編は本編と同じ分量を考えている。本編の補足分を資料編で補うと考えていただきたい。子ども版は、安曇野市教育会と連携しながら、学校現場で活用できるものと考えていきたい。子ども版はPDF刊行のみとしたい。

事務局

- ・現在、学校現場では1人1台のタブレット端末を使用し、学習をすすめていくことになる。教育もデジタルデータの方が活用しやすいと聞いている。

調査員

- ・本編と資料編の扱いが半然としない。本来、資料編を作成する場合、広く浅く情報を集めて、その中から調査会や調査員が本編となるものを深く調査していくのが手順ではないか。先に本編を作成するとなると、執筆者が注目した事象を限定的に調査した内容と成らざるを得ないのではないか。

事務局

- ・資料編の内容についてはまだ議論が進んでいない。予算との兼ね合いで民俗編から取り組んでいくこととした。スケジュールは素案であるので、本編と資料編の扱いは検討していきたい。

調査員

- ・市域全体を見たときの民俗的特質を見出していくには、旧町村の民俗編を追うだけでは難しい。個人的な意見では安曇野市域の東側と西側では特質が違っているように感じる。そうしたことを全体に網をかけて先に洗いだした方が全体をまとやすくなるのではないか。全体に網をかけることはアンケート調査が一番簡単に思う。アンケート調査を広く細かく行い、焦点化したものから調査するというのはどうか。

部会長

- ・アンケート調査のほかにも長野県史編さん資料も補足的に利用できると思う。旧町村誌の民俗編も参考にできる。事務局から既存刊行物の紹介もお願いしたい。

調査員

- ・従来と順番が逆に感じる。資料を集めてから、本編の内容を拾うということに慣れている。資料編の執筆も調査員が担当するということだと、集まってきた資料の中から本編になるものを書いて、余ったもので資料編を書くというイメージになる。

部会長

- ・本編と資料編の扱いがイメージできないという意見が多いがどうか。

事務局

- ・歴史編や自然編の場合は本編の後に資料編を刊行するケースが多いが、民俗編の場合は資料編が先の方が多い

のか。もしそうであれば本編と資料編を入れ替えることも検討しなければいけない。本編を出すまでの期間が長くなるので予算の配慮が必要と考える。

部会長

- ・資料編を先にするにしろ手元に資料がないことには進めていくことはできない。

調査員

- ・先ほどの意見に「現在をとらえて過去に遡る」という意見が出たが、現在をとらえるための調査を真っ先に行う必要があるのではないかと。長野県史は本編と資料編が分離したものであったと思うが、安曇野市誌の場合も本編と資料編の書き分けを具体化した中で進めないで本編も書けないと思う。

調査員

- ・松本市の中でも旧安曇村・旧奈川村の人たちは「南安曇郡」だという意識が強いと感じた。そうした中に「安曇野市」をひとつに考える手がかりがあると感じている。安曇野市民が「安曇野市」についてどのようにとらえているのかが分かる資料があれば良いと思う。松本市では「まつもと」のイメージを募るアンケートを良くやっていたが、安曇野市にもあれば活用したい。合併の経過が松本市とは異なることから認識も大分違うのではないかと思う。

部会長

- ・「安曇野市」の特質については、しっかりと時間を割いて調査員の共通認識を作っていく必要がある。

調査員

- ・調査期間が限られているが、全体のタイムスケジュールが曖昧であり不安を感じる。担当案も示されている中で、全体の構成の中での執筆分担のイメージが固まっていない状態である。

調査員

- ・先ほど示された章立て案をたたき台として執筆者を割り付け、段々と執筆者の独自色を強めていくやり方もできると思う。また、章立てそのものを専門分野から詰めていくやり方もあると思うし、調査員が書きたい項目を持ち寄るというやり方もあると思う。この章立てをどう扱うか、民俗部会の運営スケジュールも具体的に検討した方が良いと思う。

調査員

- ・資料に示されている執筆分担はあくまで調査員を委嘱するために教育委員会に説明した内容であるので、実際にその分野について書いて欲しいというものではない。それぞれの調査員が何を書きたいかを集めて章立てを構成しても良いと思う。調査方法についても先ほど提案されたようにアンケートを使うことも意味があると思う。アンケートの内容にも調査員の意見を反映させられれば良いと思う。そのためにも、民俗部会の具体的なスケジュールを示していただきたい。今後の予定を円滑にすすめるために、11月末までに分担や章立てについて希望を募り、12月に第2回会議を開催するというのはどうか。

事務局

- ・第2回会議は12月初旬～中旬を予定していた。すぐに調査に出ないのであれば、調査費用として用意していた謝礼を会議の出席謝礼とするために調整が必要となる。少なくとも後2回は会議を設けることが可能である。

調査員

- ・他自治体の調査の事例では、調査報告書が平行することができなかったことがある。それは地元の人たちとの調整が上手くいかなかったためである。今は新型コロナウイルスの影響もあり、すぐに調査員を受け入れてくれない場合があると思う。また、市民の方に説明するために調査に行く際の身分証のようなものを発行していただきたい。調査対象についても事務局から案を示していただければ調査しやすいと思う。

調査員

- ・安曇野市を立体的に捉えるというやり方は、自然分野の観点からすればとても新鮮なものだった。民俗編と自然編の書き分け、役割分担を考えていかなくてはならない。安曇野市は「景観」を大事にしている。「景観」には民俗編で取り上げられるものもあれば、自然編に取り上げられるものもあると思う。

調査員

- ・安曇野市全体をひとつにとらえて地域差を出すためには、全体に網をかけて比較する必要があると思う。新型コロナウイルスの影響下ではアンケートは有効な手段だと思う。一方で、長野県史の調査資料を活用して地域差を見出すことも必要と感じる。原稿の執筆には調査が不可欠なので、調査の内容を固めるためにも、もう少

し議論が必要だと感じた。

調査員

- ・提示した章立てや分担にとらわれなくて、自分だったら何を書きたいか意見を出していただきたい。自分のやってみたいこと、書いてみたいことを提示していただきたい。その時にアンケート内容や調査内容を合わせて提示していただければありがたい。

調査員

- ・旧町村誌の調査内容の整理や基礎資料の確認を文書館や事務局に依頼することはできるか。

事務局

- ・文書館では旧町村誌の調査資料を公文書として登録している。所蔵資料の目録情報は館内のパソコンや、インターネット上に掲載したPDF目録で検索が可能であるので、調査内容に応じ資料を出納することは可能である。

調査員

- ・実際に文書館で資料を閲覧することは可能であると思う。写真類の整理はどうなっているのか。

事務局

- ・写真の分類整理は終了していない。今年度中には広報資料等にある民俗編に使用できる写真をまとめて調査員の皆様に配布したいと考えている。

事務局

- ・旧町村誌の在庫や、旧町村誌の調査資料は文書館である程度集約している。調査内容に応じた資料の出納は、事前に御相談いただければ、文書館職員で検索しておくことも可能である。

調査員

- ・新型コロナウイルスの影響もあるので、冬場は文書館の資料からの洗い出しを優先していただきたい。聞き取り調査も新型コロナウイルスの影響を勘案し、用心しながらすすめていきたい。

部会長

- ・自分自身が何を書きたいのかははっきりさせた方が良くと思う。次回の会議までに自分の担当したい分野を提出していただきたい。そこにあわせてアンケート項目等を提出していただきたい。次回会議は12月中旬なので、11月中には希望を提出していただきたい。

調査員

- ・意見の集約の際には、先ほどの章立て素案と比較検討できるようにまとめていただきたい。

事務局

- ・意見の提出は文書館のメールアドレスに御送りいただきたい。全市アンケートについては、単独で行うことは難しいため、政策部で行っているものに参加できるか検討しておきたい。

事務局

- ・事務局として次回会議までに民俗部会の具体的なスケジュール案を作成していきたい。また、調査内容や章立てや分担を検討したい。新型コロナウイルス影響下での調査を具体的に検討していきたい。既存資料の洗い出しについては、長野県史調査資料の確認を長野県立歴史館に連絡したい。

6 閉会

以上

第2回安曇野市誌編さん専門調査会（民俗部会） 会議概要

1	会議名	第2回安曇野市誌編さん専門調査会（民俗部会）
2	日時	令和2年12月14日（月） 午後10時00分から11時40分まで
3	会場	安曇野市堀金公民館講堂
4	出席者	多田井幸視部会長、福澤昭司専門調査員、巻山圭一専門調査員、梅干野成央専門調査員 三石稔専門調査員、宮本尚子専門調査員、臼井ひろみ専門調査員、市東真一専門調査員、小原稔専門調査員、倉石あつ子専門調査員、松田貴子専門調査員
5	欠席者	
6	市側出席者	山下課長、財津補佐、逸見主査、原郷土博物館長、青木主査、那須野係員
7	公開・非公開の別	公開
8	傍聴人	0人 記者 0人
9	会議概要作成年月日	令和3年1月20日

会 議 事 項 等

○会議の概要

- 1 開会（山下課長）
- 2 あいさつ（山下課長）
- 4 多田井部会長あいさつ
- 3 協議

（1） 安曇野市誌民俗編本編および資料編編さん計画の見直しについて

事務局 計画（案）の説明

部会長 『資料編』を先にとという案が示された。文献調査と現地調査の2本立てとなる。意見をいただきたい。

調査員 執筆しやすい流れとなった。資料編は各地区の調査をしたものを報告するということか。

調査員 現地調査によって各地域のこまかな民俗伝承を捉えられる。調査をする中でそれぞれの地域の問題意識も浮かび上がってくるだろう。調査のときに自分はどんなことをやりたいのか、安曇野の何を描きたいのか、頭の中に思い描きながら資料編の調査をしていただきたい。資料編の報告をして、その中から本編の自分の担当する問題意識、テーマを固めていっていただくというようなイメージでお願いしたい。

調査員 資料編は各地区の報告がメインということではいいか。単独でアンケートは難しいという話があったが、資料編は各地区の調査が主体となってまとまるということではいいか。

調査員 資料編をまとめている中でアンケートの必要性も出てくるかもしれない。部会長からアンケート項目案が出ているが、そのようなものを各調査員から出してもらうことになる。市では「市の意識調査」を年度末にやっていて、民俗で使える内容がある。それを応用する手もあるので、民俗のアンケートは少し様子を見て進めたい。

事務局 アンケートはやらないということではなく、来年は間に合わないということ。資料編は旧5地区ごとの民俗をまとめて1冊にするイメージである。

調査員 調査方法について、地域ごとに調査していく計画だが、安曇野全体を捉えた上で見えてくる特徴や共通点を浮き彫りにしていく必要があるが、地区ごとでやっていくとそのあたりが最後まで見えなくなるのではないか。調査しやすいメリットはよくわかるが。

調査員 報告書を出すということを前提に地域ごとにやる。例えば豊科を調査しているときにも隣接する明科も関連性が出てくるので、他の地域調査もどんどんやってほしい。

調査員 各地区で特色のある場所を一通り見る巡見をやってほしい。

事務局 実現に向けて検討したい。

調査員 スケジュールは分かりやすくイメージできるようになった。資料編の項目について事前に「この分野のここを聞きたい」というような意見を出して、それをまた調査員会に諮るということではいいか。調査項目は各担当で聞きたいものを出す、その上で意見を出し合い調整した上で調査に入ると

いうことでよい。

調査員 資料3 調査項目の説明。たたき台案の項目を縦列に対して、調査員それぞれが希望する調査を横列に記入してある。それを見ると手薄になるところや、すごく細かく記載されているものなどがある。それらは資料編の調査を行いながら調整したい。例えば、年中行事の場合、その行事を通して安曇野の何が見たいのかが、本編のテーマになってくる。それを考えつつ資料編の調査をしていたくことになる。「日々の暮らしと祭り」のようなテーマ性のある本編の項目立てになるだろう。それをするために、福澤調査員の「都市化した村の民俗学」の論文を参考にしたい。そういう捉え方をするためにどのような調査をしたらよいか、例を挙げて語られている。オーラルヒストリーというようなものになるのか、個人史とってよいか、そのようなものをたくさん集めながらその中の共通性、特色などを見ていきたい。今までこのような調査は山口県史ではしているものの、あまり民俗学ではやってこなかった。以前は資料6にあるような調査項目(S35)で行ってきた。これを現在に置き換えて調査すると漏れなくできるのではないか。その他に「山村生活の100項目調査」や「文化庁の12項目の調査」がある。そのようなものを参考にして資料編の調査を行っていただきたい。その中に「都市化した村の民俗学」の調査方法も併せていくと本編が書きやすい。資料6にはオーソドックスな資料編のための調査項目と、本編のそれぞれの調査員の興味があるところを入れてみると、こんな風になると思って作ってみた。ただ芸能とか昔ばなしには担当者がいない。三石調査員はこっちなと思ったが、7の年中行事と関わった芸能のほうに興味があるのかな、と思いそちらに入れた。8のほうは言葉としての伝承と感じ、こちらは資料3の担当を勘案しながら資料編担当に名を入れさせてもらった。今後、自由に変更もあり得る。資料編のほうは民俗学体系を見てのとおり非常にオーソドックスな分類。これを資料編に当てはめたのが資料6である。

調査員 確認しておきたいところは、資料編の項目と本編の項目は一致しないということ。資料編に書かれたことがそのまま本編に書かれているかというところではなく、分野に関わらず資料編と組み合わせたような形で本編は書かれていくと理解している。例えば三郷村誌を見ると、三郷村誌Ⅰが資料編の位置づけで既に存在していて、その上に三郷村誌Ⅱを書いた。年中行事でこんなものを食べたという项目的なものを知りたいと思っても、三郷村誌Ⅱのほうでは書かれていないものもあり、Ⅰを見ることになる。それを踏まえた上で確認したいのは、豊科、三郷、穂高とやる地域調査については、すべての地域で同じ項目が書かれていなければならないか。県史資料編のような「何々をやっている、やっていない」というようなものが、それぞれの地域のところで全部出てこなければいけないかどうか、イメージが湧かない。どういう資料編を出していったらよいかがよくわからない。全部の地域が同じ項目の調査をしなければいけないのか、その辺を知りたい。

事務局 三郷村誌Ⅰは増補改訂だった。安曇野市誌は新規に作るもの。内容についてはこの調査員会で議論を深め、決めていただきたい。ただ、旧町村誌に載っていても安曇野市として特徴的なものは掲載していただきたい願いはある。

調査員 イメージとしては、三郷村誌Ⅰは資料編、Ⅱを本編と捉えている。そのほかに松本市史や長野市史も2部構成になっているが、三郷村誌Ⅰが資料編としての目安になると考えている。すなわち民俗大系の調査項目と似たか寄ったかの項目立てになっている。これに沿って調査を行うと各地区同じ調査ができ地区ごと、平場と山間地の違いも見えてくると考えられる。三郷村誌Ⅰ、Ⅱの目次だけ見ても参考になると思う。

部会長 これに子ども民俗が係わってくると複雑になる。どうやって性格付けしていくのか難しい。

調査員 資料編はオーソドックスな調査項目でよいのではないか。地区ごとに比較ができるような形で資料編が作られ、それを踏まえてたたき台案に沿った本編の項目に繋げていく形のほうがやりやすいのではないか。資料編の段階であまり本編のほうを意識してしまうとやりにくいように思う。

調査員 県史の資料は調査をする上でどのような扱いにするのか。基礎資料として県史資料の分析から始めるという手段もある。安曇野市全体に対して特に重点的な項目の分析をしていきつつ、さらにここに加えていくべき項目を拾い出していくのも、初期の段階で必要に思う。県史の資料をどう扱うの

	か。
調査員	研究としては基礎資料を分析することは重要だが、今回はそれに目を通すくらいでよいのではないか。昭和 50 年代に調査で記録したもので、明治の終わりから大正時代にかけてのもの。変化を辿ったりするときは非常に重要な資料になるが、あまりそれにこだわる必要もないと考えている。
調査員	日本民俗大系と県史項目は重なってくるもの。ここの項目を改めて今回聞き取るということになるが。
調査員	県史の調査項目を作るときには、調査項目が膨大にならないように、しかし肝心なところは押さえておくという項目の作り方をした。それぞれがその時に興味のあったことを聞いている。生業だと「馬入れ道」を何と呼んだかとか、どのくらいの広さがあったかを聞いているが、一方でこの地域の天蚕についてはまったく聞いてないなど、落ちてしまっているものも結構ある。長野県史を基礎資料として見て使うことは構わないが、それにとらわれすぎず、むしろ自分の感覚みたいなものを活かして調査をしたほうがよいと思うがいかがか。
部会長	県史の人生儀礼を見てみると、こまかく記述してあるようでも、結婚式とか葬式の具体的な中身までは触れていない。資料編を作るとなれば、どのような調査項目を挙げていくのが大事になってくる。それぞれの担当するところで項目を挙げるのか、いままでの調査項目を参考にしながら自分に合ったものを挙げていくのか考えていく。もしくは県史の調査項目を使ってやることも考えられる。県史 18 地点は目が細かい。それプラス現代に通じる変化とか、それぞれの関心のあるところを入れていくとか、考えていただき意見を出してほしい。
調査員	いままで自治体誌に関わった調査員はそれぞれの中で共通のイメージを持てると思う。しかし、若手で経験の無い調査員は分からない部分が多いと思う。
調査員	その通りだと思うが、それぞれの調査員は調査の経験はあると思うので、調査員は資料を参考にしながら、主体的に調査を進めてほしい。新しい世代だから拾えるものもあるはずなので、そこに期待したい。
部会長	ある程度は共通理解を図った上で動くことは必要である。
調査員	説明だけでは長野県史資料編のようなイメージだけが漠然とある。実際に調査に入り調査項目を全員がやり、自分の興味のあるところを任せてと言われても心配ではある。
部会長	県史 18 地点以外にも調査地点を増やしてやっていくのか、そこも目途がついていない。事務局としてはどうか。
調査員	どの項目を意識して調査をすることということか。
事務局	「日本民俗大系」だが、事務局としてはそれにこだわるというわけではない。編さん調査員からは「本編は従来の民俗編にこだわらず新しい挑戦をすべき」との意見もある。それを受けて新しい視点の民俗編の章立てになっている。ただ、現地の調査は網羅的にやっていただくのがよいのではないか。若い調査員のみなさんにとっても受け入れやすいと考える。
調査員	資料編の「調査する時点」をどこに置くかがそれぞれの中で定まらない。県史の場合は戦前～昭和 30 年代までの生活の有様を描く、その時代を経験した人に話を聞く、それを資料編の時世として定め、それを再現して書いてみよう、ということだった。一般の人の「民俗」のイメージもそのへんに置かれている。今から調査をした時に高度経済成長以前の生活についての話をしてくれる人を探すのは難しくなっている。そこをどうするかが問題となる。「以前の生活の姿」については、既存の資料で書けるものはできるだけ書く。足りないところだけ可能な限り調査をしてみる。重点に置くのはそこから現在の生活がどのように変わってきたか、安曇野市の人々はどう思っているのか、「人づきあい」はしているのか「葬式はどのようにやっているのか」「婚礼はやらないのか」というようなことを書いた方がこの時期に民俗編を「編む」意味があるのではないか。主体となる読者の立場からすると昭和 30 年代で書いてみても読めないのでは。どこに時世を置いて原稿を書くか、資料編の時世はどこか議論をしてほしい。

部会長	今回は現在までの変化に光を当てるべきという意見。資料6にある担当がこの中で何を資料としてあげ、調査項目を何にするのかなどの意見が出た。
調査員	とらえるのは「現在」、現在の暮らしを捉えるために何をどう聞けばよいか、それはそれぞれの関心のあるところを工夫して聞いていただくしかないと思う。日本民俗学大系の項目は「今どう変わっているのか見ていただく」ため。例えば衣生活を聞くときに、「今だったらこれをどう変えて聞いたらよいか」というようなことを考えていただくためのたたき台でもある。したがってこれを全部聞くということではない。例えば人生儀礼の項目は今の時代にそぐわない。では今の人たちに聞くためにはどう変えたらよいかということをそれぞれ考えていただきたい。人生儀礼を聞き取ると家族、親族、年中行事にもかかわる。そのためいろいろな欄に名前が入っている。例えば80年前の「山村生活100項目」も、全部それを聞き取るということではなく、それぞれで変えて聞いてほしい。また、資料3の章立てはみなさんに叩いていただくための目安にすぎない。進めていくとどんどん自分の中で変わってくるはずであり、5地域それぞれに自分の中で共通する項目があるはずであり、「動かないもの、動かしてもいいもの」「この地域だから聞けるもの、聞けないもの」を見分けて聞いていってほしい。それらを固めていけば本編もできると思う。
調査員	昭和30年代が遠くなっていると感じている。やはり今を見るしかない。前の調査と同じことを聞けばその違いが分かる、それを参考としていきたい。
調査員	現代に重きを置いたほうがやりやすいと思うが、昔になぞって聞くと今ではぜったいにわからないことがあったり、逆に新しいものが出てきた場合、どう処理すればよいかということがある。兵庫の自治体誌の事例でスマートフォンを民具にいれるかどうかで議論が交わされたという。スマホも生活を変えた民具と言えなくはないが、そこから地域性が出てくるかどうかは分からないが。
調査員	民俗の扱う分野の幅広さに驚いている。市町村誌によっても格差が大きい。今の植生から過去の里山の植生をみるという手法をとっているのだから、聞き取りは80歳代くらいの人までだが、それ以上遡るとなると、米軍の撮影した空中写真などから情報を得て里山と人との関わりを見ている。幅広い民俗の中で自分の関わるところを掘り下げるやり方でまとめるとよいのかなと考えている。例えば資料3の担当分野の薄いところのフォローをどのようにやったらよいか。
調査員	薄い分野は落とすかもしれないし、お願いするかもしれない。同じような分野が重なると足を引っ張ることもあるかもしれない。その調整が大切になる。「昔ばなし」は聞けないが、現代のはやりの妖怪などは聞けるから、誰かがやるというようになればよい。いずれにしても資料編を進める中で本編の章立てを固めていきたい。
調査員	「篠ノ井鉄道と樺林」というテーマは自分でも書ける。やっていく中での調整を定期的にやってほしい。
部会長	資料編に挙がっている名前はこれから変わっていく。一人ひとりがどのような調査項目を立て進めていくかはこれからの資料編、本編も含めて会の中で話し合いたい。
調査員	資料編の章立て、項目はあらかじめ考えるのかどうか。資料を原稿化した後に編集したほうがよいのか、大系に沿って項目を立てておいた方がいいのか。プロットを先に作るのか、原稿を書いてしまうのか。
調査員	原稿が出てからのグルーピングもありと思う。
調査員	本編の内容と資料編の内容が一致しないとすれば、資料編は機械的に割り振って既存の資料をまとめる形にしながら、補充調査で書いてもよいのでは。初めて市誌編さんにかかわる調査員にはやりやすい。
調査員	本編のイメージを描いたものの、地域のことがよく分かっていないので、自分の書きたいものを選択できなかった。資料編が先となると項目が分かるので、本編のイメージと掛け合わせると自分の書きたいものが描ける。だとすると資料編のほうの項目で自分の書きたいところを選択させてもらいたい。
調査員	資料編は資料6の裏にある。そのうちから希望をだしてもらおう。または文化庁の衣食住…のとおり

	にいくか。次回までに考えてみたい。
部会長	資料編で目を通した中から本編の考えが出てくる。来年度の豊科調査にしても全部は網羅できないので、自分なりに関心のあるところを調査し本編に繋げてくことになる。もやもやしているが大切なところ。
調査員	衣生活、食生活、芸能(獅子舞など)が欠けているところがある。どういうふうに補っていくか。衣生活は生業に、食生活は人の一生か年中行事の中ですくい取っていけば資料編の構成はこれでよいと思う。
調査員	まだ資料編のイメージが漠然としている。最初は既存の資料から進めていくとのことだが、それは昭和 30 年代までの資料が多い。調査自体は現代を調べる、切り取るということか。昭和 30 年代のものも資料として載せていくということか。→よい。
部会長	次回もう一度資料を出しなおし、検討することとしたい。次に年中行事について事務局から。
事務局	安曇野市の祭りなどの行事について説明。コロナで中止や変則的になっていることなどを伝える。
事務局	写真を今後集めていくことを説明。既存資料の写真で使いたいものがあったら文書館へ。写真の募集はこれからだが、SNSなどで発信、募集することも考えている。
事務局	来年の聞き取り。60-80 代を中心に聞き取りを考えたい。ある程度は地域のことを知っている人を選定したい。マタギ経験者や市長からも聞き取りをしている。監修者からは「楽しんで」の言葉もいただいている。ぜひ楽しみながら進めていただきたい。
事務局	今回は 1 月末でお願いしたい。
課長	終わりのあいさつ。
4 閉会	
以上	

第3回安曇野市誌編さん専門調査会（民俗部会） 会議概要

1	会議名	第3回安曇野市誌編さん専門調査会（民俗部会）
2	日 時	令和3年1月25日（月） 午後10時00分から12時30分まで
3	会 場	安曇野市堀金公民館講堂
4	出席者	多田井幸視部会長、福澤昭司専門調査員、巻山圭一専門調査員、梅千野成央専門調査員 三石稔専門調査員、宮本尚子専門調査員、白井ひろみ専門調査員、市東真一専門調査員、小原稔専門調査員、倉石あつ子専門調査員、松田貴子専門調査員
5	欠席者	
6	市側出席者	山下課長、財津補佐、逸見主査、青木主査、那須野係員
7	公開・非公開の別	公開
8	傍聴人	0人 記者 0人
9	会議概要作成年月日	令和3年3月10日

会 議 事 項 等

○会議の概要

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 4 部会長あいさつ
- 3 協議

(1) 安曇野市誌民俗資料編調査と章立て

事務局 計画（案）の説明

部会長 あいさつ 公開の確認等

部会長 資料編の構成について協議したい。調査員からの提案があるので説明していただき、それをもとに討議をいただきたい。

調査員 編さんの手順を考えてみたので提案したい。本来は前回のような会議を積み重ね練り上げるのが望ましい。しかし、今回は時間がかけられないようなので、できるだけコンパクトに進めることを前提に手順を考えてみた。まず自分の興味のある分野が調査員案のような分野を選ぶ。その上で既刊の旧町村誌や報告書をもとに読み込み内容を理解する。併せて隣接する地域はどうかとかなど横に広げてみていただく。その上で自分なりに調査項目を立てていただく。時間があれば調査項目の検討会もやったほうがよい。調査項目が固まったら現地調査を行う。場所についてはこれから検討。抽出になるかもしれない。現地調査資料は調査地点ごとにまとめる。必ず文書にまとめて原稿化、史料化しておかないといけない。時間が経つとつぶさに思いだせない、聞いた内容を勘違いしてしまうということに繋がる。できれば印刷物かweb化して全員の分をひとつにまとめて共有化することが必要。次に既刊の資料をまとめたものと、調査をしてまとめたものとをすり合わせてみながら本編の「執筆テーマ」を定めないとはいけない。自分の調査した項目にピッタリと重なる場合もあれば、そうとは限らない場合もある。他の分野の関連しながら、例えば盆行事をまとめながら、エゴの食性について同時に分布図を作りながら見ていく。あるいは満願寺の仏迎えの様相を比較してみるといようなことを、年中行事を見ながら食生活や信仰の分野にも踏み込んで自分のテーマのまとめを行う。テーマを定め本編の執筆項目を作成する。これは資料調査と並行しながら自分のイメージを膨らませたり、項目を立てたりして、全体でそれを見る、検討会を開催する。意見を聞いた上で項目を細かくしていった実際の執筆にとりかかる。それがある程度固まったところでサンプル原稿を書いてみて、会議にかけながら検討をしていく。細かくやっていると大変時間のかかる作業であるが、時間の許す範囲内で、省略できるところは省略しつつ、メール等で連絡を取り合い情報交換する。できるだけ調査員の気持ちをそろえるようにしつつ、時間のかからないように、コンパクトにやっていけばどうか。幾度かのサンプル原稿の検討を経て執筆、提出をしていく。こんなイメージでやったらいいか。

部会長 仕事を持った調査員には大変な部分があるか…。

調査員	既存の旧町村誌をまとめなおす作業と、新しく得られた調査資料をミックスして資料編の原稿を書くということでよい。
調査員	今日に至るまで旧町村誌を読んでみたが、正直、使いモノにならないものもある。両方をミックスするといっても既刊のものの中に濃淡があって難しい部分がある。
部会長	既刊の文書も本編に近い形で書いているので資料として使うことになる。これから調査項目として挙げられていくものとダブらせて自分の資料としていく。
調査員	資料3をご覧いただきたい。「豊科地域の概観」を、旧町誌を使って書いてみた。なぜ書いたかという、すでに書いたものがあると、どうしてもそれに引っ張られるということがある。豊科地域概観は書いてなかったの、旧町誌のあちこちから色々なところを抜き出して書いてみた。とても使えるものではないが、自分としてまとめることで何が足りないか、何をくわえていくのか、などが分かっていくということがある。
調査員	各町村誌をまとめてみて、足りない部分を自分で考え、調査していくということでよい。→よい
調査員	1〜2週間、調査に入らないうち、一日市場には「愛染」というお稲荷がたくさんあるという話があった。1つの項目を調べていく間にいろいろと違う事象も出てくる。年中行事を調べてもそれにかかわって違うものが出てくる。現地調査が先で、その後文献を見たほうが、記述の有無がわかるのではないかと感じた。
調査員	事務局が送った「年中行事一覧」は年中行事ではない。年中行事はさまざまな分野があり、神社の祭りも家の中の祭りも、同族の祭りも、田植え、稲刈りも年中行事に含まれる。どうしても現地に行かないととらえられないものもあるが、とりあえず今は(コロナの影響もあるので)、家の中でできることを考えていただきたい。
部会長	資料編は本編をまとめていく上での基礎資料である。資料編が多く、既存の文献資料には「偏り」があるので、それをはっきりさせてみる。
調査員	手順は了解した。本編では自分の専門分野が生かせるような形になればよいと思った。
調査員	年末年始の調査。既存の文献を読みながら行ったが、『明科町史』が手元になかったので困った。コピーがあればよいと思った。「七夕」についても記述の厚いところと薄いところがあった。
調査員	年末年始の行事の調査を行ったが、明科の資料がない。また、地図を見たがまだ地名を聞いてもピンとこない。5の情報の共有化したあたりに資料編の執筆という動きが出てくるというイメージでよい。
事務局	『明科町史』の民俗編のデータがある。PDF か紙で希望者にお渡しする。
部会長	調査のまとめと提出によって資料編になってくる。まとめる場合、自分の関係するところだけではなく、話者と話をすると自分の関係以外のところも出てくる。年中行事の話をしていたら養蚕の話になる、その場合、養蚕も含めて入れておけるような状態にしておくと、他の調査員が使えるかもしれない。調査で知り得たことは極力まとめの中に入れ込むことが必要。 1-5は資料編、6〜は本編の兼ね合い。これから資料編をまとめていく場合、常に本編を意識することが大事。巡見で地域の特色を見ていただきたい。
調査員	資料1の案について、6の本編とは、本編のことか資料編のことか。資料編が1-7とっていたが、5の枝番を入れるとわからなくなる。
調査員	最終目標が本編なので、そこに向かっての案とした。5の次のところに全部の地区をまとめる形で「資料編の原稿を書く」と入れたい。と同時に本編の執筆項目を考えないと間に合わない。
調査員	スケジュールとして3までで一区切りとなるが、いつまでのことか。また、5まではいつまでか。3までは今年1年、5までは2〜3年か→そんな方向で。
調査員	それぞれがどのように重なり合っているかを明らかにするため、タイムスケールを作りたい。
部会長	調査員案は了解したと思う。次に調査項目について資料2の説明をお願いしたい。本日配った資料が最新である。
調査員	執筆分担の中でどんな項目があるか、いくつかの案を作ってみた。1案は昭和35年の日本民俗学体

系の中の調査項目案、2案は1963年の「民俗調査のための民俗項目」で独特の分類案。3案は1965年文化庁の「民俗資料調査収集の手引き」で、オーソドックスでよく使われる。面白味はないが落ちは少ない。県史の構成はこれを基にしているが、詳細は調査員個人の関心のあるものになっているので、調査員の説明にもあった「なぜここを聞いてないの」というようなところがたくさんある。調査カードの項目案を作ったときに、個人の興味のあった項目で作られてしまったので落ちがある。今回、当時の安曇野市域の県史の調査項目の内容をまとめた一覧表を揃えたのでここで目を通すことができるが、まったく報告のない地区もある。

次の3へ行っていただき、3案のうちの3番目でいきたいと思う。そこに適当に調査員を割り振ってある。黒枠は責任者である。この名簿をたたき台にして調整をしたらどうか。

部会長 1-3案が示されたが意見はどうか。

調査員 「民俗調査ハンドブック」というものもあるが、選択肢にあるか。

調査員 内容的に選択肢に入れないということでよいと思う。

部会長 3案という意見があったが、それでよいか。

調査員 専門知識がなくても班長をやらなくてはならないのか。

調査員 3案に賛成。1つの項目に複数の調査員のつくことがよい。

調査員 3案でよいが現代的なこと、例えばコロナなどをどう入れていくかを考える必要がある。

部会長 3案で決定したい。次に3案の11項目について分担を決めていきたい。

～分担についての協議については省略～

調査員 次に資料3について説明したい。資料編の初めに既刊の町村誌から豊科地域外観、穂高地域外観というようなものを付けていただく。ローテーションで書いてもよい。サンプルとして『豊科町誌』から豊科地域外観をまとめてみた。豊科の地理的な位置、生業、高度成長期からの変化、今回のコロナ禍等を拾い出して書いてみた。豊科町誌から拾い出してまとめるこれをそれぞれの調査項目の分野ごとに拾い出して書いてみていただきたい。2ページの上段にハッカ、綿、ワサビの単語が並んでいるが、特徴的なものの写真の要望を上げていただくこともお願いしたい。そうすると事務局でも写真を集めやすい。地域外観は担当が決まっていないので、各資料編の巻頭に地位外観を付けることになるのか、いきなり衣食住というように書いていくかは後日考えたい。足りない部分は後で付けてもよい。『豊科町誌』の年行事をまとめるとしたら、1月、2月、3月…という項目立てになっている。資料編ではあるがこのような項目立てにするのかも、まとめながら考えていただきたい。人生儀礼も同様。

部会長 いまの説明のまとめは、そのまま資料編のまとめとなるのか。

調査員 資料編の最初に「豊科地域とはこういうところですよ」というようにまとめるとしたら、『豊科町誌』から持ってくるとこういう文章になるかな、というモノ。当然、自分が調査して行くときには、付け加えていかなければならないモノがたくさんあるし、文化庁の調査項目に沿ってやっていると現在のことはつかめないの、自分たちで「今」を見るためには、この項目をどのように変えて聞いたらよいのか、また、行間を埋めるような資料調査も必要となってくるので、テクニック、工夫が必要になってくる。

調査員 既刊の資料のまとめは旧町村別に行うことが念頭にあるのか。

調査員 一応。

調査員 資料編は「はじめに」のところに5地区の概観が並ぶということか。そのあとに「第1章 衣食住」という形になるのか。

調査員 とりあえず豊科をまとめたものなので、資料編としては5地区をこのようにまとめて、それをさらに総合化したときに、「安曇野市のそれぞれの5地区はこんなところですよ」という書き方になるとイメージしている。調査員案と違うかもしれないが。

調査員 資料編のタイミングがイメージされていない。地域別に資料編を出していったその先に本編があるという形なので、本編の地域の概観は、資料編でまとめた地域の概観を総覧するような形の地域の

	概観が書かれなければならない。
調査員	資料編は1冊で、その中が豊科、明科と分かれているということか。そしてその豊科の中が衣食住とか生産生業とかになっていくということか。
事務局	今の段階では1冊を想定している。編さん委員会の意見の中にはPDF版だからページ数の制限はなくてもよいのではないか、という意見もあった。しかし、いざ印刷となるとページ制限は避けられないので、ある程度印刷のページ数を想定して考えたい。また、1冊にするか2冊にするかは決めていない。あまり厚いモノをつくと扱いづらいということもある。予算も厳しい状況なので見通せないところもある。
調査員	本編については、資料編をまとめる中で問題意識のあることを取り上げていってテーマを作っていくという形になると思うが、資料編の5町村のまとめの項目に対しての総合的な見解を書く場所はあるのか。
調査員	本編に載せるということ。
調査員	そうすると、資料編の項目と同じようなものが本編に出てくるということか。資料編にも総合的な記述が必要と思うが、今のところないということか。→ない
部会長	資料編は5町村ごとに11項目をまとめるということか。市誌となれば5町村も大事だが、安曇野市としてのくくり、単位の民俗の網羅ということになる。再分割して5町村を並びたてたところで、市誌の意図するところへ行けるのか。むしろ安曇野市全体を11の項目について旧町村を対比すべきではないのか。結婚式にしても三郷小倉と明科光と比較できれば、市としての全体像が見えてくるのではないか。
事務局	ここで出た意見を踏まえて民俗編、資料編の内容を決めていただければよい、というのが事務局の立場。市の総括的なものをどちらに載せるのかについては、各地区を均一の目で見ても評価いただくのが資料編、それがなくして本編は書けないという議論の中で資料編を先に持ってきた。資料編は練習の場であり、各地区を細かく見ていただいてまとめたのが資料編。その調査結果によって総括的、全市的にまとめたものが本編というイメージを持っていた。
調査員	本編では「全的な観点」での事例の見通しや民俗の特色が書かれることになる。例えば「春の彼岸」には、穂高では墓参りをして××ランチを作るとか、堀金では墓参りはするが同族のお祭りをするとところもある。ところが東川手では「風の神」の祭りで、糞人形を作って集落のはずれに立てているというような習俗がある。これはおそらく東側の嶺間からの民俗の伝播によるもので、大岡や山辺あたりにも似たような習俗が見られる。というような全市を見渡した上で、その民俗の位置づけまで記述できれば、読むほうもよく分かる。資料編は単発的な狭い地域の中でのできごとを書いて、本編はもう少し広い視野で考察しながら、執筆者の意図的な事例を集めたりして、読み物としても楽しめるようなものが書けたらよいと思う。
調査員	今の話を聞いていると資料編も、例えば春の彼岸の日にはどういうことをしているかを、項目で地域を分けずに書いていかないと、本編を書くときに使いづらいのではないか。
調査員	逆ではないか。資料編の中で、どこで何をやっているのかをはっきりさせておかないと、本編で使いづらいのではないか。
調査員	『長野県史』の場合は項目で地域が書かれているが、そうではなく地域で項目を分ける、明科は明科で項目をまとめていって…。資料編をどのようにまとめるのかという点で、旧町村ごとに項目を決めていって、「明科編」「三郷編」というようにするということが。
調査員	調査項目は同一でないとまずい。同一の調査項目を、地域を限って調査していくのが資料編の在り方ではないか。
調査員	三郷の項目は「三郷編」で見るとということか。
調査員	同じ調査項目でやっているのだから、5地区の比較ができる。すると違いも分かるし「この事例は松本と繋がっている」「麻績のほうと繋がっている」など、5地区の事例を比べるからこそ違いが分かる。

調査員 編さんをした時に、三郷なら三郷で編さん項目の三郷の衣食住、生産、交通…となっていくということ
 ことでよい。→よい。

調査員 安曇野市全体でこの項目に対しての考察を資料編の中でやるのか、本編の中でやるのか、そこを決
 めないといけない。本編でやるならばこの1から11までの項目で構成されているということか(そ
 れは違うの声)。しかしそれがないと、全体でのきちんとした考察に行かないという話だと思うが。

調査員 『長野県史』は項目ごとに各論のような形で載っている。『安曇野市誌』ではナシでよい。

調査員 『県史』の総説1の部分が無いということではないか。

調査員 そういうこと。『県史』第2巻のようなイメージが本編のように思えるがそうではなく、1と2が合
 わさったものが本編ということではないか。本編の中では資料編のまとめもやるということによ
 い。→よい

部会長 まだ検討が必要だ。事務局は11項目をそれぞれ書いていくという考えか。

事務局 それぞれの地区のまとめが資料編、それを使って本編がまとめられるというイメージだが、最終的
 には部会の中で議論を深めて決めていっていただきたい。

部会長 続きは次回で。事務局から連絡を。

事務局 次回、豊科地区内の巡見を計画したい。3月から始めたい。

事務局 謝礼支払等の手続き、報告書の書き方など。

部会長 以上で協議を終わりたい。

事務局 今回は3月8日か15日でお願いしたい。後略

4 閉会

以上

令和2年度 第2回安曇野市美術資料等選定委員会 会議概要

1	会 議 名	令和2年度 第2回安曇野市美術資料等選定委員会
2	日 時	令和3年2月2日(火) 午前10時から午前11時30分
3	会 場	安曇野市役所本庁舎 3階 共用会議室 306
4	委員出席者	笹本委員、太竹委員、伊藤委員、征矢野委員、岸野委員
5	事務局出席者	橋渡教育長、山下文化課長、豊科近代美術館塩原学芸員、安曇野高橋節郎記念美術館黒岩館長、田淵行男記念館曾根原館長、三澤文化振興担当係長、内山文化振興担当主任
6	公開・非公開の別	非公開
7	会議概要作成年月日	令和3年2月20日

協 議 事 項 等	
○会議の概要	
1	開 会
2	あいさつ
3	審 議
(1)	収集希望作品について
(2)	現地検分(豊科近代美術館2階展示室)
豊科近代美術館収蔵候補作品 作品購入について	
■承認	山口蒼輪《菊》 他1点
豊科近代美術館収蔵候補作品 寄贈受入について	
■承認	小林邦《中戸村風景》 他10点
豊科近代美術館収蔵候補作品 所管替えについて (豊科郷土博物館及び穂高会館から豊科近代美術館へ)	
■承認	奥村光正《白の標的》 他11点
4	そ の 他
5	閉 会
以上	

※会議概要は、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

報告第 5 号	教育部 学校教育課
令和 3 年 3 月 25 日 提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 櫻井 義之

タイトル	令和 2 年度 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例第 7 条第 2 号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。

報告第 6 号	教育部 学校教育課
令和 3 年 3 月 25 日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 赤羽 文恵

タイトル	教育長報告
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例第 7 条第 2 号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。